

平成30年10月 3 日（水曜日）

第 3 号

平成30年第3回  
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

## 第3号

平成30年10月3日（水曜日）

出席委員	交代委員
委員長	
笹田 浩 君	
副委員長	
内田 尊之 君	
安住 太伸 君	
小岩 均 君	
久保秋 雄太 君	
白川 祥二 君	
梶谷 大志 君	
中野 秀敏 君	
花崎 勝 君	大崎 誠子 君
長尾 信秀 君	富原 亮 君
橋本 豊行 君	
吉井 透 君	
喜多 龍一 君	

## 出席説明員

農政部長	梶田 敏博 君
農政部長 食の安全推進監	甲谷 恵 君
農政部次長	青木 誠雄 君
食の安全推進局長	立花 智 君
生産振興局長	宮田 大 君
農業経営局長	渡邊 顕太郎 君
農村振興局長	橋本 智史 君
農政部技監	足立 一郎 君
競馬事業室長	田中 源一 君

技術支援担当局長	秋 元 勝彦 君
活性化支援担当局長	西 崎 高 君
農政課長	水戸部 裕 君
政策調整担当課長	野口 正浩 君
競馬事業室参事	佃 輝男 君
食品政策課長	瀬川 辰徳 君
農産振興課長	山野寺 元一 君
畜産振興課長	山口 和海 君
環境飼料担当課長	今田 信彦 君
家畜衛生担当課長	山口 俊昭 君
技術普及課長	白旗 哲史 君
農業環境担当課長	河野 勉 君
農業経営課長	赤池 政彦 君
農業支援担当課長	上西 新次 君
農地調整課長	尾崎 純一 君
農村設計課長	芳賀 是則 君
活性化担当課長	長谷川 元司 君
事業調整課長	須藤 正之 君
農業施設管理課長	中山 篤史 君
農村計画課長	坂井 松信 君
農地整備課長	山崎 毅匡 君
農村整備課長	高崎 悟 君

経済部長	倉本 博史 君
経済部観光振興監	本間 研一 君
経済部食産業振興監	中田 克哉 君
経済部次長	加藤 浩 君
食関連産業室長	谷岡 俊則 君
経済企画局長	三島 斉 君
観光局長	近藤 裕司 君

【第2分科会 10月3日 第3号】

地域経済局長	田畑洋一君	環境・エネルギー室 参事	西岡孝一郎君
産業振興局長	野村聡君	同	北村英士君
労働政策局長	堀泰雄君	雇用労政課長	水口伸生君
誘客担当局長	楨信彦君	働き方改革推進室長	大矢邦博君
環境・エネルギー 室長	鳴海拓史君	人材育成課長	山口了子君
総務課長	佐藤昌彦君	<hr/>	
食関連産業室参事	沖野洋君	議会事務局職員出席者	
同	黒須成弘君	議事課主幹	永井宏佳君
経済企画課長	仲野克彦君	議事課主査	神澤信宏君
観光局参事	奥河俊明君	同	伊藤秀和君
同	磯部政志君	同	田中啓之君
同	小野寺淳一君	同	堤輔君
同	森秀生君	同	渋谷崇君
中小企業課長	佐藤隆久君	同	高橋智嗣君

午前10時2分開議

○笹田浩委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔神澤主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

小岩均委員

吉井透委員

であります。

○笹田浩委員長 この際、質問者の順位変更について御報告いたします。

先ほどの理事会において、自民党・道民会議から、経済部所管の1番の富原委員を3番に、3番の大崎委員を1番に変更願いたい旨の申し出があり、理事会で協議の結果、この申し出のとおり変更することといたしましたので、御了承願います。

それでは、議案第1号ないし第3号及び第25号を一括議題といたします。

1. 農政部所管審査（続）

○笹田浩委員長 10月2日に引き続き、農政部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

内田尊之君。

○内田尊之委員 おはようございます。

それでは、私から、農政部所管事項に関する質問をさせていただきます。

最初に、農業被害についてお伺いをいたします。

9月4日から5日にかけて接近した台風21号により、道内の広範囲で、収穫期を迎えた農作物やビニールハウスなどに被害が発生いたしました。その翌日に、これまで経験したことがない震度7の胆振東部地震による甚大な被害が発生し、その後の大規模な停電で、農作物や生乳などの生産、出荷にまで多くの支障が生じました。

今後の復旧、復興に向けた道の対応などについてお伺いをしてまいります。

まず、農業被害の状況についてであります。道がさきに公表した、今回の台風21号による農業被害額は23億1000万円で、地震や停電による被害額が139億2800万円とされております。

それぞれの被害の状況は、具体的にどのようなものだったのか、まずお伺いをいたします。

○笹田浩委員長 農政課長水戸部裕君。

○水戸部農政課長 台風や地震などによる被害の状況についてでございますが、道では、市町村などを通じまして、農業被害の把握に努めているところであり、台風21号の接近に伴う暴風雨では、空知や石狩、後志管内を中心に、ビニールハウスなどの営農施設被害が7293件で13億3400万円、スイートコーンの倒伏や果実の落下などの農作物被害が2960ヘクタールで8億7500万円となるなど、現時点で、総額で23億1000万円の被害が見込まれているところでございます。

また、胆振東部地震では、厚真町を中心に、農地への土砂の堆積や用排水路の損壊など、農地及び農業用施設などの被害が297カ所で93億600万円、農協などの施設被害が36カ所で18億4400万円となっておりますほか、地震後、道内全域で発生した停電によりまして出荷できなくなった生乳の損失などの畜産物被害が2万3787トンで24億2400万円となるなど、現時点で、総額で139億2800万円の被害が見込まれているところでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 今回の台風21号により、収穫間近のリンゴなどの果実やビニールハウスなどの施設に甚大な被害があり、被害があった農家からは、来年度の営農に支障を来さないよう支援を求める声が上がっております。

被害を受けたビニールハウスなどの施設の再建や、必要な営農技術対策など、被災した農家の意向を踏まえ、具体的にどのように対応されるのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 農業経営局長渡邊顕太郎君。

○渡邊農業経営局長 台風被害への対応についてでございますが、道では、台風21号により被災した農家に対し、農業改良普及センターを通じ、営農技術を指導するなど、影響を最小限に抑えるための対応に取り組んでいるところでございまして、具体的には、ビニールハウス内の作物の生育確保に向けた施設の補修を早期に行うとともに、収量、品質を確保していくための、損傷した樹体の補強などについて、現地指導をしているところでございます。

また、低利な制度資金の融通や共済金の早期支払いが円滑に進むよう、関係機関・団体と連携

【第2分科会 10月3日 第3号】

して対応していくとともに、損壊したビニールハウスの再建につきましては、農家の皆さんの意向を十分踏まえつつ、国の施策を活用しながら進めていくなど、来年度の営農に支障を来さないよう取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 続いて、農地、農業用施設等の復旧についてでございますが、今回の台風と地震による耕地災害復旧事業費として、約37億9000万円の補正予算が追加されました。

特に被害が甚大だった地震による農地や農業用施設等の災害復旧をどのように進めていくのか、スケジュールなども含めてお伺いをいたします。

○笹田浩委員長 農村振興局長橋本智史君。

○橋本農村振興局長 農地、農業用施設等の復旧についてでございますが、今回の地震では、大規模な山腹崩壊により、大量の土砂、流木などが農地や農業用施設等に流入し、堆積するなど、胆振管内を中心に甚大な被害が生じているところであり、現在、現地において詳しい調査を進めているところでございます。

また、道では、速やかに復旧工事の着手が可能な農地等について、国の査定を待たずに応急工事を実施する査定前着工制度の活用について、市町村等へ周知しているところでございます。

さらに、山林から、道路、河川、農地へと、復旧対象が広範囲に及ぶため、それぞれの被災状況に応じて、農地等の復旧を円滑に進めていく上から、市町村に対し、必要な技術協力を行うとともに、庁内の関係部が密接に連携し、復旧工法や工事スケジュールなどの調整に取り組んでいるところであり、一日も早い営農再開が図られるよう対応してまいります。

○内田尊之委員 次に、酪農における電力の確保についてお伺いをいたします。

地震の影響で道内の全域が停電となり、生乳の出荷ができなかったり、搾乳ができず、乳牛が乳房炎を発症するなど、酪農家は大きな影響を受けました。

大規模停電時の電力供給体制の整備を図るため、今回、2億5000万円の補正予算が追加されましたが、酪農における災害時の電力供給体制をどのように整備していくのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 生産振興局長宮田大君。

○宮田生産振興局長 酪農における災害時の電力確保についてでございますが、このたびの地震に伴う停電により、多くの酪農家において、搾乳作業ができなかったことなどにより、乳牛に乳房炎などの疾病が多発し、本道酪農の生乳生産に甚大な影響があったところです。

このため、道といたしましては、道内の全ての酪農家が非常用電源を利用するために必要となる配電盤の整備を緊急的に行うための支援事業を実施することといたしまして、その効果的な推進に向けては、農家の飼養頭数や、導入を計画している発電機の能力などを踏まえた、地域ごとの電力確保に向けた整備計画の策定や、緊急時における初動対応が円滑に進むよう、停電に対応したマニュアルを作成の上、JAなどもしっかり連携しながら、研修会などを通じて指導していくなど、災害に強い酪農の確立に力を尽くしてまいる考えです。

以上です。

○内田尊之委員 近年、酪農の規模拡大により、乳牛の飼養頭数が増加しており、停電で搾乳施設が停止すると、人手では対応できない状況に陥り、乳房炎の多発につながるものが危惧されております。

また、乳房炎を発症すると、治療に相当の期間を要し、その間、搾乳ができないため、損失が拡大することになります。

乳房炎には、伝染性や環境性によるものがあると聞いており、ふだんでも発症が見られるようではありますが、今回の停電で、発症牛がどのくらい増加しているのか、また、そのことによる酪農家への影響をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 畜産振興課長山口和海君。

○山口畜産振興課長 酪農家における乳房炎の影響についてでございますが、このたびの停電により、多くの酪農家において、搾乳作業ができなかったことによる乳房炎などが多発しており、農業共済組合などからの聞き取りによりますと、地震後の1週間の全道での乳房炎の診療件数は、地震前の1週間と比べて、約2倍の1万頭ほどに増加したほか、多くの乳牛で、搾乳されなかったことによるストレスにより体調を大きく崩すなどの影響が見られたところではございます。

現在、治療を要する乳牛は、地震前とほぼ同程度の件数に戻っているとのことでありますが、乳牛の体調が完全に回復するまでには一定期間を要しますことから、今後の生乳生産への影響が懸念されております。

道といたしましては、一日も早く通常の生産水準に戻していくため、引き続き、全道の酪農家に対して、農業改良普及センターによる飼料給与などの必要な技術指導とあわせ、農業共済組合などとも十分に連携を図りながら、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○内田尊之委員 続いて、家畜防疫についてお伺いをいたします。

今回の地震や停電で、酪農を初め、畜産全般に大きな被害が出ておりますが、環境の悪化によるストレスが免疫力を低下させ、病気の発生が危惧されることから、防疫措置を徹底する必要があると考えます。

現在、中国などではアフリカ豚コレラが、国内でも26年ぶりに豚コレラが発生し、広がりを見せていることから、適切な家畜防疫措置が求められます。

今後、家畜防疫にどのように対応していくのか、お伺いいたします。

○笹田浩委員長 家畜衛生担当課長山口俊昭君。

○山口家畜衛生担当課長 家畜衛生対策などについてでございますが、今回の地震や停電に伴い、被災地を初め、全道において、家畜に対するさまざまな影響が生じているところであり、そうしたことが要因となって免疫力が低下し、病気などにかかりやすくなることが想定される場所がございます。

こうしたことから、道といたしましては、畜産農家の方々に対し、畜舎などでの消毒の徹底と

【第2分科会 10月3日 第3号】

あわせて、農政部担当課及び胆振と日高の両家畜保健衛生所に、家畜飼養者からの相談に対応するための家畜衛生に関するホットラインを設置するなど、通常とは異なる症状が見られた場合への迅速な対応体制を整備しているところでございます。

また、先月、岐阜県で発生した豚コレラや、中国などで拡大しているアフリカ豚コレラ、さらには口蹄疫など、一たび発生すれば本道の畜産基盤を揺るがしかねない悪性伝染病の侵入を防止するため、全道の家畜保健衛生所による畜産農家への立入検査をふやすなど、家畜衛生対策の強化を図ってまいるところでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 続いて、停電による被害への対応についてお伺いをいたします。

最初に、台風や地震、停電などによる被害の状況を伺いましたが、農政部が所管する施設などにはどのような影響があったのか、お伺いをいたします。

○水戸部農政課長 道の出先機関への影響についてでございますが、このたびの地震やその後の停電によりまして、農業改良普及センターや家畜保健衛生所においては、建物を初め、設備などに多数の被害が発生したところでございます。

震源地に近いむかわ町にある、胆振農業改良普及センターの東胆振支所におきましては、庁舎の亀裂や検査機器などの備品が破損したほか、日高家畜保健衛生所におきましては、焼却炉の亀裂や公用車の損傷に加えて、冷凍庫や保管庫などの備品の破損が確認されてございます。

また、地震後の停電により、全道の家畜保健衛生所におきましては、冷蔵庫や冷凍庫に保存されていた、検査に用いる試薬などが変質や劣化をするなどの被害が報告されているところでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 道の施設にも多くの被害が出たということでもあります。

次に、北電の賠償責任についてお伺いします。

電力供給源を特定の大規模発電所に過度に集中させた場合、万が一のときに発電所が全ての機能を失うことがあるということは、東日本大震災の際の福島での発電所事故でも実例があり、北電は十分に予想できたはずだと思います。その意味で、北電は、電力事業者として十分な管理責任を果たしていなかったと言わざるを得ません。

家畜保健衛生所がこうむった経済的損失については、北電が今回のような大規模な停電を回避するための適切な対応をとらずに、道に経済的な損害を生じさせたことになりませんが、道は、電気供給約款に基づき、北電に損害賠償を求める考えはないのか、お伺いいたします。

○笹田浩委員長 農政部次長青木誠雄君。

○青木農政部次長 北電への対応についてでございますが、北電の電気供給約款では、災害などにより供給を中止した場合について、同社の責めとならない理由によるものであるときには賠償責任を負わない旨が定められているところでございます。

国の検証委員会では、このたびの大規模停電に関する北電の対応などが検証されることとなっ

ており、道の北電に対する損害賠償に係る対応につきましても、その議論を踏まえる必要があると考えております。

家畜保健衛生所において発生した被害につきましては、業務に支障が生じることのないよう、早期に体制を整えることが何よりも重要でありますことから、道といたしましては、破損した冷凍庫などの修繕のほか、使えなくなった検査試薬等の補充を速やかに行うなど、必要な対応を進めているところでございます。

以上です。

**○内田尊之委員** 国の検証委員会の議論を踏まえてということではありますが、今回、同様の被害をこうむった契約者は道だけではありません。停電で搾乳ができなくなった酪農家は、生乳の廃棄に追い込まれ、乳房炎にかかった乳牛が死亡するといった被害が出ております。現状では、こうした経済的な打撃に対して、十分な補償は行われておりません。

被害をこうむった酪農経営者などが、個別に北電と交渉し、賠償を求めることは容易でないことから、被害者として同様の立場にある道が、こうした被害者の方々の代表として交渉する考えはないのか、お伺いをいたします。

**○笹田浩委員長** 農政部長梶田敏博君。

**○梶田農政部長** 酪農家への対応についてでございますが、このたびの地震により発生した大規模停電で、多くの酪農家において、搾乳作業ができなかったことによる被害が発生するなど、本道の産業活動に大きな影響があったところでございます。

こうした災害時における電力供給の停止に関する損害賠償につきましては、北電の対応などに関する国の検証委員会の検討結果を踏まえ、対応を検討する必要があると考えているところでございます。

道といたしましては、被災された酪農家の方々が一日も早く通常の生産状況に戻れるよう、引き続き、農業改良普及センターなどによる乳房炎対策などの技術指導や、飼養管理の改善に取り組むとともに、国が決定いたしました支援対策を最大限に活用しながら、酪農経営の安定化や電源設備の整備などを進め、安心して生産に取り組めるよう万全を期してまいります。

以上です。

**○内田尊之委員** 今回の地震災害、また、停電による2次被害で、多くの農業者を初めとした方々が被災されたわけでありますので、道は、被災者に寄り添った対応をしていただきたいということを指摘させていただきます。

続いて、ホッカイドウ競馬についてお伺いをいたします。

馬の改良増殖や畜産の振興、地方財政の改善を図るため、競馬法により、都道府県には地方競馬の開催が認められており、道が主催するホッカイドウ競馬が開催されているわけですが、今回の地震で開催に大きな影響が出ていることから、被害の状況や今後の運営などについて、以下伺ってまいります。

まず、今回の地震と停電でホッカイドウ競馬事業にどのような被害が発生し、どう対応されて



きたのか、伺います。

○**笹田浩委員長** 競馬事業室参事佃輝男君。

○**佃競馬事業室参事** 競馬場での被害状況についてであります。日高町にある門別競馬場では、観客スタンド内の壁、観覧席のガラスに大きなひびが入るなどの破損や、走路を整備するための作業道の一部に亀裂が生じるなどの被害とともに、停電や断水の発生に伴い、厩舎の運営にも支障が生じ、とりわけ欠かすことのできない馬の飲み水の確保については、給水車による緊急対応を図ったところでございます。

このような状況を踏まえ、9月6日から20日までの期間で、予定していた7日間については、やむを得ず中止することといたしました。その間に、専門業者による施設や走路の点検などを終え、安全が確認されましたので、25日から、昼間に時間帯を変更して、再開したところでございます。

以上です。

○**内田尊之委員** 今回の地震では、開催の中止や開催時間の変更が10日間にも及んだとのことですが、取りやめの決定や、ナイター開催を昼間に振りかえたことで、売り上げにどのぐらい影響が出たのか、ナイター開催ができなかった理由とあわせて伺いをいたします。

○**佃競馬事業室参事** 売り上げへの影響についてであります。9月25日からの昼間開催の3日間については、本年のナイター開催日の平均発売額と比べておよそ4割落ち込み、7日間の中止を含めた累計額では、計画対比で91%となり、16億円の大幅な減少となったところでございます。

なお、主催者である北海道といたしましては、再開を判断する際に、道内の電力情勢を踏まえる必要がありましたことから、9月25日からの3日間については、ナイター開催とせず、昼間開催で実施したところでございます。

○**内田尊之委員** 今回の地震による大規模な停電で、道民はもとより、多くの企業などが甚大な被害を受けました。その後、発電所が順次再開し、節電の取り組みもあって、電力供給が回復し、計画停電は回避され、地震前の状況を取り戻してきましたが、引き続き、企業などでは節電の取り組みが進められております。

このような中、ホッカイドウ競馬の開催では、どのように節電に取り組んでいく考えなのか、伺います。

○**笹田浩委員長** 競馬事業室長田中源一君。

○**田中競馬事業室長** 節電への対応についてでございます。現在、道内の電力需給については、地震前のピーク需要を上回る供給力が確保されているものの、ナイター開催によって電気を多く使用いたしますことから、引き続き、節電に配慮していくことは大切と考えているところでございます。

こうしたことから、競馬運営上の安全性と公正性を確保した上で、ナイター照明や調教の際の照明の照度を抑えるとともに、場外発売所の営業に当たりましても、お客様に御不便をおかけす

ることのないよう配慮しつつ、発売所内の照明を工夫するなど、適切に対応してまいり考えでございませう。

**○内田尊之委員** 地方競馬は、著しい災害を受けた市町村の財政上、必要な場合にも、開催が認められておりますが、この趣旨を踏まえ、ホッカイドウ競馬の収益を、災害の復旧、復興に役立てることが望ましいと考えます。

地震による開催の中止などで、発売額が大きく落ち込んでおりますが、これを計画ベースに戻していくためには、発売額の増加に向けた取り組みが重要であると考えます。

ホッカイドウ競馬の収益向上に向けて、発売額の増加にどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

**○梶田農政部長** 今後の取り組みについてでございますが、このたびの地震により、ホッカイドウ競馬は、9月6日から20日までの7日間の開催を中止するなど、大きな被害を受けたところであり、一日も早く発売額を計画ベースに戻していくことは、競馬に携わる多くの関係者の皆様からも期待されているところでございます。

このため、道といたしましては、開催日数を3日間追加するとともに、JRAや他の地方競馬の協力もいただきながら、ファンの注目を集める魅力ある番組づくりを行うことで、札幌駅前にオープンした場外発売所などでの売り上げ向上を図るとともに、インターネット発売を拡大していくための特別なPRキャンペーンに取り組んでいるところでございます。

また、全国の競馬ファンの皆様に対しまして、産地ならではのさまざまな情報の発信に取り組むとともに、地域の皆様とも連携した、門別競馬場における地元産品の特産市を開催するなど、被災地の復興に少しでも寄与していけるよう、ホッカイドウ競馬の運営に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○内田尊之委員** それでは最後に、粗飼料の確保についてお伺いをいたします。

ことしの天候は、曇りや雨の日が多く、日照不足による農作物の生育への影響が懸念されておりましたが、特に、6月中旬から7月にかけての天候不順で、酪農の飼料として欠かすことができない1番草の収穫作業が大きくおくれました。

1番草の収穫のおくれによる2番草への影響や、飼料用トウモロコシの生育についても、丈が平年より60センチメートル程度低いなど、地域からは、生乳生産への影響を懸念する声が寄せられているため、粗飼料の確保に向けて、以下伺ってまいります。

まず、今年度の牧草や飼料用トウモロコシの生育状況はどのようになっているのか。生育のおくれによって、品質などに影響が出ることも心配されておりますが、生育状況をどのように分析し、粗飼料としての品質をどう評価しているのか、お伺いをいたします。

**○笹田浩委員長** 技術普及課長白旗哲史君。

**○白旗技術普及課長** 飼料作物の生育状況などについてでございますが、6月中旬以降の雨などによる天候不順により、1番草の収穫作業が大幅におくれ、それに伴い、2番草についても生育

がおくれ、あわせて、収穫作業にも影響が生じているところでもあります。

また、飼料用トウモロコシにつきましては、草丈が平年に比べてかなり短く、実入りもおおくれしているほか、9月上旬の台風21号の強風により倒伏するなどの被害が発生しております。

こうした中で、これから給与される1番草によるサイレージの品質につきましては、降雨前に刈り取られたものでは、おおむね平年並みとなっているものの、刈りおくれによる影響を受けたものについては、栄養価が下がっていることが想定されますことから、利用に向けては、品質面での技術的な対応が必要と考えているところでもあります。

以上でございます。

○内田尊之委員 続いて、需給動向についてお伺いをいたします。

ことしの粗飼料は、これまで生乳の増産を支えてきた昨年のもものと比べ、量的にも品質の面でも十分ではなく、全道的にも厳しい状況に置かれていると思いますが、地域間で粗飼料を融通し合うなどによって、道内の必要量を賄える状況にあると考えているのか、現時点の認識をお伺いいたします。

○笹田浩委員長 環境飼料担当課長今田信彦君。

○今田環境飼料担当課長 粗飼料の確保状況についてであります。ことしの道内における自給飼料の生産につきましては、6月中旬以降の長雨や台風などによる影響で、全道的に牧草の収穫がおくれたことなどにより、酪農家においては、十分な品質のもと、必要としている牧草が確保できていない状況に加え、栄養価が高い飼料用トウモロコシについても、収量面で不足してくることが想定されているところでございます。

こうしたことから、全道的な牧草などの自給飼料の融通については難しいものと考えており、まずは、経営内で確保した飼料の有効活用について、道として技術指導を行っていく考えでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 道内だけの対応では、十分な量などを確保することは難しい状況であるとのことですが、乳牛の体調を適切に管理し、乳量を確保していくためには、良質な粗飼料の確保が不可欠であります。

牧草などの粗飼料の栄養価を確保し、サイレージ発酵などにより、良質な粗飼料を手当てしていかなければならないと考えますが、どのように対応していく考えなのか、お伺いをいたします。

○今田環境飼料担当課長 良質な粗飼料の確保についてでございますが、乳牛の体調を適切に管理し、生乳の安定生産を図っていくためには、良質な粗飼料の確保が重要と認識しているところでございます。

このため、道といたしましては、農業改良普及センターを通じ、経営内で確保した自給飼料の有効活用について指導しているところではありますが、さらにそうした対策を浸透させていくため、道やホクレンなどの農業団体で構成する北海道自給飼料改善協議会におきまして、良質な粗

飼料の確保に向け、情報共有を図る中で、全道の酪農家に対して技術資料を配付したところでございます。

また、こうした対応とあわせて、このたび国において措置された、牧草サイレージ等を少しでも無駄なく利用していくための調製資材への助成や、不足する粗飼料を共同で購入する場合への支援策などの活用に向けて、関係団体などと連携しながら対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○内田尊之委員** さきに、北海道自給飼料改善協議会が実施した、道内の自給飼料の生産に関する植生調査では、道内の草地の47%が雑草と裸地で占められており、植生の改善が進んでいない状況が明らかにされております。

草地にゆとりがなければ、ことしのように天候不順などで生育が不良となると、粗飼料不足に陥り、減収に拍車をかけることとなります。

早急な対応が必要と考えますが、草地の植生改善に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

**○宮田生産振興局長** 草地の植生改善に向けた取り組みについてであります。北海道自給飼料改善協議会が行った調査によりますと、全道の草地の半分近くが雑草や裸地などにより占められており、自給飼料を確保していく上で大きな課題となっているところでございます。

このため、道といたしましては、酪農にとって欠かすことができない粗飼料を経営内において確保していく上で、草地の植生を改善していくことが必要であり、そのための草地の整備や更新を促進していくこととしております。

具体的には、自給飼料改善協議会による実態調査に基づき、地域での取り組みを進めていくための研修会の実施や、補助事業を活用した草地の整備改良を進めますとともに、本年のような天候不順に際しても影響を最小限にとどめていくための、牧草品種の適切な組み合わせや栽培方法に関する技術対策をさらに普及させながら、植生改善を通じた自給飼料の安定生産に取り組んでまいります。

以上です。

**○内田尊之委員** 近年、酪農を取り巻く環境は、国際化の進展により厳しさを増しており、競争力の強化のため、規模拡大が進んでおりますが、これを支える良質な飼料の確保や自給飼料の生産拡大が求められる一方で、労働力不足による配合飼料への依存や、草地更新率の低下など、さまざまな課題が指摘されております。

また、家族経営の中には、放牧を中心とした経営を展開する酪農家もおり、大規模経営から家族経営まで、多様な経営形態に対応できる粗飼料の確保対策が求められるところであります。

このような中、需要に応じた自給飼料の生産拡大を図っていくためには、草地の更新や新種開発、雑草対策、支援体制の整備など、総合的な対応が求められると考えますが、今後、良質な自給飼料の確保に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、最後に部長にお伺いして、私の質問を終わります。

○梶田農政部長 自給飼料の安定生産に向けた対応などについてでございますが、自給飼料は、輸入トウモロコシなどの飼料に比べて安価であるとともに、乳牛などにとり、欠かすことができないものでありますことから、北海道にとって、草地資源をフルに活用した良質な自給飼料の生産と利用を拡大していくことは大変重要と認識しております。

このため、道といたしましては、関係機関・団体と密接に連携を図り、優良な牧草品種の普及や草地の植生改善の推進を初め、イアコーンサイレージなどの飼料の生産拡大とともに、作業の効率化とあわせて、地域ぐるみでの良質な自給飼料の確保を図っていく観点から、TMRセンター、コントラクター、公共牧場といった営農支援組織の機能の強化とその普及など、本道ならではの土地基盤に立脚した対策を総合的に進め、持続可能な酪農経営の確立を図ってまいります。

以上でございます。

○内田尊之委員 終わります。

○笹田浩委員長 内田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

橋本豊行君。

○橋本豊行委員 それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、種子条例についてでございます。

さきに、主要農作物の種子生産に関する条例の骨子案が示されましたが、このたびの地震の発生後、コンビニやスーパーから食料品が消えて、その回復にも時間を要し、改めて、食料の大切さを実感したところでございます。

こうした食料を国民に安定的に供給するためには、その基本となる種子の安定生産が何よりも重要であるということから、数点お伺いをいたします。

道では、現在、米、麦、大豆といった、いわゆる主要農作物に係る種子生産を道が責任を持って行うため、条例の制定に向けて取り組んでおりますが、我が会派が指摘しているように、さまざまな作物の品種が優良品種として登録されており、どれもが食料供給にとって重要な品種であります。

農作物の種子生産に対する認識についてお伺いをいたします。

○笹田浩委員長 生産振興局長宮田大君。

○宮田生産振興局長 種子生産に対する認識についてであります。本道農業が、我が国の食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、安全な農産物の安定的な生産、供給が重要であり、その基本となる優良な種子の安定的な供給が不可欠であると認識しております。

道では、これまで、積雪寒冷など厳しい条件のもとでも安定した生産が図られ、消費者が求める、安全、安心な農産物を供給していくため、すぐれた特性を有する品種の普及に取り組んできたところであり、そうした観点から、本道農業の発展を支えてきた作物の優良な種子については、農家の方々が安定的に利用できるよう、必要な仕組みを整備していくことが重要と考えております。

以上です。

○橋本豊行委員 次ですが、さきに示されました骨子案の説明資料では、主要畑作物のバレイショ、てん菜、野菜の本道における種子の生産、販売の状況について示されているところでありますけれども、そもそも、主要畑作物とは、何に基づいて、どのような作物を言うのか、また、バレイショ、てん菜、野菜の種子生産の仕組みについてお伺いをいたします。

○笹田浩委員長 農産振興課長山野寺元一君。

○山野寺農産振興課長 主要畑作物の定義などについてであります。小豆、インゲン、エンドウ、ソバといった作物は、長年にわたり、本道の畑作農業にとって、輪作を維持する上からも重要な作物として位置づけられ、栽培されてきたところでございます。

こうした点を踏まえまして、道では、北海道主要農作物・主要畑作物種子生産審査要綱におきまして、良質な農産物の安定生産を図るため、主要畑作物と定義した上で、種子計画の策定や生産物審査などについては、稲、麦、大豆といった主要農作物と一体的に実施し、その原種、原原種は、民間団体であるホクレンなどが生産して、農家の作付計画等に対応できるよう取り組んでいるところでございます。

また、バレイショの種子生産につきましては、植物防疫法と道の北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例に基づき、原原種は国の種苗管理センターが、原種はホクレンなどが行っておりまして、道といたしましては、原種の生産計画の策定や、国による種子検査の補助を行っているところでございます。

また、てん菜や野菜の種子生産につきましては、民間の種苗会社などが行ってきているところでございます。

このように、作物ごとの生産から流通、消費までを踏まえた中で種子の生産が行われてきておりまして、こうした現状を十分に踏まえながら、本道における今後の種子生産のあり方について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○橋本豊行委員 条例の制定に当たりましては、食の安全、安心や、地域の特性に適した種子の生産が重要であります。そのためにも、先ほど答弁された本道の基幹作物である主要畑作物についても条例の対象とすべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○笹田浩委員長 農政部長梶田敏博君。

○梶田農政部長 条例が対象とする作物の範囲についてでございますが、本道農業が、我が国の食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、農作物の安定生産が何よりも重要でございます。

こうしたことから、条例で対象とする作物につきましては、輪作体系の確保や畑作物の生産の安定化などといった点を踏まえ、条例素案において、小豆やインゲン、ソバといった主要畑作物を含めていくことについて、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○橋本豊行委員 次に、生乳生産への影響についてでございますが、停電により搾乳できないと

【第2分科会 10月3日 第3号】

牛が乳房炎になってしまうために、搾乳しても運べず、廃棄しなければならなかったことから、農業協同組合が、酪農被害について、農家を守る立場から、損失補填をするとの考え方が示されているところであります。

道として、生乳の廃棄の補償についてどのように対応するのか、見解をお伺いいたします。

○宮田生産振興局長 酪農家への対応についてであります。このたびの地震に伴う停電で、多くの酪農家において、搾乳や生乳の出荷ができなかったことなどにより、これまでに23億円余りの被害が生じております。

また、こうした事態により、酪農家が大切に育ててこられた乳牛において乳房炎が多発するなど、今後の生乳生産への影響が大変懸念されているところです。

道といたしましては、酪農家の方々が一日も早く通常の生産状況に戻れるよう、農業改良普及センターや農業共済組合などによる、乳牛の飼養管理の改善に向けた現場指導を行ってまいります。

あわせて、国が公表しました、乳牛の乳房炎の治療や予防対策などの支援策を効果的に活用いたしますとともに、農業団体とも連携し、影響を受けた酪農家の方々の経営安定に向け、しっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○橋本豊行委員 次に、乳業メーカーへの対応についてであります。

大地震の影響による停電時の対応として、安定的な品質管理や、生乳の出荷、流通などに対応するために、乳業メーカーを含めた支援も必要と考えるわけでありまして、見解をお伺いいたします。

○梶田農政部長 乳業メーカーへの対応などについてでございますが、道では、このたびの停電により、本道酪農の生乳生産において甚大な影響があったことを踏まえまして、停電時でも道内の全ての酪農家が搾乳でき、乳牛の健康を維持することができるよう、電源設備の整備に対する緊急的な支援を行うこととしたところでございます。

あわせて、乳業メーカーにおける、災害時の電力確保体制の整備も大変重要と考えており、それぞれの工場において整備が図られるよう、農業団体などとも連携しまして、国に支援を求めるとともに、乳業メーカーに対して働きかけてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○橋本豊行委員 ただいま答弁をいただきましたが、生乳の廃棄に対する補償については、東日本大震災や熊本地震等の際にも実施されていません。結果的に、これまで補償は全くされてこなかったということでございます。

先ほど答弁がありまして、酪農家が生乳を出荷できなかった被害は23億円ということでございますから、当然、酪農家にとっては生活にかかわる大きな問題であるわけでございます。

この機会に、農畜産業振興機構などに対して強く補償を求めていくべきだというふうに考えているところでございます。

また、ホクレン農業協同組合連合会がまとめた9月の生乳受託量は、地震後の大規模停電で搾乳や生乳の冷却ができなかったほか、乳業各社が工場の操業を停止し、生乳の大量廃棄が発生したことなどが響いたということで、本州の生産量が減少し、生産地としての北海道の存在感が高まっていると、本日の新聞報道にもございました。

出荷先の電力供給体制の整備を国に求めていくべきと考えておりますので、指摘をしておくところでございます。

種子条例についてでございますが、先ほどの部長の答弁や、我が会派の代表質問への答弁でも、本道農業が、我が国の食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、農作物の安定生産が重要であり、その基本となる優良な種子の安定的な供給が不可欠であると認識されているということでございます。

主要畑作物についても条例の対象とすべきというふうに考えているところでございます。この件につきましては、改めて知事の見解を伺いたいと思いますので、委員長の取り計らいをお願いいたしまして、質問を終わります。

○**笹田浩委員長** 橋本委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

久保秋雄太君。

○**久保秋雄太委員** 冒頭に、このたびの地震、そして停電に対する対応に農政部の皆様には大変御尽力をいただいておりますことに、酪農地帯から出ている者の一人として、私からも心から感謝を申し上げます。これからも、生産現場の皆さんに寄り添っての御対応を心からお願い申し上げます。

スマート農業についてであります。

本道農業を取り巻く環境は、日EU・EPAやTPP11の締結など、国際化の進展により、厳しさを増しており、生産現場では、競争力の強化のために規模拡大が進んでおりますが、一方で、担い手の減少や高齢化の進展、労働力不足といった深刻な課題が顕著になっております。

道は、これまで、セミナーの開催や農業大学校での現地実演会などを通して、スマート農業の推進に取り組んでおりますが、省力化、高品質生産を実現するための新たな農業として、スマート農業をより一層推進するためには、ロボット技術やICTのさらなる活用を図る必要があると考えますので、以下伺ってまいります。

国では、近未来技術や科学技術研究等の最新の成果を活用し、地方創生の推進を図るため、今年度、近未来技術等社会実装事業を創設し、スマート農業の推進に取り組んでおります。

道内でも、先進的な取り組みを行っている岩見沢市や更別村と北海道の3者による共同提案が採択されておりますが、これは、どのような内容の事業なのか、道としてどうかかわっていくことになるのか、お伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 技術普及課長白旗哲史君。

○**白旗技術普及課長** 近未来技術等社会実装事業についてでございますが、本事業は、AIや自



動運転、ドローンなどの近未来技術などを活用した地方創生に向けまして、今年度、国により創設された事業であり、道内からは、岩見沢市、更別村及び北海道の3者が共同で、世界トップレベルのスマート1次産業の実現をテーマに参画を提案し、本年8月に選定されたところであります。

事業内容は、岩見沢市における遠隔監視によるトラクターの無人走行システムや、更別村で行っているドローンの農業活用など、先端技術を実際の生産活動の中に組み込んでいく上で必要な実証試験を進めるものであり、道は、こうした取り組みを後押しするため、関係省庁や地元自治体等で構成される地域協議会の場を活用して、法制度や規制に関する課題の調整を進めるとともに、得られた成果の横展開を担うこととしております。

以上です。

**○久保秋雄太委員** 本道農業の持続的発展を図っていくためには、生産現場が抱える課題の解決に向けて、スマート農業をより一層推進していく必要があります。

スマート農業は、研究開発の段階から、実用、普及の段階に来ており、試験研究などの実証事業を通して、開発された技術を現場に導入し、検証を進めるなど、社会実装に向けたさまざまな取り組みが必要になってくると考えますが、道の所見を伺います。

**○白旗技術普及課長** 社会実装に向けた今後の取り組みについてでございますが、スマート農業の普及、定着のためには、開発された先端技術の地域における適応を実証していく必要があります。道では、こうした課題に対応できる事業制度の創設を国に提案してきたところであります。

このたびの平成31年度予算の概算要求におきまして、農林水産省では、先端技術を活用したスマート農業の社会実装を推進するための新規事業として、スマート農業加速化実証プロジェクトが盛り込まれたところであります。

道といたしましては、こうした国の事業などを活用し、先端技術の普及、定着に向けた実証事業が道内において展開されるよう、国からの情報収集に努める一方、技術を使いこなせる人材の育成や情報発信に引き続き取り組み、スマート農業の普及促進を図ってまいります。

以上でございます。

**○久保秋雄太委員** スマート農業を推進する上で、さまざまな制約があると考えます。

道路を無人で走行し、作業する際の規制や、ドローンの目視外飛行に関する規制など、これらの規制緩和が求められ、安全性を確保する上でどう調整を図るのが現場の課題となっております。

規制緩和についての道の認識をお伺いいたします。

**○笹田浩委員長** 技術支援担当局長秋元勝彦君。

**○秋元技術支援担当局長** スマート農業に係る規制の緩和と安全性の確保についてでございますが、AI、IoTや自動運転等の近未来技術などを取り入れるスマート農業をさまざまな場面で推進していく上で、現行の法律で定められている規制に関する事項と、安全性の確保に関する事項との調整が課題となっているところであります。

具体的な例として、遠隔監視によるトラクターの公道での無人走行試験では、道路使用許可の手続きや、緊急時に対応するための安全性の確保のルールづくり、ドローンについては、取り組みの補助者の配置義務や、夜間飛行を含む目視外飛行の新たな基準づくりなどがあるものと認識しております。

道といたしましては、今後、こうした規制の緩和と安全性の確保の方法などについて、先ほど答弁いたしました社会実装事業などを通じて、実際のケースに照らして検討を深めてまいります。

以上でございます。

**○久保秋雄太委員** 本道農業が抱える課題や国際化の進展に対応し、持続的発展を図っていくためには、さまざまな分野でスマート農業を導入し、有効に活用していく必要があります。

スマート農業の取り組みをさらに加速する必要があると考えますが、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

**○笹田浩委員長** 農政部長梶田敏博君。

**○梶田農政部長** スマート農業の推進についてでございますが、本道農業が規模拡大に伴う労働力不足等の課題に直面する中で、今後とも持続的な発展を図るためには、ロボットやAI等の先端技術を導入したスマート農業の推進は重要と認識しております。

このため、道といたしましては、セミナーの開催や農業大学校での人材育成とともに、技術の先進性についての情報発信に取り組んできたところでございます。

今後に向けましては、開発された技術の速やかな社会実装への対応が課題となっておりますことから、圃場を利用した実証試験により得られたデータについて、技術面及び経営面からの分析などを進めるとともに、さまざまな規制や安全性の確保に関する課題などについて、関係省庁との調整を行うなど、スマート農業が最適な営農技術として活用されるよう、国や関係団体、試験研究機関とも連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

**○久保秋雄太委員** 今までも多くの議論がありましたけれども、特に、私が住む地域など、地方の農業地帯における情報インフラの整備が進んでいない状況があるというふうに思います。

情報インフラの整備は、スマート農業の普及には大変重要な課題であると思いますので、引き続き、部としても、関係部局や通信事業者などと連携していただきたいというふうに思います。

次に、多面的機能支払交付金についてであります。

農業や農村は、国民の食料の供給といった使命はもとより、国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全、農村景観の形成など、多面的な機能を果たしておりますが、近年、農村地域の過疎化や高齢化、集落機能の低下などにより、地域の共同活動によって支えられてきた多面的機能の維持が危ぶまれることから、国は、平成26年度に多面的機能支払交付金を創設し、地域のさまざまな共同活動を支援しております。

本交付金は今年度で5年目を迎え、施策評価を行い、平成31年度以降の制度改正に反映させる

【第2分科会 10月3日 第3号】

こととしております。

地域からは、今後も、農業等の有する多面的機能が維持されるよう、交付金の継続を望む声が寄せられておりますので、以下伺ってまいります。

まず、多面的機能支払交付金について、道内ではどのように活用されているのか、道内の取り組みの状況をお伺いいたします。

○**笹田浩委員長** 活性化担当課長長谷川元司君。

○**長谷川活性化担当課長** 多面的機能支払交付金の活用状況についてでございますが、制度が創設された平成26年度以来、道内の市町村では、地域の農業資源を維持し、その多面的機能を発揮させるため、交付金制度を活用してきたところでありまして、本年度におきましては、150の市町村、845組織において、約77万ヘクタールの面積を対象に実施されており、この5年間で約13万ヘクタール増加したところでございます。

また、対象となる農用地の内訳といたしましては、田が約18万ヘクタール、畑が約30万ヘクタール、草地が約29万ヘクタールとなっており、全道の農用地に対する取り組み面積の割合は約7割に達しているところでございます。

○**久保秋雄太委員** 道内でも、農地ののり面の草刈りなどの保全活動や、施設の補修などの資源向上活動といった、さまざまな活動に取り組まれているとのことですが、これまでの交付金額と、交付金全体における、それぞれの活動が占める割合はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○**長谷川活性化担当課長** これまでの活動組織への交付金額と活動内容などについてでございますが、平成30年度におきましては、国、道及び市町村から約114億8000万円が交付される予定となっておりますが、昨年度までの交付金額の総額は約439億6000万円となっております、年々増加しているところでございます。

また、平成30年度における、交付金を活用した活動内容の内訳は、農地ののり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的な保全活動に対する農地維持支払いが約74億3000万円で、全体の約65%を占め、水路や農道等の軽微な補修、長寿命化のための施設の改修、更新、植栽による景観の形成及び鳥獣被害防止施設の補修等に対する資源向上支払いが約40億5000万円で、約35%を占めております。

○**久保秋雄太委員** この交付金事業では、取り組み状況の点検や制度の効果などの検証を行う中間評価が行われておりますが、道内ではどのような評価になっているのか、お伺いをいたします。

○**長谷川活性化担当課長** 国による評価などについてでございますが、国では、多面的機能支払制度の創設3年目となる平成28年度におきまして、取り組み実績、統計データ及び活動組織へのアンケート調査等により、本制度の取り組み状況の点検や制度の効果等を検証するための中間評価を実施したところでございます。

この評価におきまして、道内では、農地ののり面の草刈りなどの農地の保全管理活動や、水路

の泥上げなどの農業用施設の機能保持活動、植栽による景観の形成などの農村環境の保全向上活動などが着実に実施されていると認められたところでございます。

また、これらのさまざまな活動を通じまして、遊休農地拡大の防止や農業用施設の機能の維持、地域の景観の保全、向上、活動を通じたコミュニティー機能の向上などの効果が発現しているとのことでしたが、一方で、活動組織からは、過疎化、高齢化に伴う組織活動の継続についての懸念や、地域を担うリーダーの育成が必要、活動実績に係る書類作成等での事務負担の軽減が必要などの意見も寄せられたところでございます。

**○久保秋雄太委員** 中間評価では、過疎化、高齢化に伴う組織活動の継続についての懸念、地域を担うリーダーの育成が必要、また、事務負担の軽減などの要望が多く寄せられているということでありましたけれども、こうした地域からの要望に対してどのような対応がなされているのか、お伺いをいたします。

**○笹田浩委員長** 活性化支援担当局長西崎高君。

**○西崎活性化支援担当局長** 地域からの要望に対する対応についてでございますが、先ほどお答えいたしました、活動組織から出された意見のうち、事務負担の軽減につきましては、平成29年度以降、農地維持支払いと資源向上支払いに係る経理区分の一本化や、活動組織の広域化に対する設立支援制度の拡充を行ってきているところです。

これらの制度を有効に活用することによりまして、事務の集約化や効率化とあわせて、各集落等で活動に参加する方々の知識、経験を提供し合うことで、組織力を強化させることが期待されているところです。

このため、道におきましては、改善された制度内容の周知を図るため、地域リーダー育成研修会を開催しておりますほか、その取り組みによるメリットなどを十分に理解してもらうため、集落間での話し合いに積極的に参加するなど、組織活動の活性化に向けて支援しているところでございます。

以上です。

**○久保秋雄太委員** 本交付金事業は、国の来年度予算の概算要求では490億円が計上されております。

現在、国の第三者委員会で、事業の分析や効果などの検証が行われ、次期対策に向けた検討が進められておりますが、農業等が有する多面的な機能を維持していくためには、今後も必要な事業と考えます。

道は、次期対策をどのように把握し、取り組んでいく考えなのか、最後に部長にお伺いをいたします。

**○梶田農政部長** 次期対策に向けた取り組みについてでございますが、農業、農村の有する多面的機能が発揮され、農地が適切に利用される中で、安全、安心な食料の安定供給はもとより、国土の保全や美しい農村景観の形成などといった面での制度的な支援を行う多面的機能支払交付金は、北海道にとりまして大変重要な対策であると認識しております。

【第2分科会 10月3日 第3号】

道といたしましては、今後とも、多面的機能支払制度が道内の多くの地域で活用され、その効果が持続的に発現し、活力ある農業、農村の維持向上が図られるよう、本年度において国が実施している施策評価の動向などを十分に注視し、次期対策の情報収集に一層努めながら、本道の実情に沿った対策となるよう、時期を逸することなく、国に働きかけてまいる考えでございます。

以上です。

○久保秋雄太委員 終わります。

○笹田浩委員長 久保秋委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

白川祥二君。

○白川祥二委員 御苦労さまでございます。

通告に従い、順次質問してまいりたいというふうに思います。

まず、大雨、台風21号、胆振東部地震による農業被害について伺います。

9月4日から5日、猛烈な風と雨の台風21号が本道を直撃し、さらに、6日未明には、最大震度7を観測した地震が発生するとともに、全道域で停電したことなどで、さまざまな被害が発生しております。

死亡された方々に哀悼の意と、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

農業被害については、農作物やビニールハウス、集出荷施設、構築物、乳牛など、さまざまなところに被害が及んでおり、さらに、流通機能の麻痺が生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしました。

全道の被害の詳細は明らかではありませんが、私の地元・南空知の町の資料では、農作物や農業施設の被害は予想を超える大きな数字が並んでおります。

このような類例のない台風と地震の複合的な打撃についてどのように受けとめているのか、伺います。

○笹田浩委員長 農政部次長青木誠雄君。

○青木農政部次長 台風と地震による農業被害などについてでございますが、9月4日から5日の台風21号に伴う暴風雨により、空知や石狩、後志管内などを中心に、6000棟を超えるビニールハウスが損壊するなど、大きな被害が発生いたしました。

その翌日には、これまで経験したことがない大規模な地震により、厚真町などで、山腹崩壊による農地への土砂堆積や、JAの共同利用施設の損壊などに加え、停電により、全道において、多くの酪農家で搾乳や生乳の出荷ができなくなるなど、甚大な被害が発生したところでございます。

このような大きな災害が続いたことにより、営農に多大な影響が生じますとともに、特に、被災された3町の農家の方々にとっては、みずからの経営はもとより、地域農業の将来を懸念されている状況にあるものと承知しております。

こうしたことから、道といたしましては、関係機関・団体と一体となり、農地や営農施設などの一日も早い復旧に努めますとともに、それぞれの状況に応じた技術面や経営面での指導を進め

るなど、農家経営の安定と被災地域の復興に万全を期してまいる考えでございます。

以上です。

**○白川祥二委員** 胆振東部地震による被害については、激甚災害法が適用され、復旧作業に邁進しているところではありますが、台風21号では、空知や石狩、後志管内で6000棟を超えるビニールハウスの損壊が報告されました。

私も、9月6日から、順次、ビニールハウスに被害を受けた農家を回りましたが、出てくる言葉は、もう疲れた、ハウス栽培をやめようと思っている、壊れたものはもう修繕しない、縮小する、そんな言葉でした。そして、胆振東部地震の被害に遭った人たちのことを思うと、私たちは声を上げられないのだ、そのような声を聞いたところであり、本当に返す言葉に詰まったのが実情であります。

台風21号による被害については、いまだに、北海道において激甚災害法が適用されていない状況ですが、道として、今回の台風21号の被害への対処をどのように行うつもりなのか、そして、政府の対策はどのようになっているのか、伺います。

**○青木農政部次長** 台風21号による農業被害への対応などについてでございますが、道におきましては、このたびの台風被害で最も被害が大きかったビニールハウス等の営農施設の再建や、被災した農家の経営安定に向けまして、農林水産大臣などに対し、農業団体とともに、必要な支援を要請してまいりました。

こうした中、国では、西日本を含む一連の台風被害の大きさなどを踏まえ、地震災害とあわせて、9月28日に、北海道胆振東部地震及び台風21号による農林水産関係被害への支援対策を決定したところでございます。

この中で、ビニールハウスの再建等に関しましては、被災農業者の負担を少しでも軽減するための経営体育成支援事業が発動となり、通常に比べ、補助率のかさ上げや補助上限額の撤廃がなされるなど、特別な支援対策が講じられることとなったところでございます。

道といたしましては、引き続き、農業改良普及センターによる営農技術指導に加え、JAなどと十分に連携しながら、被災農家の意向などを把握して、このたび示された国の支援策の効果的かつ最大限の活用を図り、一日も早い復旧、復興に全力で努めてまいる考えでございます。

以上です。

**○白川祥二委員** 今回の台風21号の直撃で、収穫期の農作物が被害を受け、道農政部は、営農技術対策を発表しましたが、浸水や冠水のほか、地区によっては、風台風により、とめ葉が枯れることなどによる登熟不良、豆類などの倒伏、土壌の過湿に伴う大根などの裂根など、品質の低下などが懸念されております。

特に、9月15日時点での水稲の作況が報告され、北海道は全国で最悪の90で、私の地元・空知では87と、2009年以来9年ぶりの不良であります。

現在、収穫中ではありますが、農家の声としては、台風21号でとめ葉がもまれ、追熟できない状況で、9月15日時点よりさらに悪化しているのではないかとの声が聞こえています。道はどのよ

うに認識しているのか、伺います。

○**笹田浩委員長** 技術普及課長白旗哲史君。

○**白旗技術普及課長** 水稻への影響などについてでございますが、本年の水稻の作柄は、6月から7月にかけて、分けつや穂のもとができる時期に、長雨、低温により、生育がおくれたことで、圃場ごと、地域ごとに大きなばらつきが生じたところであります。

これに伴い、穂の数や、もみの数が平年より少ない中、9月上旬の台風21号による強風でとめ葉の黄化が早まったため、登熟が進まなかったことも、収量、品質に大きく影響を及ぼしているものと考えているところであります。

道といたしましては、引き続き、農業改良普及センターによる調査を進めるとともに、JAとも連携しながら、必要な営農技術対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○**白川祥二委員** 次に、農地の浸水・冠水対策について伺います。

浸水や冠水は、6月からの大雨で4000ヘクタール以上の規模に及びましたが、文字どおり、春からの努力が一夜にして水泡に帰し、1度ならず2度の被害で営農意欲を失いかねない深刻な状況にあります。

今回の被害面積や排水施設等の被害などの詳細はわかりませんが、地震で、地中にある暗渠排水の損壊や機能低下が懸念されます。このような目視が難しい施設についても、可能な限り、状況の把握に努めることが必要と考えます。

いずれにしても、浸水や冠水を繰り返すところについては、平素から重点的に対策を進め、非常時に備える必要があると思っておりますが、見解を伺います。

○**笹田浩委員長** 農村設計課長芳賀是則君。

○**芳賀農村設計課長** 農地の浸水・冠水対策についてであります。本年7月の前線の影響に伴う豪雨を初め、台風21号による大雨など、たび重なる自然災害の発生によりまして、農作物などに大きな被害が生じているところでございます。

そうした中、農業者の方々からは、暗渠排水や排水路をしっかりと整備していたので、圃場にたまった水がすぐに抜け、被害が軽減されたなどといった声が寄せられておりまして、農業経営の安定化を図る上で、農地の排水対策の重要性はますます高まっているところでございます。

このため、道といたしましては、このたびの地震の影響などにつきましても、農業者の方々から聞き取りを行うなどして、今後の暗渠排水や排水路などの整備に反映させるほか、長雨などによる影響を受ける圃場を少しでも減らしていく中で、農業者の方々が安心して営農を続けられるよう、災害に強い生産基盤の構築に向け、引き続き、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

○**白川祥二委員** 次に、農地の復旧について伺います。

今回の台風と地震で泥流や土砂が流れ込んだ水田、畑は、農業の重要な生産基盤であり、一日も早い復旧が求められます。

2年前の一連の台風で被災した農地において、496ヘクタールの災害復旧工事がほぼ完了したと承知しておりますが、以前の肥沃な地力を取り戻すまで、かなりの時間を要することが考えられます。

今回の台風、地震に加え、ことしは、7月の豪雨によっても被害を受けた農地があり、これらの被害を受けた農地が、既に復旧が完了した農地と重なるところがあるのかどうか、伺います。

いずれにしても、迅速な農地の復旧に向けて、どのような課題があり、どのように取り組む考えなのか、伺います。

○**笹田浩委員長** 農村振興局長橋本智史君。

○**橋本農村振興局長** 農地の復旧などへの取り組みについてでございますが、平成28年の台風等により被災し、復旧が完了した農地のうち、上川管内で8ヘクタール、空知管内で6ヘクタールの農地が、本年7月の大雨等により被災いたしました。本年中に復旧工事に着手することで、来年の営農再開が見込まれるところでございます。

また、このたびの地震では、大規模な山腹崩壊により、大量の土砂や流木等が、道路、河川、農地などに堆積しており、復旧の対象が広範囲にわたっていることなどから、道といたしましては、被災地域の要望も踏まえながら、庁内の関係部による密接な連携のもと、農地等における土砂や流木等の撤去を初めとして、復旧工法、工事スケジュールなどの調整を図りながら、一日も早い営農再開に向けて取り組んでまいります。

○**白川祥二委員** 次に、酪農被害について伺います。

酪農被害は多方面に及んでおります。

生乳については、1日に約1万トンの道内の生産に対して、9月6日と7日で1万トン余りが廃棄されたと伝えられております。

一方、乳牛については、停電で搾乳ができない間に乳房炎が広がり、その中には、100頭余りの牛が全て発症した農家があったり、牛のストレスや死亡も伝えられております。

生産や流通では、停電時に自家発電で対応したり、搾乳を再開した農場もありましたが、乳業工場の大半では、自家発電設備がなく、停止となり、結果、酪農家の努力のいかにもなく、廃棄を余儀なくされました。

集荷施設や市場取引の停止で、牛乳・乳製品の供給が滞るなど、混乱が続きましたが、このように、生産現場の課題だけでなく、乳業メーカーの停電に対するリスク管理が必要と思いますが、道として、今後、どのように対処するのか、伺います。

○**笹田浩委員長** 農政部長梶田敏博君。

○**梶田農政部長** 乳業メーカーにおける電力供給体制についてでございますが、このたびの地震に伴う停電では、多くの乳業工場が十分な非常用電源を備えておらず、酪農家からの生乳の受け入れができなかった事態が発生したところでございます。

道といたしましては、こうした事態を回避する上からも、乳業メーカーにおける災害時の電力確保体制の整備も大変重要と考えており、それぞれの工場において整備が図られるよう、農業団



【第2分科会 10月3日 第3号】

体などとも連携して、国に支援を求めていくとともに、乳業メーカーに対して働きかけを行ってまいり考えでございませう。

以上です。

○白川祥二委員 あわせて、酪農の再建に向けて危惧されることがあります。

全道的に、6月と7月に牧草の収穫がおくれ、たんぱく質や炭水化物などの栄養価が低下し、この牧草に切りかわる秋口から乳量などに影響したり、飼料の輸入など、経費増につながるものが懸念されております。

いずれにしても、直接、間接に大きな被害となり、さらに減収や経費増が重なれば、影響が長期化することが考えられます。

道は、支援策を十分に検討し、対応を急ぐべきと考えますが、見解を伺います。

○笹田浩委員長 生産振興局長宮田大君。

○宮田生産振興局長 酪農への影響に対する対応についてであります。このたびの地震に伴う停電で、多くの酪農家において、搾乳や出荷ができなかったことなどにより、これまでに23億円余りの被害が生じており、多くの乳牛において乳房炎が発生しているところでございませう。

さらに、6月中旬からの天候不順や9月の台風の影響などにより、牧草、飼料用トウモロコシの品質低下などが想定されており、今後の生乳生産とあわせて、経営への影響が大変懸念されているところでございませう。

道といたしましては、一日も早く通常の生産状況に戻していくため、乳房炎対策や、良質な自給飼料を確保するための技術指導を行うとともに、道の支援策を活用した中での自家発電機の導入促進、さらには、国に対して必要な経営安定対策を求めていくなど、JAなどと連携を図りながら、酪農家の方々が引き続き安心して生産に取り組めるよう、力を尽くしてまいります。

○白川祥二委員 今後の対応について伺いますけれども、台風と地震がダブルで直撃し、さらに、生活と産業を支える重要なインフラである電力がとまって、被害が大きくなったところであります。

北海道の農業は、厳しい自然と向き合い、幾つもの災害を乗り越えてきましたが、今回の複合的な災害においては、酪農を初め、詳細な被害の把握に努めるとともに、さらに、どのようにすれば農業被害を最小にとどめることができるのか、農政サイドでしっかり検証し、施策に生かしていくことが重要と考えられます。

いずれにしても、国や関係団体と連携を密にし、復旧を急ぐ必要がありますが、道の対応を伺います。

○梶田農政部長 復旧に向けた今後の対応についてでございますが、台風や地震など、たび重なる災害により、農地やJAの共同利用施設、ビニールハウスなどへの直接的な被害に加え、大規模停電により、酪農家におきましては、搾乳ができなかったことなどにより、全道的に甚大な被害が発生したところであります。今後の復旧・復興対策を進めるに当たっては、こうした被害の状況を、農家の方々の協力もいただきながら、つぶさに調査するとともに、経営への影響などを継続

して把握していくことが重要と考えております。

このため、道といたしましては、被害の実態把握等に取り組みながら、被災された農家の方々の一日も早い経営再建と地域農業の復興に向けて、地域の関係機関・団体と一体となって、このたび示されました国の支援策を最大限に活用しながら、農地や農協等の共同利用施設の復旧、ビニールハウスなど営農施設の再建、さらには、停電など不測の事態に備えた対応策を可能な限り早く進めるなど、災害に強い生産体制の整備に向けて、全力で取り組んでまいります。

以上です。

○白川祥二委員 次に、種子の基本的な問題について伺ってまいりたいと思います。

種子法が突然廃止され、農業者など多くの関係者が衝撃を受けましたが、今、改めて種子の大切さを認識し、種子にどうかかわっていくのが望ましいのかを考えてみるのが大切かと思いません。

もともと、種子は自然の中にあつたもので、どんな新しい品種も、そのもとになる種子は、数万年にわたり改良を積み重ねてきた先人からの歴史的なたまものであります。したがって、私有化されるものではなく、人類共有の財産と受けとめており、道の認識とも共通すると思いますが、いかがですか。

いずれにしても、人と種子のかかわりは極めて大きな意味がありますので、条例または種子政策の基本理念になり得ると考えますが、見解を伺います。

○宮田生産振興局長 種子に対する認識などについてであります。本道農業が、我が国の食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、何よりも、国民が安心して食することができる安全な農産物を安定的に生産、供給するという役割がしっかり果たされていくことが重要と考えております。

道では、そうした考えのもと、本道農業の発展を支えてきた主要農作物の優良な種子については、新たな品種開発とともに、農家の方々が安定的に利用できる仕組みの整備が必要と考えているところです。

このため、道総研などが育成した、主要農作物の優良な種子は、道民にとっても貴重な財産であるとともに、将来に向けて引き継いでいくべきものでもあり、農業の持続的な発展に寄与することができるよう、今般、必要な事項を定めた条例の検討を進めているところでございます。

○白川祥二委員 次に、種子の多様性の確保について伺っていききたいと思います。

道内では、大豆の「黒千石」や小麦の「ルルロツソ」など、限られた地域で栽培され、一定のところ以外では流通しない品種など、いわば幻の品種がいろいろあります。

米は、日本で300近くの多様な品種がつくられていると言われております。中でも、地域限定の品種は、その地域特有の気候や風土の中で生まれ、それぞれの土地の食文化を支えてきましたが、公的な制度や予算の基盤があつたからこそ、その種子が供給され続け、多様性が維持されてきたところであります。

道の新条例骨子案では、地域限定品種の種子生産へ民間事業者の参入が想定されております

が、小規模にしか栽培されていない品種は将来的に消滅してしまう可能性があるという見方もあります。

また、利益優先の道内外の民間が参入し、画一的な種子ばかりになってしまう可能性も指摘されております。

このような中で、種子の多様性がどう保たれるのか、将来的に多様性が損なわれてしまうのではないかと危惧する声があり、これからの重要な問題と考えますが、どのように受けとめているのか、伺います。

○**笹田浩委員長** 農産振興課長山野寺元一君。

○**山野寺農産振興課長** 種子の多様性の確保についてであります。道では、道内で普及すべき優良な農作物の品種に関して知事が認定する優良品種制度のもと、収量、病虫害抵抗性、品質などの重要な特性につきまして、既存の優良品種よりもすぐれている場合に、それを新たな品種として認定し、その種子の生産及び技術指導等を含めた普及に努めているところでございます。

これらの中には、「音更大袖」のように、地域で栽培が続けられていた大豆の中から認定された事例もありまして、優良品種の多様性が引き続き確保されるよう、制度の適切な運用に努めますとともに、現在、策定に取り組んでいる条例におきましては、一部の地域でしか栽培されていない品種でも、一定のニーズがあり、地域でその種子生産を担うことができる場合などにつきましては、JAなどの民間事業者が取り組む仕組みを検討しているところでございます。

以上でございます。

○**白川祥二委員** 今言われた、既存の優良品種よりもすぐれている場合に、それを優良品種として認定するという事は、道が、しっかりと責任を持って、種子の保存、増殖をするという認識でよいのか、伺います。

○**山野寺農産振興課長** JAなどの民間事業者の取り組みへの対応についてでございますが、道といたしましては、JAなどの民間事業者が取り組む仕組みをまず検討していくこととしておりまして、その上で、地域の農業者の方々に、そうした優良品種を安定的に利用していただく上で必要となる品種の確保などの点について一定の役割があるものと認識しております。

以上でございます。

○**白川祥二委員** 道としての役割があるというふうに捉えたいと思います。

次に、種子の安全、安心について伺います。

新しい品種をつくるために素材となる品種、すなわち遺伝資源について、例えば、提供先からさらに第三者へ流出したり海外で栽培されるなど、さまざまな問題が指摘されております。

その中でも重要なことは、北海道と日本の大切な遺伝資源と、それに関する知見が流出し、遺伝子組み換え技術の応用などを通じて、世界の種子市場を独占していると言われる企業によって、遺伝資源が独占的に取り扱われることがないようにすることが重要とされております。

さらに、安全、安心が疑わしい種子や食と農業が生まれないようにすることが重要と考えております。

これらのことは難しい問題と思いますが、公共のものとして遺伝資源を守り、流出の防止と、安全、安心な種子の保護などをしっかり進める必要がありますので、今後の道の対応を伺います。

○梶田農政部長 遺伝資源の保護についてでございますが、道総研農業研究本部では、種子などのいわゆる遺伝資源の外部への提供について、植物遺伝資源提供要領を定めており、これに基づき、使用目的や提供先を試験研究用途等に限定してきたところであり、さらには、提供した遺伝資源について、第三者への譲渡や使用を禁止する等の措置をとっているところでございます。

道といたしましては、道総研などが育成した、主要農作物の優良な種子は、本道農業を支える貴重な財産であるとの認識のもと、本道農業の発展を図っていく上で、遺伝資源の流出防止は重要と考えており、引き続き、道総研などとの十分な意見交換や情報共有を通じ、適切に対処されるよう努めるとともに、現在、検討を進めている条例におきましても、知的財産の保護という条項を新たに設けるなどして、本道農業の持続的な発展に寄与するものとなるよう、審議会や議会での議論を通じ、検討を進めてまいる考えでございます。

以上です。

○白川祥二委員 種子に係る道条例の骨子案が出され、近々、素案が提示されると思いますが、主要農作物種子法が廃止されてから1年かけて条例を制定することは、北海道にふさわしく、食の安全、安心や、地域の特性に適した種子の生産が大切であるとともに、北海道農業の持続性を追求する条例になると期待しているところであります。

では、骨子案に示されている主要農作物のほか、重要な畑作物が多々ある中で、対象作物をどのように位置づけようと考えているのか、伺います。

○梶田農政部長 条例が対象とする作物の範囲についてでございますが、本道農業が、我が国の食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、需要に対応した農産物の生産・供給体制を確保していくことが重要と認識しております。

こうしたことから、条例で対象とする作物につきましては、輪作体系の確保や畑作物の生産の安定化などといった点を踏まえて、条例素案において、小豆、インゲン、エンドウ、ソバといった主要畑作物を含めていくことについて、引き続き検討してまいる考えでございます。

以上です。

○白川祥二委員 今、それぞれ、種子の問題について答弁をいただきましたが、北海道の種子条例の基本認識及び対象作物の認識については、直接、知事に伺いたいと思いますので、委員長の計らいをよろしくお願いします。

あわせて、道民の声としては、先ほどから質問しているように、将来に対する不安であり、その不安を解消できる条例ができることを期待し、次の質問に移ります。

次に、豚コレラをめぐる問題について伺ってまいります。

まず、豚の疾病についてです。

本道の豚の飼養頭数は、平成26年が62万6000頭で、近年は60万頭前後で比較的安定して推移し

【第2分科会 10月3日 第3号】

ております。

一方、飼養戸数は246戸で、ピーク時の昭和40年の2万9700戸に比べ、100分の1以下となり、全国の減少率を大きく上回って減少し、飼養頭数の大規模化が進んでおります。このため、疾病が発生すると、養豚の大量損失の被害が懸念される状況にあると思われま

す。9月に岐阜県で豚コレラが確認されましたが、これまで、豚コレラ疑似患畜の事例や、豚流行性下痢、いわゆるPEDの発生も見られているところであります。

そこで、最近の国内外における主な疾病の発生状況について伺います。

○**笹田浩委員長** 家畜衛生担当課長山口俊昭君。

○**山口家畜衛生担当課長** 最近の豚の主な疾病の発生状況についてであります。国内では、先月9日、岐阜県の養豚場で26年ぶりに豚コレラの発生があり、11日には農場の防疫措置が完了したところでございます。

また、豚流行性下痢につきましては、平成26年から28年にかけて本道で発生が見られたところですが、現在は、関東や九州での散発的な発生にとどまっているところで

す。一方、海外においては、伝染力が強く、致死率が高いアフリカ豚コレラが、これまで、アフリカ諸国及び東ヨーロッパを中心に発生してまいりましたが、本年8月に、中国において、アジアでは初となる発生があり、中国の国内では拡大の傾向にあるところで

す。加えて、豚の口蹄疫が、中国、韓国など近隣諸国で継続的に発生しているところでござい

ます。○**白川祥二委員** これまで、アフリカ豚コレラについては、アフリカ諸国や東ヨーロッパで発生していたが、今、中国の国内で拡大傾向にあるとのことであります。

さらに、豚の口蹄疫が、中国、韓国などで継続的に発生していることに危機感を強く抱いているところであります。

そのような中で、岐阜県の豚コレラについてであります。

かつて、我が国においては豚コレラが全国的に蔓延してまいりましたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発された生ワクチンの普及により、2007年に清浄化を達成したところであります。

豚コレラは、豚やイノシシが感染する病気で、国内で豚コレラが確認されたのは、1992年12月の熊本県以来、26年ぶりです。

豚コレラの確認の経緯や、その後の処分までの一連の対応をどのように把握しているのか。また、このたびの豚コレラについては、野生のイノシシが相次いで感染している状況で、いつ終息するのか、予断を許さない状況と言えます。この事態をどのように受けとめればよいのか、残された課題はないのか、見解を伺います。

○**山口家畜衛生担当課長** 岐阜県における豚コレラの経緯などについてであります。農水省の発表によれば、当該農場では、8月20日に、飼養豚に食欲不振や衰弱等の症状を確認して以来、診療獣医師が診察などを行ってまいりましたが、改善されず、家畜保健衛生所が死亡豚1頭について病性鑑定を実施し、遺伝子検査で陽性を確認して、遺伝子解析の結果、9月9日に豚コレラ

と確定されたところでございます。

岐阜県では、同日早朝から、国が定める防疫指針に基づき、殺処分を開始し、死体の埋却、豚舎の消毒を行い、9月11日14時には防疫措置が完了したところでございます。

このまま発生がなければ、10月10日には発生農場の移動制限が解除される予定であります。その後、発生農場の周辺では、野生のイノシシへの感染が確認されたことから、今後、野生のイノシシの清浄性の確認や、他の養豚場への蔓延防止などが課題と認識しているところでございます。

○白川祥二委員 豚コレラウイルスと防疫について伺っていきます。

豚コレラは、伝播力が強く、致死性が高い伝染病であるため、発生時には迅速かつ的確な防疫対応が求められるとされております。

家畜伝染病は、原因の特定が難しいケースが多いということですが、海外から持ち込まれた可能性が高いといった専門家の指摘もあります。

いずれにしても、農場へのウイルス侵入を防ぐこと、そのために、定期的な養豚舎内の消毒、出入りする車両の消毒、関係者以外の人への出入りの制限、野生動物などの侵入防止など、適切な衛生管理対策の徹底が基本的に重要なことと思っておりますが、見解を伺います。

○笹田浩委員長 食の安全推進局長立花智君。

○立花食の安全推進局長 農場への侵入防止についてでございますが、岐阜県で確認されたウイルスは、中国で確認されたものと同じグループに属しており、海外から国内に持ち込まれた可能性が高いこと、また、発生農場周辺の野生のイノシシから確認されたウイルスが発生農場と同じであったことから、農林水産省が実施する、空港や港における動物検疫の強化はもとより、それぞれの農場におきましては、野生動物の侵入の防止、出入りする人や車両の消毒、定期的な清掃、消毒など、飼養衛生管理基準の遵守が重要と認識してございます。

このことから、道では、道内の養豚場に対して家畜保健衛生所が立入検査を行うなどし、異常家畜の早期の届け出と飼養衛生管理基準の遵守について、再度、指導の徹底を図ったところでございますが、今後とも、発生の予防と、万が一の場合への備えに万全を期していく考えでございます。

以上です。

○白川祥二委員 次に、豚コレラの影響について伺います。

豚コレラは人には感染せず、また、感染した豚肉を食べても影響はないということですが、豚コレラはアジアを中心に広がっており、経済的な影響などが長期化する可能性が考えられます。

我が国の豚肉と豚肉加工品の輸出は、約2300トン、10億円ほどで、香港やシンガポールが多くなっておりますが、豚コレラの発生を受けて、農林水産省は輸出の停止に踏み切ったと伝えられております。

農産物の輸出拡大を目指す道として、本道の輸出や養豚への影響の有無などについてどのよう

【第2分科会 10月3日 第3号】

に見ているのか、伺います。

○山口家畜衛生担当課長 豚コレラの発生に伴う豚肉等の輸出への影響についてであります、国の輸出実績調査によりますと、本道からの豚肉などの輸出は、平成29年に、香港、台湾等へ約359トン、金額にして約1億4000万円となっているところでございます。

国は、9月9日の豚コレラの発生以降、国産豚肉等の輸出を自主的に停止いたしました。9月11日には香港への輸出が、9月13日には台湾への輸出が、岐阜県産を除いて、速やかに解禁されたことから、本道における大きな影響はなかったところでございます。

以上でございます。

○白川祥二委員 豚コレラへの対応について伺います。

豚コレラは、国境を越えて蔓延し、経済、貿易及び食料の安全保障に重要性を持つ越境性動物疾病であり、農林水産大臣は、平成25年6月26日、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を公表しております。

また、今回の豚コレラの発生を受け、農林水産省豚コレラ防疫対策本部は、豚コレラの防疫措置に関して、都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底、さらに、関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者などへの正確な情報の提供に努めるよう通知しております。

農林水産大臣が公表した防疫指針やこのたびの通知を踏まえ、道の役割、関係機関や生産者との連携のあり方を再度確認し、万が一に備え、豚コレラなど家畜伝染病の防疫対策に万全を期すことが何よりも重要と考えますが、今後の対応を伺います。

○笹田浩委員長 農政部食の安全推進監甲谷恵さん。

○甲谷農政部食の安全推進監 今後の対応についてでございますが、このたびの岐阜県における豚コレラの発生に際しまして、道では、確認された当日のうちに、道内の養豚場に対して家畜保健衛生所が立入検査を行うなどし、異常がないことを確認するとともに、異常があった場合の早期届け出と飼養衛生管理基準の遵守について、再度、指導の徹底を図ったところでございます。

また、9月21日には、生産者や屠畜場関係者などの養豚関係者を参集し、北海道豚コレラ危機管理検討会を開催し、最新の情報や危機意識を共有するとともに、関係者との密接な連携を図ったところでございます。

さらに、現在、国では、家畜伝染病予防法に基づく豚コレラの特定家畜伝染病防疫指針の改正を進めておりました。これに合わせ、道においてもマニュアルを改正するなど、今後とも、万一の発生に備えた万全な体制を維持していく考えでございます。

以上でございます。

○白川祥二委員 今、推進監から答弁があって、しっかり対応するということでもあります。

今回の岐阜県での豚コレラの発生については、既に、野生のイノシシの11頭で陽性反応が出ています。イノシシの移動距離は3キロメートル程度だと思われておりますので、これは抑え込むことができるかなというふうに思っております。

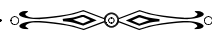
ただ、感染経路が不明で、中国で確認されたものと同じグループであること、さらに、中国では、伝染力が強く、致死率が高いアフリカ豚コレラが、現在、拡大傾向にあること、また、ダニが媒介したイノシシへの感染のほか、口蹄疫も含めて、人によって持ち込まれることが多いことから、最善を尽くしての水際対策が施される必要があると思います。

この問題については、インバウンドの方々などに対し、道庁並びに関係団体などオール北海道で衛生管理の周知を徹底していただくことをお願い申し上げて、質問を終わります。

○**笹田浩委員長** 白川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩



午後1時1分開議

○**内田尊之副委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農政部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

吉井透君。

○**吉井透委員** 通告に従いまして、農政部所管事項について伺います。

まず、種子生産についてであります。

我が国の食料基地である北海道の農業の振興にとって、種子生産は大変重要な課題であります。

さきの農政委員会において、主要農作物の種子の生産に関する条例の骨子案が示され、さらに、道は、今後、条例案の検討を進められることから、以下、数点伺ってまいります。

優良品種の優良な種子の安定的な生産及び円滑な普及を図るためには、その基本となる品種の開発、育成が重要となり、これまで開発、育成を担ってきた農業試験場の役割は重要と考えますが、品種の育成者でもある農業試験場については、今後制定する条例においてどのように整理をされるのか、伺います。

○**内田尊之副委員長** 生産振興局長宮田大君。

○**宮田生産振興局長** 試験研究機関との連携についてであります。農業試験場を有する道総研農業研究本部では、これまでも、本道における稲や麦、大豆といった主要農作物について、北海道の気象条件のもとでも安定的に栽培でき、消費者が求める食味とともに、品質、収量などにすぐれた品種の育成に長年にわたり取り組んできたところです。

現在、検討を進めている条例では、農業試験場においては、主要農作物等における優良な品種の育成と、それに関する情報提供などの役割を果たしていただくことを検討しておりまして、今後とも、農業試験場との連携を密にしながら、適切に対応していく考えでございます。

○**吉井透委員** 骨子案においては、種子法の廃止の趣旨を踏まえて、民間事業者の参入の促進を目指すとしておりますが、一方では、民間の参入に対する不安の声も聞かれます。



道が責任を持って種子生産を行うとする条例において、民間にどのような部分を担ってもらおうとしているのか、伺います。

○内田尊之副委員長 農産振興課長山野寺元一君。

○山野寺農産振興課長 民間事業者の参入についてであります。道内において、作付面積が少ないものの、実需者から一定のニーズがあり、地域でその種子の生産を継続していくことができる優良品種である主要農作物につきましては、道が種子生産技術の提供や生産物などの審査を行う中で、例えば、農業団体などによる原原種等の生産が可能となる仕組みを想定しているところでございます。

道といたしましては、民間事業者と役割を分担するなどしながら、本道の種子生産を一層充実させ、食料の安定供給や地域経済を支える本道農業の果たすべき役割をさらに高めていくことが重要と考えておりまして、引き続き、こうした点について検討を進めてまいる考えでございます。

○吉井透委員 主に、農業団体で生産が可能な仕組みを想定するというふうに受けとめました。

さきの我が会派の代表質問において、条例の対象作物を主要農作物に限定せず、幅広く検討すべきとの質問に対して、知事は、道議会や審議会での御議論を踏まえて検討してまいるなどと答弁されましたが、その後の、対象作物についての検討状況はどのようになっているのか、伺います。

○内田尊之副委員長 農政部長梶田敏博君。

○梶田農政部長 条例の対象作物についてでございますが、本道農業が、我が国の食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、農作物の安定生産が重要であり、その基本となる優良な種子の安定的な供給が不可欠であると認識しております。

これまでの道議会での御議論では、条例で対象とする作物に関し、稲、麦、大豆といった主要農作物に加えて、小豆やインゲン、ソバといった作物を対象とすべきとの御指摘をいただいているところであり、道としましては、条例素案において当該作物を対象に含めていくことについて、引き続き検討してまいる考えでございます。

以上です。

○吉井透委員 種子生産に係る条例に関して、対象作物の拡大などについて伺ってまいりましたが、引き続き検討するとのことで、明確な御答弁はいただけませんでした。

この問題につきましては、知事の考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましては、お取り計らいのほどよろしく願いいたします。

次に、農作物の生育状況などについてであります。

本年は、6月の低温や長雨に加えて、台風、地震の発生が農作物や畜産に大きな影響を及ぼし、来年の営農に向けて、不安の声も聞かれます。

まだ全ての作物の収穫が終わってはおりませんが、来年の営農に向けて、しっかりと対応していく必要があることから、これまでの対応の状況などについて、以下、数点お伺いをいたしま

す。

まず、本年の異常気象とも言える中で、本道の農作物の生育はどのような状況であったのか、伺います。

○内田尊之副委員長 技術普及課長白旗哲史君。

○白旗技術普及課長 本年の農作物の生育状況についてであります。本年は、春先が暖かく、植えつけなどの農作業も比較的順調に進んだところでありますが、6月に入り、長雨、日照不足などにより、水稻の分けつが少なく、1番草の収穫が進まないなど、生育に大きな影響が生じたところであります。

7月上旬には豪雨があり、その後は低温傾向で、7月下旬になり、やっと夏らしい天候になったものの、それまでの生育のおくれを挽回するには至らず、水稻では不良が見込まれるほか、豆類や牧草では、収量、品質が平年を下回ると想定されており、このように、長雨、豪雨、低温、さらには暴風といった極めて不安定な天候のもと、農作物の生育は大きな影響を受けたところであります。

以上です。

○吉井透委員 本年の天候不順や災害などによって、農家の方々は大変な苦勞をされたものと考えます。

これまで、道として、農家の方々に対してどのような技術対策を指導してきたのか、伺います。

○内田尊之副委員長 技術支援担当局長秋元勝彦君。

○秋元技術支援担当局長 営農技術指導についてであります。道では、6月の長雨、日照不足や、7月に入ってから豪雨、低温傾向の天候に対し、水稻では、とりわけ寒さによる影響を回避するための水管理の徹底や、小麦では、刈りおくれによる穂発芽を防止するための、気象予測に基づく計画的な収穫を指導するなど、作物ごとに、圃場、地域での生育が大きくばらついていることを踏まえ、それぞれの状況に応じた肥培管理に関する技術指導を行ってきたところであります。

また、9月に入ってから、台風の接近による暴風や地震の被害を受けた地域に対して、ビニールハウスの早期補修や、中に入っている作物の栽培指導、厚真町を含む3町では、未収穫の作物に係る収穫調製の指導を行うなど、農業改良普及センターによる事前の指導はもとより、被害発生後においても、少しでも収量や品質を確保するための営農技術対策の実施に取り組んだところであります。

以上でございます。

○吉井透委員 天候不順により、病害虫の適切な防除が重要となってきますが、本年の病害虫の発生状況と防除対策の実施状況について伺います。

○内田尊之副委員長 農業環境担当課長河野勉君。

○河野農業環境担当課長 病害虫の発生状況などについてでございますが、長雨や日照不足など

【第2分科会 10月3日 第3号】

が続きますと、農作物が軟弱に育ってしまうほか、病気の発生を招きやすいなど、生育に大きな影響を及ぼすこととなります。

このため、圃場での調査をもとに、病害虫防除所から、注意すべき病害虫に関し、農業改良普及センターを通じ、例えば、水稻のいもち病やバレイショの疫病、てん菜の褐斑病などについて、地域で適切な防除が実施されますよう、JAや農業者に対し、必要な指導を行ってきたところでございます。

こうしたことなどにより、本年におきましては、作物の収量や品質を大きく左右するような病害虫の発生は少なかったものと考えており、改めて防除対策の重要性を周知する中で、地域ぐるみの適期防除を徹底してまいります。

以上でございます。

**○吉井透委員** 国民の主食である水稻について、さきに国が公表した、平成30年産の水稻の9月15日現在における作況指数では、本道は不良となっていることから、今後、収量の確保に向けた技術対策が必要と考えます。これについてどのように対応されるのか、伺います。

**○白旗技術普及課長** 米の収量の確保に向けた対応についてでございますが、9月28日に、農林水産省は、北海道における水稻の作柄について、6月中旬から7月中旬の低温、日照不足の影響により、穂数が少なくなったことから、作況指数が90の不良と公表したところであります。

全道的な刈り取りの状況は、生育のばらつきが大きいことから、地域によっては、これから最盛期を迎えることが見込まれるため、JAと引き続き連携しながら、少しでも規格内の歩どまりを高めるための収穫とあわせて、丁寧な乾燥調製により品質面でのロスを減らすなど、必要な技術対策を指導してまいります。

以上です。

**○吉井透委員** 本年の天候不順によって特に影響を受けたのが牧草やデントコーンであります。このたびの地震により、乳牛については、乳房炎やストレスにより体調が低下していることから、その回復を図るためにも、良質な粗飼料の確保が必要と考えます。これについて、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

**○宮田生産振興局長** 良質な粗飼料の確保に向けた取り組みについてであります。本年は、6月の長雨や低温などにより、1番草の収穫が大幅におくれたほか、飼料用トウモロコシの生育も平年を下回るなど、酪農家の方々にとって、自給飼料の確保が大きな課題となっております。

また、このたびの地震に伴う停電により、搾乳ができなかったことから、全道的に、多くの乳牛で乳房炎が発生するなど、今後の体調回復に向けた飼養管理への取り組みも大変重要と考えております。

このため、道といたしましては、農業改良普及センターを通じ、体調を回復させるための飼料給与などに関する管理技術の指導とあわせて、道やホクレンなどの農業団体で構成する北海道自給飼料改善協議会で、良質な粗飼料の確保に向けて情報共有を図る中で、全道の酪農家に対し、技術資料を配付したところでございます。

また、こうした対応とあわせまして、このたび国において措置された、不足する粗飼料の購入支援策などを最大限に活用する中で、良質な粗飼料の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○吉井透委員 近年の異常気象による生育不良や収量の減少に伴って経営所得の減少にもつながることから、日々の技術対策が重要と考えます。

今後、異常気象に対応して、どのように技術対策に取り組んでいくのか、伺います。

○梶田農政部長 今後の技術対策などについてであります。札幌管区気象台によりますと、北海道の気象は、100年単位で見た場合、冬の寒さが緩み、大雨の日が増加している傾向にあるとのことであり、いわゆる北海道的な気象パターンが変化してきているとの調査報告が出されております。

道といたしましては、中長期的な視点からは、気象変動に対応し得る品種の開発や栽培技術、新たな病害虫への備えなど、多くの研究すべき課題があるものと認識しております。

一方、その年ごとに、農作物の生育の状況や病害虫の発生などに応じた防除対策など、基本的な技術対策については、忘れることなく実施すべきものでありますことから、小まめな現場指導に当たるとともに、農地の排水対策など、計画的な基盤整備ともあわせながら、災害に強い農業の確立に向け、試験研究機関やJAとも十分連携しながら取り組んでまいります。

以上です。

○吉井透委員 部長から答弁をいただきましたが、ことしは、7月の大雨被害に加えて、台風、また、このたびの胆振東部地震と、激甚指定になる災害が複数発生し、今後も、異常気象や気候変動に悩まされる状況が続くであろうと考えます。

こうした気候の変化に対応できる技術対策が必要になってくるものと思いますので、この点はしっかりとお願いをしたいと思います。

次に、酪農被害についてであります。

今回の北海道胆振東部地震と停電は、酪農家に大きな被害をもたらしたことから、道では、停電時の電力確保体制を整備するため、災害時酪農施設電源確保緊急対策事業を実施し、道内の全ての酪農家に電源設備を整備するとしていますが、ハードの整備をして、それで終わりということではなく、整備した後、その機能が十分に果たされることが重要であると思います。

そこで、以下、数点伺います。

まず、今回の地震と停電は、生乳や乳牛の個体に大きな影響を及ぼしたものと考えますが、その被害状況について伺います。

○内田尊之副委員長 畜産振興課長山口和海君。

○山口畜産振興課長 酪農の被害状況についてでございますが、このたびの地震により、厚真町、むかわ町、安平町を中心に、牛舎の損壊や、乳牛の緊急的な避難、牧草地の亀裂などの被害が発生したほか、全道的には、停電により、多くの酪農家において、搾乳や生乳の出荷ができなかったことなどによって、これまでに23億円を超える大きな被害が生じたところでございます。

あわせて、こうした事態により、酪農家の方々が大切に育ててきた乳牛において、乳房炎など

の疾病が多発し、生産乳量の低下などの被害が発生するとともに、乳牛の体調がもとに戻るまでには一定期間を要することなどから、今後の生乳生産への影響も大変懸念されているところで

す。

○吉井透委員 道内の酪農家は、家族経営や放牧主体、大規模経営など、多様な経営体がある中で、今回実施される緊急対策事業はどのようなスキームで実施されようとしているのか、伺います。

○宮田生産振興局長 緊急対策事業の進め方についてであります。道では、このたびの停電により、本道酪農の生乳生産において甚大な影響があったことを踏まえ、停電時でも道内の全ての酪農家が搾乳できるよう、非常用電源を利用するために必要となる配電盤の整備を緊急的に行う災害時酪農施設電源確保緊急対策事業を実施することとしたところです。

事業の実施に当たりましては、JAなどと十分に連携しながら、農家の飼養形態や、導入を計画している発電機的能力などを把握した上で、地域ごとの電力確保に向けた整備計画を策定するなど、それぞれの地域ごとの状況を踏まえた効果的な推進に努めてまいります。

以上です。

○吉井透委員 最後の質問ですが、さきの先議案件に関する質疑において、災害時における停電への備えについての我が党の質問に対して、知事は、速やかに、停電などの際の非常用電源による円滑な搾乳作業のための技術対策を取りまとめ、現場で早急に指導を行うなど、緊急時における対応が的確になされるよう、地域全体として意識の向上にも取り組むと答弁されましたが、今後、具体的にこれについてどのように取り組んでいくのか、お伺いをします。

○梶田農政部長 地域における非常用電源の確保に向けた取り組みについてでございますが、道といたしましては、JAなどとしっかり連携しながら、地域ごとの整備計画の策定を推進していく中で、このたび措置された災害時酪農施設電源確保緊急対策事業や、国の対策などを効果的に活用しながら、配電盤、発電機などの非常用電源の整備を図る一方、停電などの緊急時において、酪農家の方が慌てずに落ちついて初動対応ができるよう、関係団体の協力もいただきながら、停電に対応したマニュアルを速やかに作成し、研修会などを通じ、現地で指導するなど、地域全体としての非常時への対応に向けた意識の向上を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○吉井透委員 ありがとうございました。

○内田尊之副委員長 吉井委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、農政部所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後1時23分休憩

午後1時28分開議

○内田尊之副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
報告をさせます。

[神澤主査朗読]

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、長尾信秀議員の委員辞任を許可し、富原亮議員を委員に補充選任し、第2分科委員に補充指名した旨、通知がありました。
1. 予算特別委員長から、分科委員の異動について、花崎勝議員の第1分科会への所属変更を許可し、大崎誠子議員を第2分科委員に変更指名した旨、通知がありました。

### 1. 経済部所管審査

○内田尊之副委員長 これより経済部所管部分について審査を行います。  
質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。  
大崎誠子君。

○大崎誠子委員 それでは初めに、電源確保などについて伺ってまいりたいと思います。

まずは、当面の電力需給の見通しについてでございますが、北海道電力は、11月以降としていた苫東厚真火力発電所4号機の再稼働を前倒しし、また、点検作業を行っていた知内発電所の2号機も復旧させました。

これらの発電所の稼働で、道内の電力需給や節電の見通しにどのような影響があるのか、まず伺います。

○内田尊之副委員長 環境・エネルギー室参事西岡孝一郎君。

○西岡環境・エネルギー室参事 電力需給の見通しについてでございますが、先ごろ稼働した苫東厚真火力発電所4号機の復旧後の平均的なピーク供給力は461万キロワットであり、北電では、今後、2号機などの復旧が予定どおり進めば、さらに110万キロワットの供給力の追加が期待でき、合わせて570万キロワットを超えることになり、昨冬の最大電力需要の525万キロワットを上回るとの見通しであるとしているところでございます。

今冬の北海道エリアの電力需給については、国が11月にも需給状況の確認を実施するとしており、これを踏まえることが必要と考えます。

以上でございます。

○大崎誠子委員 次に、節電の取り組みについて伺います。

東日本大震災以来、道民の節電意識が高まり、既に、できる節電対策はし尽くしたといった声も聞かれ、節電努力にもおのずと限界があると考えます。

今後、秋から冬へと季節が深まるにつれて電力需要が高まる中、特に、冷凍・冷蔵業、病院、データセンターなど、一定の割合で一律に節電することが困難な業種や施設には特別な配慮が必

要だと考えます。

冬に向けて厳しさを増す電力需給の逼迫を乗り切るため、より一層張り詰めのきいた節電が求められると考えますが、道はどうか対応するのか、伺います。

○西岡環境・エネルギー室参事 節電の取り組みについてであります。積雪寒冷な本道においては、冬の電力需給の逼迫は、道民の暮らしに重大な影響を及ぼすところでございます。

本道においては、電力消費に占める家庭やオフィスの割合が全国に比べて高く、これらの分野での取り組みが重要であることから、この冬に向けては、効果的な節電手法などを掲載したリーフレットを作成し、広く道民、事業者の皆様にも周知するとともに、国との共催で、北電や産業団体、医療・福祉団体などで構成する北海道地域電力需給連絡会を開催し、オール北海道で取り組み方向を共有、確認するほか、国や北電に対し、電力の安定供給に万全を期するよう要請してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○大崎誠子委員 次に、北本連系線について伺います。

今回のブラックアウトを招いた要因の一つに、北本連系線の問題があると指摘をされています。北本連系線は、予備電源との想定で整備されており、規模も、現在、60万キロワットにとどまっています。

北海道と同じように、海を隔てた九州電力と中国電力の間が556万キロワットであることを考えると、その細さというのが際立ちます。

また、送電効率を考慮し、直流となっているため、北海道側に一定の交流電源がないと機能しない設計となっていることが、北本連系線を利用したバックアップが十分に機能しなかった原因とも言われています。これでは、緊急時に即応できず、緊急時の電源確保という面では、北海道が電力の孤島であることが誰の目にも明らかとなりました。

今後、北本連系線を強化するに当たっては、緊急時にバックアップ電源として機能するよう、直流送電から交流送電に送電方式を変更するとともに、送電容量も大幅に増強すべきと考えます。

このことにより、例えば、北海道の再生可能エネルギー由来の電力を本州方面に送電することにより、国全体の強靱化にも貢献できることとなります。

道は、道内での電力供給ばかりではなく、道外にもメリットのある北本連系線の強化を国に強く求めるべきと考えますが、見解を伺います。

○内田尊之副委員長 環境・エネルギー室長鳴海拓史君。

○鳴海環境・エネルギー室長 北本連系線についてでございますが、北本連系線につきましては、平成31年3月に、新たなルートで30万キロワットを増強する計画になってはいますが、なおも、ほかの地域の連系線に比べれば容量が小さいところです。

道といたしましては、これまでも、本道の新エネルギーのポテンシャルを我が国全体で生かし、エネルギーの多様化に貢献できるよう、北本連系線の増強について要請してきたところでござ

ございますが、このたびの発電所の停止による大規模停電を受け、改めて、国に対し、設備のさらなる増強を行うよう緊急要望したところであり、引き続き、現在行われている、大規模停電に関する電力広域的運営推進機関による技術的検証など、国の動向も踏まえつつ、国に対し、北本連系線の増強を強く求めてまいります。

○大崎誠子委員 次に、改正電気事業法について伺ってまいります。

改正電気事業法の経過措置が2020年で終了し、北電に本格適用となるということですが、その際、北電の電力供給責任はどのようになるのか、電力の安定供給に誰が責任を負うことになるのか、伺います。

○西岡環境・エネルギー室参事 電力の安定供給についてでございますが、発電事業者には、送配電事業者からの需給調整要請に応ずる義務が、また、小売事業者には、供給力の確保義務が課せられており、それぞれの立場から安定供給に係る責任を果たすことが求められているところでございます。

その上で、北電などの電気事業者の送配電部門である送配電事業者には、日々の電力需給の状況を監視し、需給の調整を行う義務、送配電網の建設、保守を確実にを行う義務、小売事業者の破綻や撤退といった事態に備えた最終保障サービスや離島への安定供給を行う義務が課せられており、最終的な電気の安定供給の責任を負う仕組みになっているものと認識しております。

以上でございます。

○大崎誠子委員 道は、2020年の改正電気事業法の全面施行を念頭に置き、電力の安定供給体制づくりにどのように取り組んでいくのか、考えを伺います。

○鳴海環境・エネルギー室長 安定供給の体制づくりについてでございますが、道では、これまでも、国に対し、広大で積雪寒冷といった本道の特性や電力融通の制約など、本道の実情を踏まえた電力の安定供給の確保を求めてきたところです。

道といたしましては、送配電部門の法的分離などが実施される2020年の改正電気事業法の全面施行後においても、本道の電力の安定供給が確保されるよう、送電網等の電力基盤の強化や北本連系設備のさらなる増強などについて、国に強く求めてまいります。

○大崎誠子委員 続いて、再生可能エネルギーの導入について伺います。

国は、7月に策定したエネルギー基本計画で、再生可能エネルギーを、将来、主力電源化していく考え方を示していますが、道内では、地域における家畜ふん尿を活用したバイオマス発電について、北電の送電線の空き容量がないため、系統に接続できず、計画が中断している旨の報道がなされております。

こうした状況に対し、道はどのように対応するのか、伺います。

○内田尊之副委員長 経済部長倉本博史君。

○倉本経済部長 新エネルギーの導入促進についてでございますが、北電では、現在、道央を除く地域においては、系統接続に必要な送電線の空き容量がないとしているところでございます。

本道の各地域に豊富に賦存する畜産バイオマスを初めとする新エネルギーの活用は、災害時に



おける備えとしても重要なものと認識をいたしているところでありまして、道といたしましては、北電に対し、空き容量の情報公開を的確に行うことなどについて要請しているほか、現在、北電が行っております、電力系統の空き容量の精査などを踏まえた上で、新たな系統接続の可能性について、国や北電に検討を求めるなど、地域における新エネルギーの導入が進むように対応してまいります。

以上でございます。

**○大崎誠子委員** 風力や太陽光などによる再生可能エネルギーは、大規模な蓄電装置を備えない限り、需給変動に柔軟に対応できる電源として期待することは当面困難であり、引き続き、原子力を含む既存の電源構成の中で、安定電源を見出し、早期に利用を可能とすることが避けられないものと考えます。

道は、二度とブラックアウトを起こさせないための安定的な電源の確保について、どのような考え方で臨む必要があると考えているのか、見解を伺います。

**○倉本経済部長** 電力の安定供給についてでございますが、電力は、暮らしと経済の基盤であり、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点としながら、社会経済の変化への柔軟な対応が的確に図られるよう、さまざまな電源の特性が活かされた多様な構成としていくことが重要でございます。

このたびの地震では、現に、国内で初となる大規模な停電が発生したところであり、こうした事態を再び生じさせないよう、道といたしましては、国や北電に対し、原因の分析と再発防止策の検討を踏まえて、電力の安定供給に万全を期すよう求めるとともに、新エネルギー導入加速化基金の活用等により、地域や企業の皆様と連携したエネルギーの地産地消の推進などに取り組んでまいります。

以上でございます。

**○大崎誠子委員** ここまで、道民の生活や産業など、あらゆる面で非常に重要な役割を果たしている電力の安定供給などについて伺ってまいりましたけれども、北海道が始まって以来、初のブラックアウトを経験した道民にとりましては、ただいまの一連の御答弁では、本当に電力供給の安全、安心が実現するのか、確信が持てませんでした。場合によっては、道のエネルギーに関する計画などの見直しも必要になるかもしれません。

電力の安定供給に関しては、改めて知事に伺いたいと思いますので、委員長にお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、北海道電力の責任などについて伺ってまいりたいと思います。

今回の大規模停電の要因の一つとして、北海道電力が全電力供給量のおよそ半分を苫東厚真火力発電所に担わせていたことが指摘されています。

道外の電力会社で、これほど大規模に特定の発電所に電力供給を集中させている例はあるのか、また、北電は、なぜ、これほどまでに過度に電力供給を特定の発電所に集中させていたのか、伺います。

○西岡環境・エネルギー室参事 電力供給についてであります。北電によれば、総発電出力に占める割合が最も大きい発電所は、東北電力の東新潟火力発電所で、その割合は約28%であり、苫東厚真発電所の割合は約21%とのことでございます。

発電所の立地については、電力事業会社が、それぞれに、供給力の確保はもとより、経済性や電力の需要地との関係、燃料の搬入ルートなど、さまざまな観点から検討し、決定しているものと認識しており、北電においても同様であるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○大崎誠子委員 国が東日本大震災の後に設置した電力需給検証小委員会で、北海道電力の電源が特定の大型発電所に偏っており、電力の安定供給面で脆弱性があることは指摘されていたということでございます。

その指摘は平成26年10月に行われていたのですが、北電は、これにどのように対応していたのか、北電の対応について、道は妥当だったと考えているのかいないのか、伺います。

○西岡環境・エネルギー室参事 北電の対応についてであります。北電によれば、平成26年の国の電力需給検証小委員会では、北海道エリアにおける過去最大級、または、それ以上を上回るリスクに対応できるかの検討が行われたものであり、その結果、冬期の電力需要に対しては必要な供給力が確保されていることが確認されたとの見解を示しているところでございます。

しかしながら、このたびの地震に伴い、北海道全域に及ぶ停電が発生したところであり、こうした事態を再び生じさせないよう、北電においては、国の検証委員会による原因の分析と再発防止策の検討を踏まえて、発電設備や電力システムの点検を徹底し、電力の安定供給に万全を期するよう求めてまいります。

以上でございます。

○大崎誠子委員 次に、強制停電の上限の設定について伺ってまいります。

北電は、緊急時の強制停電の際の上限を、地震直後の電力需要の2分の1程度に設定していたと報じられています。この設定をもっと高めておけば、広範囲にわたる大規模停電が起きたとしても、全電源喪失という最悪の事態には至らなかった可能性も指摘されています。

道は、北電が設定していた強制停電の上限について適切だったと考えているのかどうか、見解を伺います。

○西岡環境・エネルギー室参事 北電の対応についてでございます。現在、電力広域的運営推進機関の検証委員会では、非常に大きな供給力が失われた際に、その影響をできるだけ小さくするために緊急の措置として行われる負荷遮断についても検証が行われることとなっていると承知しており、道としては、引き続き、検証委員会による検討を注視してまいります。

以上でございます。

○大崎誠子委員 次に、送電線の故障について伺います。

道東方面との送電線が故障し、送電が困難となったため、道東の複数の水力発電所が緊急停止をした可能性があり、もし送電線の故障がなければ、道東の水力発電所から電力供給が続き、ブ

ラックアウトは回避できた可能性があるとの報道があります。

この件に関し、道はどのような情報を把握しているのか、見解を伺います。

**○西岡環境・エネルギー室参事** 検証委員会についてでございますが、電力広域的運営推進機関の検証委員会では、これまで経験したことがない、エリア全域で系統からの電力供給が喪失する大規模停電を踏まえ、一連の事象を明らかにし、原因究明と、これを教訓とした再発防止策を検討することとしているところでございます。

9月21日に開催された第1回の検証委員会では、大規模停電に至る事象の検証が行われたところであり、道東方面で送電事故が発生し、それに続いて水力発電所が停止したことについても確認されたところであり、今後、その事象の影響などについて検討されることとなっていると承知しております。

以上でございます。

**○大崎誠子委員** 電力供給の源を特定の大規模発電所に過度に集中させていたことや、緊急時の強制停電の際の上限値設定の妥当性に疑問があることなど、北電のこれまでの対応にはさまざまな問題があったことは明らかであります。

さらに、東日本大震災での福島第二原子力発電所の例でも明らかなように、道内でも、巨大地震の際には発電所が一瞬で全ての機能を失うことがあり得ることを北電は十分想定できたはずで

す。しかし、北電の社長は、9月8日の記者会見で、そうした事態を想定していなかったと述べています。こうしたことを総合的に考慮すれば、北電が、電気事業者として、十分な管理責任を果たしていなかったと言わざるを得ません。

道は、北電が、地震災害に備え、電力管理者としての責任を十分に果たしていたと考えているのかどうか、見解を伺います。

**○鳴海環境・エネルギー室長** 北電の責任についてでございますが、このたびの地震では、現に、国内で初となる大規模停電が発生し、道民の暮らしや産業活動は重大な影響を受けたところであり、電力事業者である北電の責任は極めて重いものがあると考えておりますが、電力広域的運営推進機関の検証委員会では、北電の対応についても検証が行われることとなっており、これを注視してまいりたいと存じます。

**○大崎誠子委員** 北電が利用者と電力供給契約を交わすときには、標準契約約款に基づいて行うとのことですが、北電が送電を停止したときには、どのような場合に北電に賠償責任が生じるのか、伺います。

**○西岡環境・エネルギー室参事** 北電の賠償責任についてでございますが、利用者への電力の供給を規定している北電の電気供給約款では、災害などにより供給を中止した場合について、同社の責めとならない理由によるものであるときは賠償責任を負わない旨が定められているところでございます。

国の検証委員会では、このたびの大規模停電に関する北電の対応などが検証されることとなっ

ており、賠償責任については、その議論を踏まえる必要があると考えるところでございます。

以上でございます。

**○大崎誠子委員** 北電と電力供給に関して契約を締結している道の家畜保健衛生所では、冷蔵保管していた、およそ1000万円相当の試薬などが停電のために廃棄せざるを得なくなったと聞いています。

先ほどから伺っているように、北電は、今回のような大規模な停電を回避するための適切な対応をとらず、結果として道に経済的損害を生じさせています。

道は、契約約款に基づき北電に損害賠償を求める考えがないのか、伺います。

**○鳴海環境・エネルギー室長** 北電への対応についてでございますが、北電の電気供給約款では、災害などにより供給を中止した場合について、同社の責めとならない理由によるものであるときには賠償責任を負わない旨が定められているところでございます。

国の検証委員会では、このたびの大規模停電に関する北電の対応などが検証されることとなっており、道の北電に対する損害賠償に係る対応につきましても、その議論を踏まえる必要があると考えます。

**○大崎誠子委員** 同様の被害をこうむった契約者は道だけではありません。停電で搾乳できなくなった酪農家は、生乳の廃棄に追い込まれていますし、冷蔵保存していた生鮮食料品素材や販売用の商品を廃棄せざるを得なくなった卸・小売業者、飲食店経営者も少なくありません。こうした方々が、個別に北電と交渉し、賠償を求めることは容易ではありません。

道が、こうした被害者の方々を代表して、北電と補償交渉を行う考えはないのか、伺います。

**○鳴海環境・エネルギー室長** 地震に伴う被害についてでございますが、災害時における電力供給の停止に関する損害賠償につきましては、国の検証委員会の検討結果を踏まえて対応を検討する必要があるものと考えておりますが、このたびの地震により発生した大規模停電により、道民の暮らしや産業活動は重大な影響を受けており、道といたしましては、今後、被害、影響の状況を精査し、国の動向等を踏まえた上で、さらに必要な対策を検討するなど、厳しい災害の実情に即した復旧、復興の取り組みを進めてまいります。

**○大崎誠子委員** 次に、検証委員会について伺います。

道は、今回のブラックアウトに関する検証を行う委員会を独自に設置すると報じられていますが、今回のブラックアウトに関する賠償責任の有無は検証の対象になるのかどうか、国の管理監督責任についても検証の対象となるのかどうか、検証の内容や検証委員会の構成メンバー、スケジュールなどをどのように考えているのか、見解を伺います。

**○鳴海環境・エネルギー室長** 検証についてでございますが、道では、北海道防災対策基本条例におきまして、道内で大規模な災害が発生した場合などに、当該災害に係る防災対策等についての検証を行うと定めているところです。

この条例に基づく道の検証では、その災害に対し、道や市町村のほか、防災関係機関等が連携して講じた防災対策等が十分に機能したかを把握し、課題等を明らかにするほか、災害対応にお

【第2分科会 10月3日 第3号】

ける情報の収集や住民の避難行動、避難所の運営、物資の支援などを検証項目として実施することとしており、停電後の対応などについては、ライフラインの項目の中で検証することとしているところでございます。

検証委員会における具体的な検証項目、構成メンバー、スケジュールなどにつきましては、現在、関係部で検討中でございます。

なお、賠償責任等につきましては、関係部とも連携し、検討してまいります。

○大崎誠子委員 国の検証委員会は、今月中旬にも中間報告を出す予定でありますし、当事者である北海道電力も、10月1日に検証委員会を立ち上げ、10月中には中間報告を出す予定というふうに伺っております。

こうした中、道が独自の検証委員会を設置するということは、道独自の視点が必要になると考えております。

道の検証委員会の焦点は何になるのか、改めて伺います。

○鳴海環境・エネルギー室長 道の検証におきましては、その災害に対し、道や市町村のほか、防災関係機関等が連携して講じた防災対策等が十分に機能したかを把握し、課題等を明らかにするほか、災害対応における情報の収集や住民の避難行動、避難所の運営、物資の支援などを検証項目として実施することとしており、停電後の対応などについては、ライフラインの項目の中で検証することとしております。

なお、検証委員会における具体的な検証項目につきましては、現在、関係部で検討中でございます。

○大崎誠子委員 早急にその検討内容を詰めていただきたいと思っております。

最後に、今後の対応についてであります。今回のブラックアウトは、たとえ本道で初の巨大地震が引き金となったとはいえ、550万道民の全ての生活や命までも危険な状態に陥れた北電の責任は極めて重いと言わざるを得ません。

道は、道民の代表として、北電に、損害賠償を含む、電力事業者としての責任の履行を強く求めていくべきであると考えます。

道は、今後、北電の責任問題に関し、どのように対処していくのか、伺います。

○倉本経済部長 今後の対応についてでございますが、災害時における電力供給の停止に関する損害賠償につきましては、国の検証委員会の検討を踏まえて対応する必要があると考えておりますが、このたび発生した、北海道全域に及ぶ停電により、道民の暮らしや産業活動が重大な影響を受け、極めて深刻な事態と受けとめており、電力事業者としての北電の責任は極めて重いものと考えているところでございます。

道といたしましては、北電に対し、こうした事態を再び生じさせないよう、原因の分析と再発防止策の検討を踏まえて、万全の対策に取り組んでいくよう求めてまいります。

以上でございます。

○大崎誠子委員 ここまで、北電の責任、そして検証委員会などについて伺ってまいりましたけ

れども、明確な御答弁はいただけておりませんので、この件に関しましては、知事の見解を伺いたいと思います。委員長のお取り計らいをよろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○内田尊之副委員長 大崎委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

小岩均君。

○小岩均委員 それでは、通告しております3項目について質問をさせていただきます。

まず、毎度、議会で議論されておりますIRについてお尋ねをします。

全国あるいは道内の世論調査で、最低でも5割、物によっては6割の国民や道民が反対しているという、カジノを含んでいるIR構想についてでありますけれども、これは言ってみればギャンブル施設と言わざるを得ず、こうした新たなギャンブル施設に対する疑念を多くの道民が持っております。その疑念を生む要因の一端は、やはり、今の道の姿勢にもあると私は言わざるを得ません。

道は、有識者でつくった懇談会の基本のコンセプトとして、地域経済あるいは雇用創出への期待を述べる一方で、ギャンブル依存症への懸念という、メリット、デメリットをあわせて示しながら、肝心の、道としてどうするのだという誘致の判断については、道議会あるいは各界各層の意見を伺って検討するという考えを示すだけで、今もって先送りしております。

言うまでもありませんけれども、既にIR基本法が国会で成立しております。先行していると言っているのでしょうか、他府県の知事——首長は、県あるいは府を挙げて誘致を表明している中で、北海道は、高橋知事が曖昧な対応を続けているということで、道議会や、誘致を望む産業界、自治体、そして、その推移を見守っている道民にも疑問あるいは疑念、そして、情報不足が言われております。

私の地元の北広島の市長は、地元でIRをやると言っていた業者のお誘いといいますか、お話を断って、市としては誘致しないということを表明しました。しかし、そのインパクトは大変大きくて、いまだに、道がIRをどうするのかということは、いろいろな集まりに行くたびに市民から聞かれる、そんなこともありますので、質問をさせていただきたいと思います。

この後、順次質問をしようと思っておりましたけれども、けさの道内の新聞で、北海道IRショーケースが11月30日と12月1日の2日間にわたって行われるという報道がございました。これで、質問の方向が若干変わっていくことはありますけれども、後ほど、そのことについては詳しくお聞きすることにします。

まず1問目として、IR誘致に関するフォーラム、セミナーあるいは有識者懇談会などを通じて、道民の意見は集約された道としては考えているのでしょうか。その上で、IR誘致を道民はどう評価していると受けとめているのか、お聞きをしたいと思います。

○内田尊之副委員長 観光局参事森秀生君。

○森観光局参事 IRについてでございますが、道においては、IRに関する理解を深めていた

【第2分科会 10月3日 第3号】

だくため、日本型IRのポイントやギャンブル依存症対策などをテーマに、道民向けのセミナーやフォーラムを実施してきましたほか、本年7月には、各分野の専門家で構成する有識者懇談会を設置し、IR誘致の判断に際して必要な課題につきまして、専門的な見地から御意見をいただいているところでございます。

IRについては、賛否を含め、さまざまな御意見があると承知しており、道としては、こうした幅広い方々の御意見を伺いながら、プラス、マイナスの両面からの効果等について検討を進めていくことが重要と考えております。

以上でございます。

○小岩均委員 今の私の質問は、IR誘致に関して道民はどう評価していると受けとめているのかという質問でございます。しかし、今議会の我が会派の代表質問あるいは同僚議員の一般質問への答弁と同じような答えしか返ってきません。

もう一度、はっきり聞きます。

道は、道民の賛否や意見を聞く考えはあるのかどうか、改めてお答えください。

○内田尊之副委員長 誘客担当局長榎信彦君。

○榎誘客担当局長 IRに係る対応についてでございますが、道におきましては、これまでも、さまざまな立場の方々からIRに関する御要請をいただいております、それぞれのお考えについて、しっかりと伺いをしてきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、道議会での御議論はもとより、各界各層の御意見をお伺いしながら、適切に対応してまいる考えでございます。

以上です。

○小岩均委員 なかなか平行線ですが、次に、誘致を表明している自治体と道との関係についてです。

今、釧路、留寿都、そして苫小牧の三つの自治体が手を挙げておりますけれども、現在まで、道の考え方、あるいは、これまで行ってきた道の取り組みについて、誘致を表明している3自治体にどのように説明しているのか、伺いをしたいと思います。

○森観光局参事 誘致を表明している自治体への対応についてでございますが、道では、これまでも、IRの誘致を表明している釧路、苫小牧、留寿都の3自治体に対しまして、IRに関する道の考え方や取り組み状況について丁寧に説明を行うとともに、それぞれの自治体の意向などをしっかりと伺ってきたところでございます。

また、前回の有識者懇談会においては、3地域の皆様から、各地域の取り組み状況等について御説明いただくなど、候補地についての検討を深めているところでございます。

以上でございます。

○小岩均委員 十分か不十分かはありますけれども、道では、こうした自治体にちゃんと説明するという経過をたどっていることが今の説明でわかりました。

その上で、先ほど言いました、11月末から行われるショーケースという催しについてです。

今言いましたけれども、私どもの会派として、代表質問、一般質問の2回、I Rに関する質問を行っていますが、そこではこの話は全く出てきておりません。あるいは、当該委員会に報告されたという話も聞いておりません。

議会開会中ですから、報告、説明をする場面がたくさんあったのに、なぜ、議会には、こうしたことが行われるというのを知らせてこなかったのか。道として、いつ、どのようにこのショーケースの件を知ったのか、そして、このイベントに道は関与しているのかどうか。説明をしなかった理由も含めてお伺いしたいと思います。

**○榎誘客担当局長** 北海道I Rショーケースについてでございますが、以前に、このイベントを主催する民間事業者の方から、道内での開催を企画しているとお話を受けたことはございますが、これまで、それ以上の具体的な内容等、特段のお話はいただけていないところでございます。

このイベントについては、現時点で、主催者からそういった形でのお話はいただけておりません。道としても、対応等については特に検討していないところでございます。

以上でございます。

**○小岩均委員** 今説明がありましたが、道としては、今ところ、特段関与をしていないということです。これから関与するかどうかは今後わかってくることであります。

そこで、今お答えがありましたが、以前に、こういうことをやるという情報は受けていたとのことです。その以前というのはいつなのか。

あるいは、けさ新聞で報道されるまで、担当あるいは道として知らなかったということでしょうか。

**○榎誘客担当局長** 北海道I Rショーケースについての重ねての質問でございますが、先ほどもお答えしたとおり、具体的な内容については、これまで説明は受けてきていなかったところでございます。

以上です。

**○小岩均委員** ちょっとかみ合わないですね。

具体的な内容については説明を受けていなかったということですが、こういうものを作るのは知っていたということではないのでしょうか。もし、それを知っていたのであれば、いつ道は知ったのか、その時期をお答えください。

**○榎誘客担当局長** I Rショーケースについての御質問でございますが、本年5月に、これを主催する民間事業者の方から、北海道内で開催したいという意向のみをお聞きしたものでございまして、それ以上のお話は、現在まで受けていないところでございます。

以上でございます。

**○小岩均委員** 何回も聞いて、やっとそこまで出てきたということですが、5月に知っていた、でも、議会にはそれを伏せていたと言ったら言い過ぎかもしれませんが、少なくとも、そういう動きがあることは議会関係者には伝わっていなかったことは事実でありますので、これは



きちっと押さえておいていただきたいと思います。

それで、次の質問は、有識者懇談会についてであります。

既に、懇談会は2回開かれておりますが、今議会では、懇談会の構成員の適格性といったらいいのでしょうか、あるいは適任性といったらいいのでしょうか、少なくとも道民世論を二分する課題に関して、言ってみれば、明確に賛成する委員はいても、それに異を唱える委員は入っていないということについて議論されました。

また、明確にIRに反対しながら議論を進めている議員、会派もあるわけでありますから、そういった道議会での声をこの懇談会にきちんと伝えた上で、今月に予定されている3回目に、そういう議論をすべきであるとは私は思います。こうした考え方を道として懇談会の皆さんにきちっと伝えることは考えているのか。

また、開催は4回と言われているこの懇談会で、いずれ、検討結果をまとめることになるのだと思いますけれども、その時期はいつになるのか、そして、その検討結果とはどのような内容が想定され、それが道としての誘致の判断にどのように影響してくるのか、懇談会の性格も含めてお答えをいただきたいと思います。

○内田尊之副委員長 経済部観光振興監本間研一君。

○本間経済部観光振興監 IRの誘致についてでございますが、有識者懇談会は、誘致の是非を議論する場ではなく、道としてIR誘致の判断を行うに当たり、必要な課題につきまして専門家の御意見を伺うために設置したものであり、これまでの懇談会では、依存症などの社会的影響に留意すべきといった慎重な御意見もいただいているところでございます。

道といたしましては、今後も、道議会はもとより、懇談会の皆様を初め、各界各層の方々の幅広い御意見をしっかりと聞きしながら、IRに関する基本的な考え方を早期に取りまとめ、道民の皆様方にも道の考え方を丁寧に説明していく中で、誘致について適切に判断してまいる考えでございます。

以上でございます。

○小岩均委員 ただいま、振興監から考えをお聞かせいただきました。いろいろ言われた中で、最後のくだりでは、誘致について適切に判断してまいるという振興監のお答えでした。

何度も言いますが、代表質問、一般質問での知事からの答えでは、誘致についてスピード感を持って適切に判断するとされ、今の振興監のお答えでは、誘致について適切に判断してまいるとのこと。もう、こうなれば、明確に道はIRを誘致するということを言っているようなものではないかと私は思っております。

言葉遊びをするつもりはありませんけれども、これまでの1年近い議論からいけば、知事が言うスピード感もないし、今のやりとりでも十分ではありません。また、IRショーケースのことを聞いていても知らんぷりということであれば、適切な判断ができないのではないかと思います。

私は、これについて、知事の任期中に道政課題としてしっかりと判断を下す使命あるいは責任

があるのではないかなと思っております。

北海道を含めて、他府県の区域が認定されるのかどうかについては、これからの国会での議論、法案の中身にもよりますけれども、態度が曖昧なままでは道民もよくわかりませんし、知事を支える職員の皆さんも大変だろうと思いますので、ここはひとつ、振興監あるいは経済部長も含め、知事ともう一度しっかり話をさせていただきながら、知事の任期中に判断を下すべきと思います。振興監としてのお考えをお聞かせください。

**○本間経済部観光振興監** IRの誘致についてでございますが、誘致の判断に当たっては、IRがもたらすプラス、マイナスの両面からの効果等をしっかりと見きわめることが重要であると考えておまして、今後、道議会での御議論はもとより、有識者懇談会の皆さんを初め、各界各層の方々の幅広い御意見をしっかりとお聞きしながら、国における政省令や基本方針など、制度設計の動向も見きわめ、誘致についてスピード感を持って適切に判断してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○小岩均委員** 何度聞いても同じかと思っておりますので、最終責任者であり、判断をする知事にお聞きしたいと思います。委員長には、IRについては総括質疑とするお取り扱いをしていただきたいと思います。

続いて、経済部がつくっております北海道雇用創出基本計画についてお聞きします。

一昨年の平成28年に策定した第4期北海道雇用創出基本計画の平成29年度の取り組み状況の結果が公表されました。

道内の雇用情勢に係るさまざまな指標があり、数字は言いませんけれども、有効求人倍率あるいは完全失業率などの指標を見る限りでは、道内の雇用情勢は、少なくとも、全体的には改善傾向が続いているのではないかなと思います。その反面、多くの業種、業界で慢性的な人手不足が言われております。

この計画は、平成31年度までの4年間で計画期間でありますけれども、計画によれば9万人の雇用を創出するということになっております。

そこで、2年が経過し、3年目の途中の現在の見込み、あるいは現状の雇用情勢、そして、そこから生まれてきた課題などについて、まずお伺いをしたいと思います。

**○内田尊之副委員長** 雇用労政課長水口伸生君。

**○水口雇用労政課長** 雇用創出の実績などについてでございますが、第4期北海道雇用創出基本計画では、平成28年度から31年度までの4年間で9万人の雇用創出を目標とし、平成29年度までの2年間で約4万8000人の雇用を創出したところでございます。

本年度におきましては、2万3000人を目標に、各般の施策を推進しているところでございます。

本道の雇用情勢は、全国を上回るペースで人口減少や少子・高齢化が進む中、景気の回復基調のもと、求人が増加する一方で、求職者が減少し、女性、高齢者の就業率や就業者数は増加傾向

【第2分科会 10月3日 第3号】

にあるものの、幅広い業種で人手不足が深刻化しているところがございます。

道といたしましては、良質で安定的な雇用の創出はもとより、多様な働き手の就業促進や、安心して働くことができる環境づくりなどに引き続き取り組んでいく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○小岩均委員 概要としては、そういう形になるのかなということは資料でも確認できたつもりでございます。

渡された資料を私もいろんな観点で見てもみましたが、全道を六つに分けて、いろいろな指標が出ております。6圏域の地域別の比較というものがあまして、道央、オホーツク、道南、道北、そういったところの数字がそれぞれ出ております。若干ですけれども、その数字を取り上げます。

まず、就職率としては、一番高いのが釧路・根室であります。また、有効求人倍率で見ますと、八つの職種に分かれており、事務的なものあるいは接客・給仕は大体どの圏域も同じでありますけれども、建設業に関しては、有効求人倍率が一番低いのは道北の3.64倍で、一番高いのは釧路・根室で9.69倍です。あるいは、農林漁業の有効求人倍率でいくと、道央圏、道南圏の数字は低いのでありますけれども、地域あるいは産業によって指標にばらつきがあります。

こういったものをきちんと埋めていかない限り、先ほど言いました人手不足が顕著になってきていることがこの数字にもあらわれてきているので、地域の経済産業を守っていくことはできないのではないかなと思います。

そこで、地域の特徴に合わせた人材対策に今後どう取り組んでいくのか、お聞きをしたいと思います。

○内田尊之副委員長 労働政策局長堀泰雄君。

○堀労働政策局長 地域における取り組みについてでございますが、道では、各振興局に設置した、行政、経済団体、労働団体、教育機関で構成いたします地域雇用ネットワーク会議を通じ、農村や漁村、ものづくりの集積地など、それぞれの地域の雇用情勢や産業動向の情報共有を図るとともに、雇用創出、働き方改革の推進、若年者の就業支援などに関して、地域の実情に応じた取り組みをしているところがございます。引き続き、関係者が連携を密にし、地域の産業を支える人材の確保を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○小岩均委員 それで、これも個別のことになりますけれども、道では、就業の促進により、女性、高校生、高齢者、障がい者あるいは季節労働者、こうした特定の方々を対象にした雇用創出目標を1万8000人と掲げました。その目標は、この3年間でほぼ達成しております。

では、道内で働く方々の雇用形態あるいは賃金がどのような実態になっているのか、お知らせをいただきたいと思っております。

○水口雇用労政課長 雇用形態や賃金の状況についてでございますが、労働力調査によります

と、本道における、平成29年の役員を除く雇用者は218万人であり、このうち、パートやアルバイトなどの非正規雇用労働者は86万人と、全体の39.4%となっておりまして、男女別に見ますと、男性の23.1%、女性の58.4%が非正規雇用労働者となっております。

また、毎月勤労統計調査によりますと、本道における、平成29年の事業所規模が5人以上の常用労働者の平均月額現金給与総額は28万2519円となっており、男女別に見ますと、男性が35万718円、女性が20万2314円となっております。

以上でございます。

**○小岩均委員** ただいまの答弁では、道内の非正規雇用労働者は39.4%で、4割近くということになります。

そこで、先ほど私が御紹介させていただいた、就業促進により目標を達成した1万8000人の内訳として、非正規の人数あるいは割合、賃金、こういったものはどのようになっているのでしょうか、お知らせください。

**○水口雇用労政課長** 雇用創出の実績についてでございますが、雇用創出基本計画の実績の把握に当たりましては、関連する施策や事業により新たに雇用された人数及び就職に結びついた人数について、確認ができたものを集計しているところでございます。

就業の促進の項目の雇用創出数は1万7251人でございまして、このうち、正社員の数について回答が得られた事業等の実績は1万957人で、正社員の数は8502人となっておりまして、77.6%となっております。

なお、賃金額については把握をしておりません。

以上でございます。

**○小岩均委員** 聞き取りによる八千何ぼというのは、全道平均から比べると、比率としては相当高いのかなと思います。せっかく、こういう調査を行っているのであれば、そこまで追跡調査をして、しっかり実績として残しておいていただきたいと要望しておきます。

最後に、雇用創出基本計画については、あと1年5カ月余りですか、まだ計画期間が残っておりますけれども、今後、どのような取り組みをされていくのか、お伺いをいたします。

**○堀労働政策局長** 今後の取り組みについてでございますが、道では、平成30年度の推進計画に基づきまして、基本計画で定める、雇用の受け皿づくり、就業の促進、雇用のセーフティーネットの整備の三つを柱に、雇用の受け皿づくりでは、良質で安定的な雇用の場づくりに向けて、食、ものづくり、健康長寿の分野における産業振興と雇用対策の一体的な取り組みや、地域を支える産業の活性化などを推進することとしております。

また、就業の促進におきましては、子育て中の女性の就業支援や、若者、中高年齢者等に対する就業支援、U・Iターンなど、人材誘致の取り組みを推進するほか、長時間労働の是正や非正規労働者の処遇改善など、就業環境の改善を進めることとしており、雇用のセーフティーネットの整備におきましては、職業訓練の受講機会の拡大など、離職者等の再就職を促進することとしております。

こうした取り組みを通じまして、1人でも多くの方の安定的な雇用に結びつくよう取り組んでまいります。

以上です。

○小岩均委員 それでは、よろしく申し上げます。

次に、外国人労働政策と技能実習制度についてお伺いします。

今議論しておりました基本計画には、外国人を対象とした項目は一切ありません。道内には、3万人近い外国人が在留しておりますが、そのうちの約6割が、何らかの方法で働いて、賃金を得て北海道で生活しています。

今後も、いわゆるインバウンドを含めて、来道外国人の増加傾向は続きますし、外国人労働者もふえてくると推測できるわけです。こうした外国人労働者の就労実態を北海道としても把握することは必要なことであると思います。

そこで、経済部としての見解をまずお聞きしたいと思います。

○堀労働政策局長 外国人の雇用管理等についてでございますが、本道における外国人労働者数は約1万8000人であり、さまざまな業種で人手不足が深刻化している中、今後さらに、幅広い業種で外国人の受け入れが進むものと考えており、昨年10月に策定をいたしました北海道働き方改革推進方策では、外国人労働者につきまして、在留資格の範囲内で、その能力を十分に発揮しながら、適正に就労できる環境を整備していくことが必要としているところでございます。

このため、道といたしましては、事業主が行う雇用管理上のルールにつきまして、国と連携をしながら、周知や啓発に努めるとともに、北海道働き方改革支援センターにおきまして、外国人の就業環境の改善に係る企業からの相談に対応しているところであり、本道におきまして、外国人の方が安心して働き、その能力を十分に発揮できる環境が確保されるよう取り組んでまいります。

以上です。

○小岩均委員 今お話がありました。しかし、私が、経済部が出している労働に関するいろいろな資料を見ても、外国人に関する記載は、数字が若干ありますが、ほとんどありません。

そこで、繰り返しになりますが、政府は、経済界からの人手不足や担い手不足に関する要請に対して、ここ一、二年、加速度的に外国人労働者の受け入れを進めるために、業種あるいは在留資格を拡大しながら、人材確保に踏み出しております。道内でも、介護職を初め、建設、農林漁業、食品加工の現場で、実習生とは別に外国人が働いております。

一方では、日本の今の労働政策である同一労働同一賃金、働き方改革も進められていますが、私の主観で言いますと、外国人労働者はその枠外に押しやられていますし、実習生ももちろんであります。

そうしたことについて、今後、少なくとも、私たちの足元である北海道として、あるいは労働政策を担う経済部として、外国人労働者に特化した対策や取り組みが必要であると思います。

経済部としての見解をお聞きしたいと思います。

○堀労働政策局長 外国人労働者への対応についてでございますが、労働関係法令は、国籍を問わず、外国人労働者にも適用され、労働時間や労働安全衛生に関する基準の違反など、法令に抵触する事案があった場合には、国の労働基準監督機関において取り締まりが行われるものであり、全ての企業で、関係法令が遵守されるとともに、外国人がその能力を十分に発揮できる環境を整備することが重要と考えているところでございます。

道といたしましては、外国人の雇用に関する法令等の周知、啓発を行うとともに、採用や就業環境の改善に係る相談に対応しているところであり、引き続き、外国人労働者の受け入れ環境の整備に取り組んでまいります。

以上です。

○小岩均委員 ちょっと残念でありますけれども、そこが経済部の限界なのかなと。一方で、総合政策部としては、外国人に対し、多文化共生という大きな旗を掲げて、いろいろなことをやっております。それとタイアップした形で、労働法制を守るのは当然のことではありますが、そこから一步踏み出して、人権にまで目配りをした労働施策が必要だと思いますので、私はこれからも引き続き取り上げていきたいと思っております。

次は、外国人技能実習生についてであります。

これは、人手不足の業界にとって貴重な人材となっております。実習が目的とはいえ、地域の経済社会のために、道は積極的にかかわるべきであると今までも取り上げてきました。

そこで、改めて認識をお伺いします。

実習生でありますけれども、労働者でもあるという認識が経済部としてあるのかどうか、お聞きをします。

○内田尊之副委員長 人材育成課長山口了子君。

○山口人材育成課長 外国人技能実習制度についてでございますが、この制度は、人材育成を通じて、開発途上地域等への技術や技能の移転による国際協力の推進を目的とするものであり、本道に強みのある分野で蓄積された技術や技能を習得できるほか、技能実習生の方々が本道に愛着を持つことで、将来的な交流の活発化につながるものと考えております。

技能実習生は、受け入れ企業で雇用契約に基づき働く労働者であり、道としては、関係機関と連携し、制度の適正な運用が図られるよう、労働関係法令の周知、啓発に努め、技能実習生の方々が、本道での生活になじみ、安心して技能の習得ができるよう取り組んでまいります。

○小岩均委員 今の答弁では、受け入れ企業にとっては働く労働者であるけれども、道の考え方としては、技能実習生という枠を超えられないのかなと思われました。

実は、きのうの建設部所管審査における質疑でも、技能実習生のことが一部話題になりました。そこでのやりとりでは、技能実習生は建設業界にとって有効な労働者であるというお話がありました。

何度も言いますが、実習生は地域の一員であり、税金も払っています。そんな貴重な、地域経済の担い手でありますから、経済部としても、この視点をしっかり持って、労働者として

【第2分科会 10月3日 第3号】

の権利擁護や、あるいは、地域住民の一員として迎え入れる、ぜひ、そんな気概を持ってこれからも当たっていただきますよう、強く指摘をさせていただきます。

最後ですが、北海道労働局による、入管あるいは外国人技能実習機構の札幌事務所などと北海道も含めての、技能実習生にまつわる地域協議会が7月に行われました。昨年から、つくると言っていて、1年かけて、やっと協議会が行われました。

そこでは、実習生の受け入れや実習の中身、労働の実態、そういうものが協議されているのだろうと思いますけれども、構成メンバーだけははっきりしておりますが、議事録はしっかりしたものができておりません。

そこで、道としてどのように関与していくのか、お伺いをいたします。

○内田尊之副委員長 経済部長倉本博史君。

○倉本経済部長 地域協議会への道の関与についてでございますが、地域協議会は、昨年11月に施行された外国人技能実習法に基づき、国や道、外国人技能実習機構及び関係団体が構成員となり、地域レベルで情報共有を図ることを目的として設置されたものであり、本年7月6日に開催されたところでございます。

会議では、北海道における技能実習制度の現状、課題等について、関係機関による説明が行われるとともに、平成30年度の技能実習制度適正化のための取り組み方針として、指導監督体制や関係機関の連携方法等が取りまとめられたところでございます。

道からは、平成29年外国人技能実習制度に係る受入状況調査の結果報告を通じまして、国籍別、業種別などの受け入れ実態や、地域社会との共生に向けた取り組み事例などの情報を提供したところであり、今後とも、地域の実情を踏まえた技能実習や実習生の保護に関する取り組みが適切に行われますよう、関係機関との連携を図ってまいります。

以上でございます。

○小岩均委員 それでは、最後に申し上げます。

今、部長からの答弁では、地域の実情を踏まえた技能実習や実習生の保護に関する取り組みが適切に行われるようにということでありましたけれども、今、実習生を受け入れている自治体は全部でどれくらいあるのでしょうか。人数はそれぞれであるものの、179自治体のうち、半分まではいきませんが、それに近い数の自治体が技能実習生を受け入れているのではないかと思います。

そして、地域住民として、日本人と一緒に暮らしながら、医療などの恩恵も受けざるを得ない実習生であります。そこで、当然、自治体にもさまざまな対応が求められております。

一例を紹介しますと、さきの胆振東部地震、それから、それに重なった停電によって、宿舎で何人もいる実習生の皆さんに何が起きたのか。

暗闇の中で、起きて、どうしていいのかわからない、電話も通じない、テレビくらいは何となくわかるのだけれども、テレビも途中で消えてしまって、よくわからない。結局、ラジオがあったけれども、日本語ばかりなので、全くわからないまま、夜明けを迎えて、ふだんは実

習先から迎えに来るバスも来ないので、歩いて向かった、そういうことを幾つか私も聞かされております。

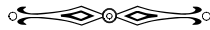
文化、言語あるいは生活習慣が違う実習生を受け入れている自治体や、振興局だけではなくて、道の本庁としても、これまで以上にかかわって行ってほしいと思います。そうした思いをぜひ受けとめていただきたいと指摘し、今後、外国人実習生の問題について引き続き協議をさせていただきたいと申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○内田尊之副委員長 小岩委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩



午後3時3分開議

○内田尊之副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

富原亮君。

○富原亮委員 委員長のお許しをいただきましたので、私からお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

まずは、道産品の海外販路拡大についてであります。

我が会派の代表質問で、旺盛な海外需要を獲得し、力強い本道経済を構築していくためには、北海道ブランドを生かした販路拡大に向けた取り組みを進めるとともに、本道の魅力ある農水産物の安定生産や輸出品目の拡大に加えて、海外市場に果敢に挑戦する人材の育成が重要であることから、新たに、マーケティング戦略を生かした食品の一層の付加価値向上を推進すると答弁されておりますけれども、今後、輸出をさらに拡大していくために、どのように取り組んでいくのか、以下お伺いをしてまいります。

現行の輸出拡大戦略における取り組み状況及び課題についてであります。

輸出額については、平成26年の低気圧被害などによってホタテなどの生産量が落ち込んだことによりまして、ここ数年は輸出額が減少しているということでありまして、現行戦略において、どのような取り組みを行い、また、その課題をどのように認識されているのか、まずはお伺いをいたします。

○内田尊之副委員長 食関連産業室参事黒須成弘君。

○黒須食関連産業室参事 これまでの取り組みと課題についてであります。道では、食の輸出拡大戦略の展開方向に基づき、道産食品の販路拡大に向けた取り組みを進めてきたところであります。

農水産物については、ホクレンや漁連などと連携したプロモーション活動や輸出拡大セミナー



などを開催したほか、その他の加工食品においては、本道に海外バイヤーを招聘し、生産現場の視察や道産食品の商談会、海外のどさんこプラザを活用した販路拡大の取り組みなどを支援してきたところでございます。

しかしながら、輸出を拡大していくためには、波浪に強い漁場づくりなど、1次産品の安定生産に向けた取り組みや、スラリーアイス、窒素などに係る技術を活用した高鮮度流通、GAP認証の取得やHACCPの導入促進、海外拠点のノウハウとネットワークの効果的な活用、さらには、ジェトロなどと連携した、マーケティング力を備えた人材の育成など、輸出に取り組む事業者の裾野を拡大することが課題と認識しているところでございます。

**○富原亮委員** これまでの取り組みでは、1次産品の安定生産に向けた取り組みや、海外拠点のノウハウ、ネットワークの効果的な活用、輸出に携わる人材の育成など、輸出拡大に向けた課題が見えてきたということで、今、御答弁をいただいたわけでありますけれども、それでは、この課題を踏まえた中で、新戦略では、どのようなことに重点を置いて取り組みを進めていくのか、お伺いをいたします。

**○内田尊之副委員長** 食関連産業室長谷岡俊則君。

**○谷岡食関連産業室長** 新戦略での取り組み方針についてであります。これまでの輸出拡大に向けた取り組みなどを踏まえ、新たな戦略では、1次産品の安定生産や、海外ニーズに対応した新たな輸出品目の多様化が重要であることから、生産の安定化、輸出品目の拡大を基本戦略の柱の一つとしているほか、輸出に取り組む事業者の裾野を拡大するため、相手先国の商習慣や食文化、マーケットニーズなどの情報の発信、輸出に関する手続など、海外販路の開拓に必要な知識を持った人材を育成する人材育成・輸出支援体制の強化を新たに掲げたところでございます。

このほか、品質が高い道産食品を迅速かつ確実に低コストで運ぶ取り組みを推進する商流・物流網の整備、さらには、海外のどさんこプラザを活用した販路拡大、衛生に関する国際認証の導入促進など、北海道ブランドの浸透、販路拡大に向けた取り組みを引き続き進めていくこととし、これらの四つの基本戦略に沿った、品目別、国別の現状、課題、市場ニーズを把握し、道内企業に必要な情報を提供するなどし、さらに輸出拡大を目指してまいりたいと考えてございます。

**○富原亮委員** 今、室長から、決意とも言えるような御答弁をいただいたわけであります。四つの基本戦略に沿って、品目別、国別の現状、課題などを整理して、道産食品の輸出拡大を目指すとのことですが、現行の輸出拡大戦略の計画期間が平成30年で終了するとのことでございます。

そこで、新たな戦略の策定に早急に取り組んでいただきたいというふうに思いますが、戦略の策定後、具体的にどのような推進体制で輸出を拡大していくのか、その考え方についてお伺いをいたします。

**○内田尊之副委員長** 経済部食産業振興監中田克哉君。

**○中田経済部食産業振興監** 道産食品の輸出拡大戦略についてであります。輸出拡大に向けた取り組みにより、アジア圏では北海道ブランドが浸透してきているほか、海外市場に目を向けた

意欲的な取り組みを行っている企業がふえてきております。

また、来道外国人観光客の増加や日本食の人気、さらには、諸外国の人口増加に伴う市場の拡大など、道産食品の潜在的な需要は大きく、さらなる輸出品目の多様化や市場の拡大が期待されているところでございます。

こうした中、旺盛な海外需要を獲得し、輸出拡大を加速していくためには、商流、物流の充実強化や、さらなる北海道ブランドの浸透に加え、原料となる1次産品の安定生産を図るとともに、海外の市場ニーズに対応するため、マーケティング力の強化を進め、事業者の裾野を広げることが重要と考えております。

このため、年内に、これらを踏まえた戦略の成案を取りまとめ、国や道、経済団体、各種支援機関等が一体となり、オール北海道で、輸出に取り組む事業者に対する各種支援を進め、一層の輸出拡大を図ってまいります。

以上でございます。

**○富原亮委員** 今、年内に、これらを踏まえた戦略の成案を取りまとめるというお話でございましたので、その戦略の中身、また、今後の取り組みに大きく期待をさせていただきたいというふうに思います。

これまでは、道産品の海外販路拡大の部分の輸出拡大戦略についてお伺いをしてきましたけれども、次に、海外販路拡大の取り組みについてお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

先般の北海道胆振東部地震では、本道に甚大な被害が生じたわけでございますが、今般の震災により、特にインバウンドが多数訪れているアジア諸国からの風評被害等による本道産業への影響が大きく、北海道の食ブランドが浸透しつつあるASEAN地域などに対する影響も大変懸念されているところでございます。

折しも、北海道は収穫の秋を迎えておまして、北海道のおいしい食を楽しみにしている海外の方々に対して、今こそ、力強く北海道の食をPRしていくことで、風評被害などを払拭していくとともに、北海道の食ブランドをしっかりと確立していく必要があるというふうに考えます。

そこで、道産品の海外販路拡大の取り組み状況と今後の展開などについてお伺いしますが、道産食品の輸出拡大に向けて、これまで、道はどのような取り組みを行ってきたのか、改めてお伺いしたいというふうに思います。

**○内田尊之副委員長** 食関連産業室参事沖野洋君。

**○沖野食関連産業室参事** 輸出拡大に向けた取り組みについてでございますが、道では、成長が著しいシンガポール、タイ、香港、台湾などASEAN地域を中心に、道内各地からこだわりの農水産物や加工品などを集めた商談会のほか、道内に海外バイヤーを招聘し、生産現場の視察会を実施するなど、道内事業者の海外での販路開拓に支援してきたところでございます。

また、シンガポールにおきましては、海外で初の道産品アンテナショップのどさんこプラザにおいて、販売状況や消費者等の意見を道内事業者にフィードバックし、海外向けの商品改良に役立てるテスト販売を通年で行っておりますほか、平成28年度から2年間で延べ62店舗の現地の飲

【第2分科会 10月3日 第3号】

食店において、消費者へのPRを目的としたレストランフェアを実施するなどいたしまして、北海道ブランドの浸透を図ってきたところでございます。

以上でございます。

○富原亮委員 ありがとうございます。

北海道胆振東部地震による諸外国からの風評被害などの払拭に向けて、遅滞なく対策を打つべきであります。

道では、今般の震災に対する緊急対策事業を補正予算に盛り込んでいるところでございますけれども、この補正予算による対策の考え方とその内容についてお伺いをいたします。

○谷岡食関連産業室長 震災に対する緊急対策についてであります。今般の北海道胆振東部地震により、道外、海外などからの多くの観光客のキャンセルが発生しており、道産食品の消費拡大への影響が懸念されることから、道外、海外に対して、変わらぬ北海道のおいしい食を早急にPRしていくことが必要と考えているところでございます。

このため、道では、国内の8店舗のどさんこプラザにおける北海道応援フェアや、各振興局などが趣向を凝らした首都圏での消費拡大キャンペーンなどのほか、特に、海外への販路拡大に向けては、ASEAN諸国を中心に、民間機関と連携した食と観光セミナーや、海外のどさんこプラザなどを活用し、北海道の生鮮品やスイーツなど持ち寄った生産者フェア、商談会を行うこととしているところでございます。

道としては、生産者、食や観光の関係機関などと連携し、機を逸することなく、国内外に向け、北海道の安全、安心のメッセージを発信して、道産食品の販路拡大に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○富原亮委員 道産品の海外販路拡大を図るに当たりまして、まずは、北海道どさんこプラザの機能を活用して、現地での売れ筋を把握するとともに、北海道ブランドの浸透を図っていくことは大変重要だと考えております。

こうした海外のアンテナショップの機能の充実など、道産品の海外販路拡大に向けた今後の展開についてお伺いをいたします。

○中田経済部食産業振興監 道産品の海外販路拡大についてであります。道産品の輸出拡大を推し進めていくためには、海外において、道産品を常時手にすることができる常設店をふやし、道産品の情報を発信する機能を充実させることにより、北海道ブランドのさらなる浸透を図ることが重要と認識しております。

このため、道では、タイのバンコクにおけるサイアム高島屋に、本年11月9日、海外で2店舗目となるどさんこプラザを開設するとともに、16日には、開設記念として、アイヌ民謡、「初音ミク」などによるステージや、タイの政府要人などをお招きし、道産ワインなどをPRする食とワインの夕べを開催するなど、知事も現地に赴き、食と観光とが連携した北海道PRイベントを行うほか、来年夏ごろをめどに、シンガポールに2店舗目となるどさんこプラザを開設する予定

です。

道といたしましては、引き続き、道産品のブランドの浸透を加速させるため、富裕層が多く、情報発信力が高いシンガポールと、道内企業の関心が高いバンコクの2カ所を核に、どさんこプラザのノウハウとネットワークを効果的に活用するとともに、輸出に取り組む事業者等の裾野の拡大、輸出品目の多様化など、道産品の海外販路拡大に取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

**○富原亮委員** 今、中田振興監から、タイでの部分について、また、シンガポールについては、現在、1店舗ありますけれども、来年夏の2店舗目の検討がなされているという御答弁もいただきました。

どさんこプラザに関しましては、当初、東京と札幌にしかなかった中で、どさんこプラザの発信力が素晴らしいということで、新幹線の開業を見据えて、東北や北関東に出してはどうだろうかとか、それこそ、アジアの活力を取り込むとともに、販路の拡大につながる食と観光の連携に大きく貢献するだろうということで、海外も検討してはどうだろうかといった議論をこれまでさせていただいたところでございますけれども、まさに今、震災等々により、本道の経済や観光がこのような状況になっている折に、どさんこプラザが大きな役割を果たし、貢献されることを強く期待したいと思います。

よろしくお願いを申し上げます。

それでは次に、産業復興についてお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

このたびの震災は、地震による被害はもとより、道内全域での停電により、産業全般に多大な被害をもたらしております。道では、胆振東部地震の被害からの復旧に全力を尽くしており、また、復興に向けたさまざまな取り組みを展開していると承知しております。

そこでまず、商工被害などと今後の対応についてお伺いをしたいと思います。

商工被害の状況についてですが、既に、震災発生から1カ月近くたっているわけでございますけれども、商工被害の状況について、どの程度になっているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

また、先般公表された観光被害に関して、その後の宿泊キャンセルの状況と影響額について、あわせてお伺いをしたいと思います。

**○内田尊之副委員長** 総務課長佐藤昌彦君。

**○佐藤総務課長** このたびの地震に係る被害額の推計についてでございますが、まず、卸・小売業や製造業、さらにはサービス業などといった、2次産業、3次産業の商工被害額につきましては、本日現在、地震による建物や機械設備の損壊、商品の破損などの直接被害額が約120億円、停電による商品廃棄などの2次的被害額が約136億円となっております。

このほか、停電により営業や操業を取りやめたことに伴う売り上げなどへの影響額は約1318億円となっております。

また、観光被害につきましては、道と関係団体が調査した9月30日現在のキャンセル状況は、

宿泊施設が、前回の調査と比べて20万7000人泊増の114万9000人泊となっております、交通費や飲食・土産物消費などを含めた観光消費への影響額は約356億円となっております。

以上でございます。

**○富原亮委員** 今、被害額について明らかにされたわけでございますけれども、今回の震災では、地震による直接被害はもとより、その後の停電による食品の廃棄等の被害や、風評被害による宿泊のキャンセルなど、本道経済に大きな影響を及ぼしております。

本道経済の復興に向けて、道はどのように対応していくのか、お伺いをいたします。

**○内田尊之副委員長** 経済企画局長三島斉君。

**○三島経済企画局長** 今後の対応についてでございますが、道では、このたびの地震により被害を受けた中小企業や観光事業者などの速やかな経営再建を図るため、国に対し、必要な支援策を緊急要請するとともに、今般成立した補正予算では、商工業の復興対策や、食と観光の早急な需要回復などの対策を盛り込んだところでございます。

また、地震による風評被害の払拭や産業基盤の回復などに向け、行政機関、経済団体、金融機関など61団体を構成員とした緊急経済対策官民連携協議会を設置いたしまして、復興に向けた共同メッセージを道内外に発信するとともに、各機関が実施する施策を取りまとめ、情報発信をしているところでございます。

道といたしましては、補正予算の事業に迅速に取り組むとともに、国や道、各団体の支援施策を各事業者の方々が効果的に活用できるよう、官民連携協議会の構成員を通じて情報提供するなど、官民が一体となって、本道経済の早期復興を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○富原亮委員** 以前から、自然災害の発生時に観光客にどのように対応するかは、北海道の観光をさらに発展させていく上で課題であると指摘されておりましたけれども、今回の地震災害で、改めてその重要性が明らかになったというふうに思います。

今回の震災においては、全道域の停電という事情があったにせよ、交通機関の途絶やホテルの延泊ができないなど、多くの観光客が行き場を失う事態が生じ、道でも、急遽、避難所を設置するなどの対応をされたようではございますけれども、世界水準の観光地を目指す北海道として、今後大きな課題を残したと考えます。

また、特に外国人観光客にとっては、緊急時に必要な情報を入手できることは極めて重要なわけでありまして、ブラックアウトによって情報発信が十分にできなかったという事情があったにせよ、外国人観光客に向けた情報そのものが不足していたとの指摘もされております。

こうした中で、不安な時間に耐えなければならなかったことを思えば、道の対応はまだまだ十分ではなかったのかなとも言わざるを得ないというふうに思います。

我が会派の同僚議員による一般質問では、観光客の安全の確保について今後検討を行い、安全、安心な観光地づくりを進める旨の答弁があったわけでございますけれども、それでは、具体的にどのように検討を行い、今後の観光産業の復興に結びつけていくお考えなのか、お伺いをい

たします。

○内田尊之副委員長 観光局長近藤裕司君。

○近藤観光局長 外国人観光客への対応についてでございますが、道では、災害に直面し、困惑している外国人観光客に対し、安全確保や情報発信の取り組みを行ってまいりましたが、こうした観光客の方々の不安や不便を十分に払拭することができたかにつきましては、課題が残ったものと考えているところでございます。

今回の震災により落ち込んだ外国人観光客の旅行需要の早期回復を図っていくためには、積極的なプロモーションの実施とともに、災害時においても、観光客の方々の安全、安心が確保される観光地づくりを進めていくことが重要と認識しており、道といたしましては、今後、このたびの震災に際しての観光客への対応の課題について検討する場を設け、他県の取り組みも参考にしながら、国や市町村、関係団体と連携し、より安全、安心な受け入れ環境の整備に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○富原亮委員 今、観光客への対応の課題について検討する場が設けられるということでございましたけれども、検証と検討をしっかりと行っていただきたいと思っております。

それで、道は、胆振東部地震による風評被害を払拭し、観光需要の早期回復を図るため、旅行割引制度や大型の観光プロモーションなどを内容とする北海道観光復興キャンペーンを実施することとし、先日可決した追加の補正予算を用いて、既に事業に着手しているものと承知しております。

また、政府でも、こうした道の取り組みに呼応して、旅行割引制度に81億円を支出することが決定されるなど、本道の観光需要の回復に、国と道が一体となった取り組みが展開されようとしております。

そこで、今回のキャンペーンの目玉となる旅行割引制度、いわゆるふっこう割に関しましてお伺いをしてまいりますけれども、道の説明によれば、第1弾として、10月1日から発売を開始する旅行商品のうち、宿泊費用のみを最大で50%割り引き、その後、準備が整い次第、交通料金を含む旅行商品を最大で70%割引く第2弾が実施されることとなっております。

この第2弾は、いつからスタートできる見込みになっているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○内田尊之副委員長 観光局参事小野寺淳一君。

○小野寺観光局参事 ふっこう割の実施時期についてでございますが、旅行割引制度であるふっこう割につきましては、秋の行楽シーズンを迎える中、胆振東部地震の風評被害などによる影響を払拭し、観光需要の早期回復を図るため、一日も早い実施が求められていることから、先月28日に道の補正予算が成立し、また、国において予備費の執行が決定されたことを受け、まず、第1弾として、宿泊のみを対象に、オンラインでの販売を開始し、予想を上回る売れ行きを示しているところでございます。

【第2分科会 10月3日 第3号】

現在、交通料金などを含む旅行商品の販売に向けまして、取り扱いを行う旅行会社や商品の募集など、必要な準備を進めているところであり、今月中のできる限り早い時期に販売を開始したいと考えているところでございます。

○富原亮委員 今、御答弁をいただいたわけでございますけれども、第1弾と第2弾で、最大割引率に20%の差を設け、助成対象も交通料金にまで拡大しております。

どのような考え方で割引率などに差を設けたのか、第1弾の割引利用が抑制されることはないのか、見解をお伺いいたします。

○小野寺観光局参事 割引率の設定などについてでございますが、ふっこう割の制度設計に当たりましては、国とも十分協議を行い、基本的な割引率を最大50%とした上で、国全体として戦略的に取り組む必要があるインバウンドを対象とした商品や、観光需要の地域偏在といった本道の課題解決に資する周遊性の高い商品につきまして、政策的な観点から、高い割引率を設定したところでございます。

また、交通などを含めた旅行商品を割引の対象とすることで、関連産業の需要回復など、より幅広い効果が期待されるものと考えており、道といたしましては、旅の自由度が高い宿泊のみの商品のメリットなども積極的にPRしながら、制度全体の利用促進に努めてまいります。

○富原亮委員 第2弾では、外国人旅行者への補助率を高く設定するとともに、支援する宿泊数も1人5泊までとするなど、優遇することとされております。先行事例となる熊本県の九州ふっこう割では、そのような取り扱いはありませんでした。

道は、どのような考え方にに基づき、外国人旅行者の優遇を行うこととしたのか、お伺いをいたします。

○小野寺観光局参事 外国人旅行者への対応についてでございますが、インバウンドにつきましては、国における成長戦略の一つとして、2020年までに4000万人という目標を掲げるとともに、道においても、500万人という高い目標のもと、重点的な取り組みを進めてきているところでございます。

また、このたびの震災に関し、特に海外の方々に本道の現在の情報が伝わりにくく、旅行者数が激減しており、早急な需要喚起を図る必要があることから、外国人を対象に高い割引率を設けたところでございます。

道といたしましては、こうした外国人に対する優遇措置を効果的に活用するとともに、海外への情報発信や集中的な誘客プロモーションとも連動させながら、インバウンド観光の需要回復を図ってまいります。

○富原亮委員 今、外国人の関係についてお伺いしたわけでございます。

旅行割引については、ビジネス目的の旅行は対象外とされておりますけれども、現金での支払いや個人のクレジットカードで代金を支払う場合、どのようにビジネス目的か否かを判断するおつもりなのか、お伺いをいたします。

○小野寺観光局参事 ビジネス客への対応についてでございますが、ビジネス目的の旅行につき

ましては、観光目的と比べ、割引によって需要を喚起する余地が少ないことなどから、今回の制度の対象外としたところがございます。

一方、観光とビジネスの違いを明確に判別する方法につきましては、法人カードでの支払いを認めないなど、極めて限定的にならざるを得ないことから、道といたしましては、広報、PRなどにより周知するほか、1人利用を認めている1室6000円以上の宿泊につきましては、ビジネス目的での活用を極力防ぐため、事業費総額に占める配分を一定割合に制限するなど、適切な対応に努めてまいります。

○**富原亮委員** ありがとうございます。

国と道の合計で83億円に上る宿泊料金等の割引制度を導入することによって、どの程度の需要回復効果を見込んでいるのか、お伺いをいたします。

○**内田尊之副委員長** 誘客担当局長榎信彦君。

○**榎誘客担当局長** ふっこう割の政策効果についてでございますが、今回の震災においては、大規模停電やそれに伴う交通機関の機能不全に加え、その後の風評被害も相まって、直近の調査では、宿泊キャンセルが114万9000人泊、観光消費も含めた影響額が約356億円と試算されるなど、本道の観光関連産業に甚大な影響が生じているところでございます。

道といたしましては、83億円に上る財源を活用したふっこう割を有効に活用していくことで、道内はもとより、国内外の方々の本道への観光需要を呼び起こし、これまでに生じた、直接、間接の影響を早期に解消するとともに、持続的な本道観光の成長につなげてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○**富原亮委員** 影響を早期に解消するとともに、持続的な本道観光の成長につなげてまいりたいという考えをお示しいただいたわけでございますけれども、それでは、この波及効果を高めるための取り組みについてお伺いします。

この制度によって、直接的な売り上げ回復効果が期待できるのは、ホテルや旅館などの宿泊業、航空会社などの運輸業、旅行代理店業にほぼ限定されるのではないかなというふうにも考えられます。

こうした直接の効果が及ばない小売業や飲食業、レジャー産業などにも、今回の割引制度のメリットが広く行き渡るように配慮する必要があるというふうに考えますけれども、道は、これらにどのように対応する考えなのか、見解を伺います。

○**榎誘客担当局長** 関連産業への波及効果についてでございますが、ふっこう割の導入効果を高めるためには、旅行代金の割引により直接的な効果が見込まれる宿泊業や旅行業、運輸業のみならず、旅行者の消費活動などを通じ、幅広い関連産業への経済波及を促すことが重要と認識しております。

このため、制度設計に当たりましては、本道の観光消費を牽引してきた外国人旅行者や、広い範囲に経済的な効果が及ぶ周遊型の旅行商品を対象に、高い割引率を設定するなど、工夫を行っ



【第2分科会 10月3日 第3号】

たところでございます。今後におきましても、例えば、割引の対象とする旅行商品の選定に際し、飲食やレジャー、アウトドアなど、幅広い産業への波及性を判断材料の一つとするなど、政策効果の高い制度運用を図ってまいります。

以上でございます。

○**富原亮委員** 事業の実施期間は来年3月末までとされておりますけれども、観光に関する風評被害が年度内に終息するかは見通せないというふうに思います。一方、3月末を待たずに事業予算を使い切ってしまうこともあり得ると考えます。

道は、この割引制度をいつまで継続していく考えなのか、お伺いをいたします。

○**榎誘客担当局長** ふっこう割の実施期間についてでございますが、本道の観光需要を1日でも早く回復させていくためには、その原動力としての役割が期待される本制度を効果的に活用することが何より重要であり、道内はもとより、国内外の方々にとって魅力ある旅行商品の造成等を通じ、まずは実施期間において本制度の利用を促進してまいる考えでございます。

また、実施期間中を通じ、随時、観光入り込み客数や宿泊者数などのデータをもとに、観光需要の回復状況を検証いたしまして、状況に応じ、事業の追加実施等について国に要請してまいります。

以上でございます。

○**富原亮委員** 今回のような事業を実施する際には、国と道の資金を一本化して、道から、実施団体である観光振興機構に一括して委託料として支出するのが通例なのかもしれませんし、そうすることによって、事業実施者に対する委託者としての管理監督権限が道に一元化されて、透明性の高い事業執行が担保されます。

しかし、今回は、できる限り早期の事業着手を求める強い要請が観光業界の関係者から寄せられていたこともあって、同一趣旨の支援事業資金が、国と道から、補助金あるいは交付金といった形で、それぞれ観光振興機構に支出されるような取り扱いとなっております。

道の説明では、国、道、観光振興機構が一体となった支援体制のもとで、この事業を推進するとのことですが、委託する者とされる者が一体化した場合、事業実施者に対する管理監督者の規律が緩み、対象施設や宿泊地の選定などの面で、不公平、不適切な扱い、あるいは非効率な事業実施に陥りかねないとの懸念もあるわけでございます。

道は、こうした形で行う旅行割引制度が、適切、公正に実施される体制をどのようにしっかり整える考えなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○**内田尊之副委員長** 経済部観光振興監本間研一君。

○**本間経済部観光振興監** 今後の取り組みについてでございますが、今月1日に開始したふっこう割につきましては、道内の観光関連事業者の方々から、秋の行楽シーズンに間に合わせるため、1日でも早く実施するよう、強い要請を受けてきたことから、早期の事業着手を行うため、国におきまして、観光振興機構に直接交付を行うこととなったところでございます。

本制度につきましては、多額の事業予算を運用する中で、幅広い事業者がかかわってくること

から、公平性や透明性をしっかりと確保することはもとより、各地域が抱える課題に対応し、本道観光のさらなる発展に資するよう、戦略的かつ効果的な取り組みが求められるものと考えておりまして、道といたしましては、運用の実務を担う観光振興機構に対して、運用状況の検証を随時行うことを求めるとともに、適時に道議会に報告するなど、適切に指導監督を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○富原亮委員** 今、観光振興監から、運用状況の検証を随時行うことを求めるとともに、道議会に報告して、適切に指導監督を行ってまいりたいという御答弁をいただいたわけでございますけれども、知事からもその言葉をしっかりと聞いてまいりたいと思いますし、また、チェック体制についてもいろいろお話をさせていただきたいと思いますので、この件に関しまして、知事に改めてお伺いしたいと思います。総括質疑に保留させていただきますよう委員長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**○内田尊之副委員長** 富原委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

梶谷大志君。

**○梶谷大志委員** それでは、私からも、通告に従って、順次伺ってまいりたいと思います。

まず、電力について伺いますけれども、我が会派の代表質問において、道としてブラックアウトはそもそも想定していたものなのかただしたところ、明確な答弁は得られなかったわけであります。

道議会としても、平成24年に、電力の安定供給の観点から、ブラックアウトについて指摘し、備えをすべきだとただしておりますし、専門家からも、確率は低いけれども、想定されることだと指摘されていたわけであります。

道は、そもそもブラックアウトを想定していたのか、その認識を改めてまず伺いたいと思います。

**○内田尊之副委員長** 環境・エネルギー室長鳴海拓史君。

**○鳴海環境・エネルギー室長** 道の認識についてでございますが、我が国では、大規模な発電設備の停止が生じた場合においても需給バランスを保てるよう、国や電気事業者により、さまざまなセーフティーネットが整備されていますが、このたびの地震では、現に、国内で初となる大規模な停電が発生したところでございます。

道といたしましては、万が一、大規模な停電が発生したとしても、その影響をできる限り緩和していけるよう、停電対応のあり方や非常時の備えなどについて責任を持って検証し、必要な対策を講じてまいる考えです。

**○梶谷大志委員** 今、ブラックアウトの想定について、答弁としては示されませんでした。

もし想定していたのならば、何が不足していたのかを検証すべきだと思いますし、想定してい

【第2分科会 10月3日 第3号】

なかったのであれば、今後、ブラックアウトを想定した対策を講ずるべきではないかなというふうに思います。

そんな中で、本道全体の電力供給の約半分を占める苫東厚真火力発電所が地震などでとまることは想定していなかったのか、伺います。

また、幾つかの発電所がとまるなど、そうなった場合の対処方法などは検討していなかったのか、これについても伺いたいと思います。

○内田尊之副委員長 環境・エネルギー室参事西岡孝一郎君。

○西岡環境・エネルギー室参事 道の対応についてでございますが、毎年、夏と冬を前に、国により、全国の全ての電力会社ごとの需給の検証が行われておりますが、特に北海道エリアの冬期については、厳寒であり、需給の逼迫の影響が大きいことなどから、過去最大級の計画外停止が発生した場合を想定した電力供給の確保策の確認が行われているところでございます。

道内の複数の発電所が計画外停止をするなどし、電力需給の逼迫が予想される場合においては、国から需給逼迫警報が発令されることとなっております。道では、国から警報が実際に発せられた際には、各振興局や市町村、関係団体に対し、ファクス、メール等により連絡し、一層の節電を呼びかけるなどの対応を行うこととしているところでございます。

以上でございます。

○梶谷大志委員 今、答弁では、過去最大級の計画外停止が発生した場合を想定した電力供給の確保策の確認が行われているということでありましたけれども、電力供給の半分を担う苫東厚真発電所の電源を一気に失うということまでは想定していなかったのではないかなと受けとめざるを得ませんし、一方で、そのことを専門家からリスクとして指摘されていたことも報道などでは見受けるわけでありまして、電力供給の確保策が十分でなかったと言わざるを得ません。

ブラックアウトの発生、被害の拡大に対して、道自体にも責任の一端はないのか、これも代表質問でただささせていただきましたが、国、北電の役割、責任に触れるのみで、明確な答弁はありませんでした。

道は、省エネ・新エネ促進条例に基づいて、新エネの導入促進などに取り組む責務を有しているわけであります。

この取り組みにおくれはなかったのか。あるいは、エコアイランド構想や、被害が出ている分野への非常用発電機の設置など、それぞれの施策のおくれが、多少なりともブラックアウトの被害が広がった一因となったのではないか、これらを含めて、道の責任について改めて認識を伺いたいと思います。

○鳴海環境・エネルギー室長 電力の安定供給についてであります。道では、省エネ・新エネ促進条例に基づき、新エネルギー導入加速化基金の活用等により、エネルギーの地産地消の取り組みへの支援など、新エネルギーの導入を促進してきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、安定供給に責任を持つ北電と、エネルギー政策に責任を有する国に対し、原因の分析と再発防止策の検討を踏まえて、電力の安定供給に万全を期するよう求

めるとともに、地域や企業の皆様と連携したエネルギーの地産地消の推進などに取り組んでまい  
る考えです。

○梶谷大志委員 今、答弁では、これまでの取り組みについて述べられましたけれども、それが  
十分だったのか、何ら示されていないわけであります。

私としては、道がとるべき施策がどうだったのか、責任はどうであったのか、当然、検証が必要  
だと考えるわけであります。

そんな中、国では、このたびのブラックアウトを踏まえて、平成30年北海道胆振東部地震に伴  
う大規模停電に関する検証委員会が設置をされたわけであります。この委員会は、一連の事象を  
明らかにして、原因究明と、これを教訓とした再発防止策を検討することを目的としており、10  
月中をめどに中間報告がされるとしているわけであります。

この中で国の責任も明らかにされることになると思いますけれども、現時点で、道は、国の責  
任をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○鳴海環境・エネルギー室長 国の責任についてでございますが、このたびの地震では、現に、  
国内で初となる大規模な停電が発生したところであり、今般、国の指示により、電力広域的運営  
推進機関において検証委員会が設置され、原因の分析や再発防止策の検討などがなされていると  
ころでございます。

道といたしましては、こうした事態を再び生じさせないよう、エネルギー政策に責任を持つ国  
に対し、検証委員会の結果を踏まえて、発電設備や電力システムのあり方を含め、電力の安定供  
給に万全を期するよう求めてまいります。

○梶谷大志委員 原因の究明と、先ほども答弁があったとおり、北本連系の容量の不足などは、  
従前から指摘されていた課題なわけでありまして、こういった対応も含めて、国に対してしっか  
り強く対策を求めていただきたいと思います。

今後の対応についてですけれども、一方で、道は、万が一、ブラックアウトが発生したとし  
ても、その影響をできるだけ緩和していけるように、停電対応のあり方や非常時の備えなどにつ  
いて責任を持って検証し、必要な対策を講ずるとしているわけであります。

道は、可及的速やかにこうした対応を行うべきと考えますが、具体的に、いつまで、どのよ  
うに検証していくのか、また、必要な対策をいつまでに講じようとしているのか、お伺いをいた  
します。

○鳴海環境・エネルギー室長 検証についてでございますが、道では、北海道防災対策基本条例  
におきまして、道内で大規模な災害が発生した場合などに、当該災害に係る防災対策等につ  
いての検証を行うと定めているところでございます。

この条例に基づく道の検証では、その災害に対し、道や市町村のほか、防災関係機関等が連携  
して講じた防災対策等が十分に機能したかを把握し、課題等を明らかにするほか、災害対応にお  
ける情報の収集や住民の避難行動、避難所の運営、物資の支援などを検証項目として実施するこ  
ととしており、停電後の対応などにつきましては、ライフラインの項目の中で検証することとし

ているところでございます。

なお、具体的な検証のスケジュールにつきましては、現在、関係部で検討中であります。

**○梶谷大志委員** 検証のスケジュールについては、現在、関係部で検討中ということでありませうけれども、道民生活、全産業に甚大な被害をもたらしたブラックアウトの再発防止に向けて、早急に体制を整えなければいけないわけでありませうから、そのことを強く認識していただいて、以後の関係部の検討スケジュールについても示されるように強く求めておきます。

電力の供給体制について伺います。

大規模停電の発生によって、電力供給の約半分を苫東厚真発電所に頼っていた本道の電力供給体制の脆弱さが浮き彫りになったわけでありませう。

道は、事業者としての北電の責任は極めて重たいとし、国に対しては、原因分析、再発防止策を求めるとしておられますけれども、例えば、老朽化した発電施設の更新、立地の分散、北本連系の増強など、課題として明らかなものがあるわけでありませう。

こうした点について、道も、主体性を持って、国や事業者の問題提起をしっかりと行っていくべきと考えませうが、所見を伺います。

**○鳴海環境・エネルギー室長** 電力供給についてでございますが、道では、これまでも、国に対し、広大で積雪寒冷といった本道の特性や電力融通の制約など、本道の実情を踏まえた電力の安定供給の確保を求めてきたところであり、また、このたびの地震の発生に伴い、送電網等の電力基盤の強化や北本連系設備のさらなる増強などについて、国へ緊急要望を行っているところでありませう。

道といたしましては、引き続き、国はもとより、北電に対し、電力広域的運営推進機関における技術的検証の結果なども踏まえ、発電設備や電力システムを点検し、電力の安定供給に万全を期するよう求めてまいります。

**○梶谷大志委員** 国への緊急要望については、先ほどから申し上げておられるとおり、従来の課題でありませうから、この対策が具体化されるように、道としても役割をしっかりと果たすことを求めておきます。

道の省エネ・新エネ促進条例において、新エネルギーの導入促進を道の責務としておられます。道は、条例に基づく計画で数値目標を定めて、エネルギーの地産地消などの取り組みを進めるといふふうにはしているわけでありませう。

今回の大規模停電の教訓を踏まえれば、こうした取り組みをなお一層加速化していく必要があると考えませう。

道は、計画を見直し、数値目標を前倒しした上で、電力移出県交付金や新エネルギー導入加速化基金なども最大限活用して、可能な限り新エネの導入を促進することで、北電だけに頼らない電力供給体制を構築すべきと考えませうが、所見を伺います。

**○内田尊之副委員長** 経済部長倉本博史君。

**○倉本経済部長** 新エネルギーの導入促進についてでございますが、本道において、各地域に豊

富に賦存する多様な新エネルギーを活用していくことは、災害時における備えとしても重要なものと認識しているところでございます。

道といたしましては、北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画に掲げる目標の早期達成に向け、新エネルギー導入加速化基金も活用し、身近な地域で自立的に確保でき、また、非常用電源としても活用が可能といった新エネルギーの利点を踏まえながら、熱、電気などの多面的な利用を図る先駆的なモデル事業の一層の推進や成果の普及などにより、地域や企業の皆様と連携したエネルギーの地産地消の取り組みを加速してまいります。

以上でございます。

**○梶谷大志委員** 今、部長から、取り組みを加速してまいるという答弁がありましたけれども、これまでの議論の中でも、そういった漠然とした答弁の仕方が繰り返されていたわけでありまして、それでは、何ら、この取り組みが進むとは受けとめられないわけでありまして、

今、こういう状態に対しての対応が求められているわけでありまして、国や北電がすべきことを求めていくことは当然やらなければいけませんけれども、道としても、やるべきことを確実に進めなければ、非常に不十分なものとなります。

今申し上げたとおり、計画の見直し、数値目標の前倒しをしっかりと検討していただかなければならないし、そういう積極性を示していただきたいと思いますが、十分な答えは得られませんでした。

今後の対応について、改めて知事に伺ってまいりたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げたいと思います。

次に、北電への対応についてでありますけれども、エネルギーの地産地消に関して、十勝管内において計画中であった、家畜ふん尿を活用したバイオガス発電施設について、北電から、送電線の空き容量不足を理由として接続を断られているとの報道があったところであります。

道は、省エネ・新エネ促進行動計画において、バイオマスを初めとして、地域特性を生かして導入拡大を図るとしておりますけれども、報道が事実であれば、まさに、地域みずからが進める積極的な取り組みやふん尿対策など、北海道酪農の発展、環境対策といったものに水を差しかねないわけでありまして、

北電が接続は難しいとしている地域は全道のどのエリアであって、その理由をどう把握し、認識しているのか、お伺いをいたします。

**○内田尊之副委員長** 環境・エネルギー室参事北村英士君。

**○北村環境・エネルギー室参事** 系統接続についてであります。国では、電力系統を利用している発電設備設置者にとって、系統に関する情報は極めて重要との考えに基づき、系統情報の公表の考え方を示しているところであり、北電においても、この考えに基づき、ホームページにおいて、系統接続の検討における参考資料として、系統空き容量マップと系統空き容量一覧表を公開しております。

これによると、道央を除く地域では、空き容量がゼロとなっている旨、公表されており、こう

した地域においては、設備容量を超えた送電により設備が損傷するおそれがあることから、系統接続に必要な対策として、申し込みの事業者に対し、送電線の増強費用や工期などを回答していると認識しております。

以上でございます。

○梶谷大志委員 道央を除く地域では、空き容量がゼロになっているとの答弁でありました。

道は、今回のブラックアウトを踏まえた、道としてのエネルギー政策の一環として、可能な限り新エネの導入を進めるという観点、また、申し上げたように、酪農は北海道にとって重要な産業であり、現在、国際交渉に勝てる体力をつけるため、大規模化など、コスト削減に取り組んでいるといった観点から、送電網の増強工事の必要性の話の前に、安定した発電で、環境にも配慮されたふん尿バイオマス発電を優先的に接続するように北電に働きかけ、道としても、再生可能エネルギーの導入拡大の観点から対策を講じるべきと考えますが、所見を伺います。

○倉本経済部長 新エネルギーの導入促進に向けた対応についてであります。畜産バイオマスを初めとする新エネルギーの活用は、本道の各地域に豊富に賦存するものであり、災害時における備えとしても重要なものと認識をしているところでございます。

こうした中で、北電では、現在、道内の多くの地域において系統接続に必要な空き容量がないとしているところであり、道といたしましては、北電に対し、空き容量の情報公開を的確に行うことなどについて要請しているほか、現在、北電が行っている、電力系統の空き容量の精査などを踏まえた上で、新たな系統接続の可能性について、国や北電に検討を求めるなど、地域における新エネルギーの導入が進むよう対応してまいります。

以上でございます。

○梶谷大志委員 繰り返しになりますけれども、受け皿が整備されていませんと、せつかくの地域での取り組みに水を差すことになるわけでありますので、しっかりそのことを受けとめてほしいなというふうに思っております。

また、例えば、環境整備については、北電の取り組み、あるいは国の理解が必要なわけでありますから、そういったことをしっかり強く求めるなど、道としても主体的な役割を果たしていただくように求めておきたいと思えます。

次に、産業被害について伺ってまいりたいと思えます。

このたびの地震で、道内全域が停電したことによって、工場の操業停止、コンビニ、スーパーや飲食店などの営業停止による売上げの減少は非常に深刻なわけであります。

さらに、宿泊施設のキャンセル、風評被害による旅行者の減少など、北海道の基幹産業である観光産業の被害も甚大なわけであります。

道は、この地震による北海道経済への影響額がどの程度と見込んでいるのか、見込んでいないのであれば、いつまでに、どのように把握するのか、お伺いをいたします。

○内田尊之副委員長 総務課長佐藤昌彦君。

○佐藤総務課長 このたびの地震による被害の推計についてでございますが、まず、卸・小売業

や製造業、さらにはサービス業などといった、2次産業、3次産業の商工被害額につきましては、本日現在、地震による建物や機械設備の損壊、商品の破損などの直接被害額が約120億円、停電による商品廃棄などの2次的被害額が約136億円となっております。

このほか、停電により営業や操業を取りやめたことに伴う売り上げなどへの影響額は1318億円となっております。

また、観光被害については、道と関係団体が調査した9月30日現在のキャンセル状況は、宿泊施設が、前回の調査と比べて20万7000人泊増の114万9000人泊となっております。交通費や飲食・土産物消費などを含めた観光消費への影響額は約356億円となっております。

**○梶谷大志委員** 今回の答弁で、2次産業、3次産業の商工被害と、停電により営業や操業を取りやめた影響額も明らかになりましたけれども、本当に甚大な被害なわけであります。

観光被害についても、9月15日現在の292億円が、さらに356億円となっております。改めて、この地震による被害が大きいことを痛感するわけであります。

そんな中、このたび取りまとめられた復旧・復興対策として、被災した中小企業に対して、経営環境変化対応貸し付けを適用するとともに、それに係る保証料負担の軽減、さまざまな支援策の説明会、移動相談会などを行うとしているわけであります。

今回の地震が全道各地に甚大な被害をもたらしているにもかかわらず、激甚災害法の本激が適用されていないため、中小企業等の施設の災害復旧事業に対する国の補助制度がない状態なわけであります。

激甚災害法の本激の適用基準とはどのようなもので、また、今回適用となっていない理由は何か、あわせて伺います。

**○佐藤総務課長** 中小企業支援に係る激甚災害の指定についてでございますが、本道全域を対象とする本激に指定されるためには、道内全域の住居の被害が、災害救助法に定める世帯数の基準である1万2000世帯を超えること、地震により、中小企業の建物や設備、商品などに生じた直接被害額の合計が1510億円を超えることなどの要件を満たすことが必要でございます。

このたびの災害による全道の住居被害は、件数ベースではございますが、全壊が約300件、半壊が約900件でございます。また、直接被害額は約120億円であるなど、要件を満たしていないということで、今回、本激には指定されていないところでございます。

**○梶谷大志委員** 激甚災害法の枠組みでいうと、支援が困難であるとの答弁でありました。

今回、そういう形で指定されず、公的支援がなされないということであれば、中小企業の復興は非常に困難をきわめるわけであります。結果、被災自治体の活力が失われることになりかねないわけでありますので、このことについては、しっかりした対応をしていかなければならないと考えるわけであります。

そんな中で、国に対して、制度改革を含めて要望していくことはもちろんでありますけれども、制度の改正には時間を要するわけであります。

一方で、被害の状況を踏まえれば、中小企業への支援は急務です。融資制度だけではなくて、



【第2分科会 10月3日 第3号】

中小企業等の施設を初め、商工会館や商店街、卸売市場などの災害復旧事業に対しての補助制度による支援が必要だと考えるわけであります。

道は、補助制度の創設を検討すべきと考えますが、所見を伺います。

○内田尊之副委員長 地域経済局長田畑洋一君。

○田畑地域経済局長 中小企業への支援についてでございますが、道では、災害発生後、直ちに、災害貸し付けの適用や、本庁及び振興局に特別相談室の設置を行うなど、被災中小企業者に対し、資金面、経営面から支援するとともに、国に対し、被災中小企業の復旧、復興に必要な各種支援施策について要請をし、商店街の仮設店舗や卸売市場の施設の整備などへの支援措置が講じられることとなったところでございます。

道では、本定例会におきまして、被災中小企業者の保証料負担を軽減するための補助制度や、被災地の特産品等の消費拡大に向けた取り組みなどの支援策について予算を措置したところであり、これらの実施に向けて、今後、市町村や関係団体などと連携をし、被災地などにおいて施策説明会や個別相談会を開催するなど、資金需要、経営相談にきめ細やかに対応するとともに、国の施策も最大限活用しながら、被災した中小企業の復旧、復興に取り組んでまいります。

以上です。

○梶谷大志委員 今、答弁があったとおり、一部、支援措置が講じられますけれども、やはり、これでは十分でないと言わざるを得ないわけであります。

グループ補助金も含めた支援制度のさらなる充実が必要だなというふうに考えるわけでありまして、このことについては、改めて知事に直接問うてまいりたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願いしたいと思います。

その上で、次に進みます。

災害時に対応したガソリンスタンドの整備についてであります。国では、災害時の燃料供給体制を維持するため、自家発電装置などを備え、地域において給油の拠点となるサービスステーションの整備を進めていると承知します。

緊急車両等への優先給油を行う中核SSは、既に全国で1600カ所が指定され、一般の避難者への給油を行う住民拠点SSについては、平成31年度までに8000カ所の指定を目指して、順次整備が進んでいると承知します。

道内における整備状況について、箇所数、立地箇所の特徴、こういったものを含めて所見を伺います。

○西岡環境・エネルギー室参事 拠点となるSSの整備状況についてでございますが、災害時に地域への石油製品供給の拠点となり、自家発電設備、大型タンク等を備え、緊急車両や重要施設への優先給油を行う中核SSは、平成30年4月1日現在、道内では、市部を中心に65カ所が指定されております。

また、自家発電機を備え、災害時にも地域住民への燃料供給の拠点となる住民拠点SSは、平成30年2月28日現在、道内では、町村部を中心に236カ所が指定されているところでござい

す。

以上でございます。

**○梶谷大志委員** 中核SSは市部を中心に、住民拠点SSは町村部を中心という方向性で、国は整備を進めているということでもあります。

そんな中、追加提案があった道の補正予算において、緊急対策として、200カ所のSSに自家発電装置を整備する経費を計上したわけであります。

国が整備を進める、一般の避難者向けの住民拠点SSは、郡部を中心に整備されている一方、道の補正予算では、都市部を中心に整備するとのことでもあります。

災害時の給油体制について、具体的にどのような水準を達成するためのものなのか、伺いますとともに、地域によって偏りが無いよう整備が行われることとなっているのか、お伺いをしたいと思います。

**○鳴海環境・エネルギー室長** ガソリンスタンドの自家発電設備の整備の考え方についてでございますが、道内では、国が整備を進める住民拠点SSが、現在、町村部を中心に設置されてきているところでありますが、多くの住宅や各種施設が集まる都市部においても、非常時に営業できるガソリンスタンドを確保していくことが重要と認識しています。

このため、道といたしましては、国に対し、住民拠点SSのさらなる整備を要請いたしますとともに、このたびの大規模停電で、一部のスタンドに車が集中し、混乱が生じたことについて、できる限り緩和していけるよう、都市部を中心に、ガソリンスタンドでの自家発電設備の整備への支援を緊急対策として実施し、災害時において給油を継続できるガソリンスタンドを広く道内に整備していく考えでございます。

**○梶谷大志委員** 今、答弁をいただきましたが、どうも明確ではないなと受けとめざるを得ないわけであります。

私が住んでいる札幌市清田区は、大きく被災して、電気の復旧も最後になったところで、テレビの映像のように、非常に長い車列をつくったガソリンスタンドが幾つもあって、ガソリンスタンドの整備について、ガソリンスタンドの経営者も含めて、計画的で具体的な姿が求められたわけであります。今の答弁ですと、ちょっとざっくりとし過ぎでありまして、例えば、200カ所で本当に十分なのか、不十分ではないのか、そのことすらも伝わらないわけであります。

そこで、十分か不十分か、どう思っているのか、聞きたいなと思います。

また、広く全道と言っておりますけれども、地域の偏りは生じないのか。国が進めることと、個々のSSが進めることと、道がやろうとしていることがしっかり連携されていなければいけないと思いますけれども、地域の偏りが本当に生じないのか、あわせて教えていただけますか。

答えられなかったら、時間がもったいないので、知事に聞きます。

**○鳴海環境・エネルギー室長** ガソリンスタンドの自家発電設備の整備の考え方についてでございますが、道といたしましては、国に対し、住民拠点SSのさらなる整備を要請するとともに、国による整備とあわせ、このたびの大規模停電で、一部のスタンドに車が集中し、混乱が生じた

【第2分科会 10月3日 第3号】

ことをできる限り緩和していけるよう、都市部を中心に、ガソリンスタンドでの自家発電設備の整備への支援を緊急対策として実施し、災害時において給油を継続できるガソリンスタンドを広く道内に整備していく考えでございます。

○梶谷大志委員 急に聞いた質問でありますから、残念ながら、具体的ではなかったわけでありませけれども、並んでいる最中にガソリンがなくなった、あるいは、割り込みがあって、けんかになったとか、やっと給油所にたどり着いたら、給油制限で15リットルしか入れられなかったなどといった声があります。

今回、ブラックアウトの中で、電源や情報を確保するという意味で、車は非常に大きな役割を果たしたわけでありまして、それを補うSSの体制づくりは非常に大事になってくると思います。

このことは、もう少し具体的に知事に確認してまいりたいと思いますので、委員長の取り計らいをお願いしたいというふうに思います。

次に、観光について伺います。

道では、9月15日現在で観光被害の状況を取りまとめ、宿泊のキャンセル等による観光被害額は292億円とのことであります。

被害状況の取りまとめから、2週間以上が経過しましたがけれども、観光被害額はふえていないのか、また、その後の国内外からの旅行者の動向等はどのような状況か、お伺いをいたします。

○内田尊之副委員長 観光局参事奥河俊明君。

○奥河観光局参事 観光被害の状況などについてでございますが、道と関係団体が調査した9月30日現在のキャンセル状況は、宿泊施設が、前回の調査と比べて20万7000人泊増加し、114万9000人泊となっており、このことなどをもとに、交通費や飲食・土産物消費などを含めた観光消費への影響額を推計いたしますと、約356億円に上っているところでございます。

こうした中、来道観光客の動向に関しましては、道内や道外と結んでいる航空、鉄道等の交通機関は、震災前とほぼ変わらない運行状況となっておりまして、業界関係者などからは、利用状況は回復傾向にあるものの、例年の水準には至っていないなどと伺っているところでございます。

また、新千歳空港と海外を結ぶ国際航空路線は、韓国との路線等の一部で運休が発生しているなど、外国人来道者は減少しているものと考えているところでございます。

○梶谷大志委員 被害額について今お話があったところですがけれども、キャンセルは20万7000人泊ふえているということでありまして、外国人来道者は減少しているとのことであり、被害が非常に大きいわけでありまして。

そこで、外国人観光客への対応について伺ってまいります。

地震発生時、本道には多くの外国人観光客が訪れていたわけでありませけれども、その対応について、さまざまな課題が浮き彫りになったわけでありまして。

今回のような災害時においても、外国人観光客の安全、安心を確保するため、情報発信の充実

を含めて、受け入れ体制を早急に見直すよう、代表質問でも指摘をさせていただきました。

道が取りまとめた復旧・復興対策の柱の一つに、食と観光の早急な需要回復を掲げているわけでありませけれども、道は、具体的にどのように受け入れ体制の見直しを行っていくのか、所見を伺います。

○内田尊之副委員長 観光局参事磯部政志君。

○磯部観光局参事 外国人観光客への対応についてでございますが、今回の地震やそれに伴う停電の影響により、宿泊場所を確保できない、また、母国語による情報が入手できない観光客が多く生じたことから、市町村が中心となり避難場所を確保したほか、道におきましても、本庁舎別館に避難場所を設置し、ピーク時に400名を超える方々を受け入れるとともに、多言語による電話相談窓口を開設し、400件を超える対応を行ったところでございます。

また、市民団体や事業者などの中には、母国語による親身な対応により不安を解消し、外国人観光客から感謝された事例もあるものと承知しております。

道といたしましては、今後、国や市町村、関係団体と連携し、このたびの震災に際しての、観光客に対する情報発信、安全確保に関する道や市町村等の対応の課題について検証する場を設け、より安全、安心な受け入れ環境の整備に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○梶谷大志委員 検証の場を設けて、受け入れ環境の整備を行うという答弁でありました。早急かつ具体的に環境整備が行われるように求めておきたいと思っております。

次に、観光プロモーションについて伺います。

観光復興キャンペーンでは、国内外に向けた観光プロモーションや情報発信を実施することとしているわけでありませ。その事業規模は、道費で2億7000万円、国費で22億4000万円ですが、観光プロモーション等の実施に当たっては、国内外の市場の動向等を見きわめつつ、迅速かつ集中的に実施するとともに、正確な最新情報を適時的確に発信することが重要だと考えるわけでありませ。

観光プロモーションや情報発信を効果的に実施するために、今後、具体にどのように展開していくとするのか、お伺いをいたします。

○内田尊之副委員長 観光局参事小野寺淳一君。

○小野寺観光局参事 観光プロモーションなどについてでございますが、震災による風評被害を払拭し、観光需要を早期に回復するためには、正確な情報発信を行うことを基本に、国や関係機関と連携し、本道観光への需要を喚起していくための取り組みを早急に実施していくことが重要と認識してございます。

このため、道におきましては、観光復興キャンペーンサイトを開設するとともに、発信力があるインフルエンサーなどの協力も得ながら、SNSなどを通じ、本道の生の情報を世界に発信していくほか、国内外のどさんこプラザを活用したPRイベントの開催や、東アジアなどを対象としたトップセールス、さらには、政府観光局との連携による海外プロモーションなど、集中的な

【第2分科会 10月3日 第3号】

キャンペーンを行うこととしており、こうした取り組みを通じ、一日も早い観光復興の実現を図ってまいります。

**○梶谷大志委員** そんな中、道は、もう一つ加えて、観光需要を早期に回復させるために、道内を訪れる旅行者の宿泊料金等を割り引く北海道ふっこう割を10月1日からスタートさせました。

本事業の効果をどの程度と見込んでいるのか、既に実施されている他府県のふっこう割の効果も含めて、所見を伺います。

**○小野寺観光局参事** ふっこう割の効果についてでございますが、今回の震災においては、大規模停電やそれに伴う交通機関の機能不全に加え、風評被害も相まって、直近の調査では、宿泊キャンセルが114万9000人泊に上るなど、本道の観光関連産業に甚大な影響が生じているところでございます。

熊本地震の際には、熊本県のみで、66億円の事業費に対し、約81万人泊のふっこう割の活用実績が報告されており、道といたしましても、本制度を有効に活用することにより、宿泊キャンセルなどによって生じた直接、間接の影響を解消することも可能であると考えているところでございます。

**○梶谷大志委員** ふっこう割をしっかりとやっていけば、キャンセル等によって生じた直接、間接の影響を解消することも可能であるということでもあります。

今、他県の取り組みのことも引き合いに出されましたが、外国人を対象とした新たな取り組みも含めて、今ある予算を最大限に活用されるように強く求めておきたいと思えます。

ふっこう割は、北海道観光振興機構が事業主体となって、国と道がそれぞれ観光振興機構へ補助金を直接交付する仕組みとなっているわけでありませう。

本事業は、なぜ観光振興機構が事業主体となるのか、また、国と道と観光振興機構のそれぞれが果たす役割はどのようになっているのか、所見を伺います。

**○小野寺観光局参事** ふっこう割の運営についてでございますが、ふっこう割を適正かつ効果的に運用していくためには、旅行商品の造成、販売等に関する知識、ノウハウはもとより、多額の公的資金を活用するに当たっての信頼性や公平性などが求められるものと認識してございます。

観光振興機構は、道の計画において、本道観光の中核的推進組織と位置づけられているほか、広域連携DMOとして国から認定を受けている公益法人でございまして、旅行業務に精通した人材も数多く在籍していることなどから、熊本地震での例なども参考に、国と協議を行い、運営の受け皿として適当と判断したところでございます。

道といたしましては、今後、本制度の円滑な運営が図られるよう、国とともに、観光振興機構への指導や助言を適切に行うなど、主体的に取り組んでまいります。

**○梶谷大志委員** 広域連携DMOで、公益法人であり、旅行業務に精通した人材も多くいることについては十分理解するわけでありませうけれども、ふっこう割に係る金額が巨額でありますから、施策の方向性などを道としっかりと共有して、一体的に執行できる体制を十分意識して取り組まれるように求めておきます。

ふっこう割の実施に当たっては、本来、国費を含め、道の予算に計上して、道議会の議決を経て実施すべきものであり、それによって、事業主体である観光振興機構への関与も担保されるものであります。

しかし、国費の81億円は、道を経由せず、国から観光振興機構へ直接交付されることとなっていることへの認識を伺いたいと思います。

また、道は、当該事業を実施するに当たり、どのように主体性を発揮していくのか、加えて、観光振興機構への関与をどのように担保していくのか、所見を伺います。

**○内田尊之副委員長** 誘客担当局長楨信彦君。

**○楨誘客担当局長** 道の関与などについてでございますが、ふっこう割につきましては、道内の観光関連事業者の方々から、秋の行楽シーズンに間に合わせるため、1日でも早く実施するよう、強い要請を受けてきたところございまして、国費の決定時期と道議会の日程が重なったことなどから、国において観光振興機構に直接交付を行うこととなったところでございます。

本制度につきましては、多額の事業予算を運用する中で、幅広い事業者がかかわってくることから、公平性や透明性をしっかりと確保しながら、戦略的かつ効果的な取り組みが求められるものと考えておりました。道としては、観光振興機構に対し、運用状況の検証を随時行うことを求めますとともに、適時に道議会に報告するなど、適切に指導監督を行ってまいります。

以上でございます。

**○梶谷大志委員** 道内の観光事業者からの、10月のハイシーズンに合わせて早急にふっこう割を実施するようという求めについては、我々も十分理解をしますけれども、それにしても、大きな金額が絡むわけでありますから、道の関与がしっかり担保される仕組み自体をつくることを含めて、体制を整えるように求めておきたいというふうに思います。

また、ふっこう割については、今申し上げたとおり、一刻も早い取り組みが必要になってくるわけでありますけれども、風評被害を払拭するためにも、10月に、集中的、大々的に旅行割引を投入していかなければならないと思います。

しかし、道内容、国内客あるいは海外の旅行者などの観光需要を的確に捉えて、最も効果が高いやり方で執行していかなければならないというふうに思います。

今後、3月までのキャンペーン期間において、最も効果的な執行となるよう、具体的にどのような考え方でふっこう割を投入していこうとするのか、所見を伺います。

**○楨誘客担当局長** 制度の効果的な運用についてでございますが、ふっこう割につきましては、今月1日に、第1弾として、宿泊商品のインターネット販売を開始して以来、現在まで、予想を上回る売れ行きを示しているところでございます。

こうした状況も踏まえ、現在、観光振興機構におきましては、本制度の本格展開に向け、海外のインターネット販売事業者も含めた旅行会社や企画旅行商品の募集などの準備を進めているところございまして、今後、道としては、旅行形態や旅行者ごとの利用状況も踏まえながら、観光需要の早期回復はもとより、地域偏在といった本道特有の課題の解消にもつながるよう、観光

【第2分科会 10月3日 第3号】

振興機構とともに、本制度の効果的な運用に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○**梶谷大志委員** 私も、10月1日に、自分の携帯電話でふっこう割のところに当たってみたら、全然、買えるような状況じゃなかったわけでありまして、即時完売だったという話も聞いていますけれども、第1弾はどんな状況なのか、もし把握していれば教えてもらいたいと思います。

○**榎誘客担当局長** 第1弾の状況についてでございますが、今、委員から御指摘がありましたとおり、10月1日に、国内のインターネット販売取扱旅行会社の3社で発売を開始いたしました。当初、約2億円の財源で出発した第1弾ですが、1日で売り上げるような状況でございますが、現在、第2弾の発売に向けて、鋭意準備をしているところでございます。

以上でございます。

○**梶谷大志委員** そういう意味では、北海道を応援していただく、ふっこう割の効果は非常に大きいのだと痛感しました。第2弾も、切れ目のない対応が必要になってくると思いますので、これらのキャンペーンについて、しっかり需要を捉えたものになるように対応されることを求めておきます。

このキャンペーンの期間は、平成31年3月31日までになるわけでありまして。期間中は、先ほど申し上げたように、旅行商品、宿泊料金の割引によって、観光需要の回復が期待されますけれども、キャンペーン期間の終了後も、観光需要を維持し、さらに、増加させていく必要が出てくるわけでありまして。

もとの料金に戻っても、また北海道に来ていただけるよう、今からしっかり取り組んでおく必要があるかと思いますが、道は、キャンペーン期間の終了後においても、観光需要を維持し、増加させるためにどのように取り組むのか、所見を伺います。

○**内田尊之副委員長** 経済部観光振興監本間研一君。

○**本間経済部観光振興監** 今後の事業展開についてでございますが、本道の観光需要を早期に回復し、持続的な観光振興につなげていくためには、その起爆剤としての役割が期待されるふっこう割を初め、国内外への情報発信やプロモーションなど、幅広い施策を集中的かつ戦略的に進めていくことが重要と認識しております。

このため、道といたしましては、ふっこう割の運用を通じて、冬期における新たな観光メニューの開発や広域周遊型の観光地づくりを進めていくほか、こうした本道の魅力を、海外でのプロモーション等を通じて効果的に発信していくなど、キャンペーン期間の終了後も見据え、観光需要を維持し、高めていける取り組みを積極的に展開してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**梶谷大志委員** 今後の取り組みについて御答弁をいただいたところでありますけれども、先ほど議論をさせていただいた外国人観光客に対する対応、あるいは課題に対する検証、ふっこう割のさらなる活用、それと、その予算に対する道の関与、これらを含めて、もう少し具体的な議論をさせていただきたいと思いますので、知事に直接聞いてまいりたいと思います。委員長におか

れましては、お取り計らいのほどお願い申し上げます。

最後に、人手不足対策に関して4問聞かせていただきます。

本道は、全国を上回るペースで、人口減少、少子・高齢化が進行しており、働き手の主力である生産年齢人口は、平成7年以降、減少が続いているわけであります。有効求人倍率、完全失業率などの指標は改善されてはいますけれども、今後、生産年齢人口のさらなる減少に伴う人手不足が深刻化することを懸念するわけでありまして、地域経済を支える人材の確保が急務になろうかというふうに思います。

3月に、知事をトップとする人材確保対策推進本部を立ち上げて、働き方改革も含めた人材確保対策を総合的に展開しているわけでありますけれども、以下伺いたいと思います。

若者の道内定着、道外からの人材誘致、外国人材の活躍促進をテーマとして、事業の実施段階における各部局の連携を強化することとし、8月に、人材確保に向けた連携事業が取りまとめられました。

関係者間での情報共有、共通認識を図るものであれば年度当初に示すべきところ、公表された8月には既に実施済みの事業もあって、時期を逸しているなというのが率直な思いであります。

今般、改めて連携事業として取りまとめた理由について伺います。

また、どのような効果を期待して公表したものなのか、お伺いをいたします。

○内田尊之副委員長 雇用労政課長水口伸生君。

○水口雇用労政課長 人材確保に向けた連携事業についてでございますが、道では、深刻化する人手不足に対応するため、働き方改革推進方策に基づく取り組みを進めるとともに、人材確保対策推進本部を立ち上げ、業界等の情報や魅力の発信、優良事例の普及による働きやすい環境の整備の促進などに取り組んでいるところでございます。

人口減少が進む本道におきましては、地域からの人材流出を防止し、道外からの人材を積極的に呼び込むことが重要でありまして、若者の道内定着、道外からの人材誘致、外国人材の活躍促進の三つをテーマに、関係部局や関係団体が、事業の実施段階においてより一層連携して、人材確保に向けた連携事業を展開し、さまざまな機会や幅広いネットワークを活用することにより、多様な業種の情報や魅力をより多くの方々に発信するなどいたしまして、人材確保に向けた取り組みを効果的に進めてまいりたいと考えてございます。

○梶谷大志委員 事業の実施段階において、より一層、関係部局や関係団体が連携してということでもありますけれども、この連携というのは、我々からしてみれば当然のことであって、今までできていないことを露呈していると受けとめざるを得ないわけでありまして。

また、今の答弁を聞いても、慌てて取りまとめたという感は否めないわけでありまして、そういった認識をしっかりと持っていただく必要があるかなと思います。

そんな中、道は、平成31年度までを計画期間とする雇用創出基本計画において、雇用創出目標、就業率を掲げておりますが、人手不足が顕著な業種について、改善に向けた目標数値を明確に掲げて、庁内の関係部局はもとより、関係団体、民間企業とも一体になって、人手不足対策に



取り組んでいく必要があると考えますが、所見をお伺いいたします。

○内田尊之副委員長 労働政策局長堀泰雄君。

○堀労働政策局長 計画の目標設定などについてでございますが、道では、第4期雇用創出基本計画におきまして、雇用の受け皿づくり、就業の促進、雇用のセーフティーネットの整備の三つを柱に、雇用創出数と就業率の目標を掲げ、関連する施策を展開しているところでございます。

人口減少が進行する本道におきましては、深刻化する人手不足への対応とワーク・ライフ・バランスの実現を両立させる働き方改革の推進が重要でありますことから、働き方改革推進方策において、人手不足が顕著となっている主な業種について、現状、課題、対応の方向性を示したところであり、こうした基本計画や推進方策に基づきまして、庁内の関係部局の連携はもとより、国や市町村、関係団体等と連携を密にしながら、人材確保対策を推進してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○梶谷大志委員 対応の方向性を示したということではありますが、そういう形にとどまっています、業種別に数値目標を掲げることに對しての認識は示されなかったわけでありまして。残念ながら、人手不足を本気で解消していこうという強い気持ちを感じられません。

そういう中で、平成28年3月、国が、道と連携して、北海道働き方改革・雇用環境改善プランを策定した後、全道を挙げて、非正規雇用労働者の正社員への転換、待遇の改善に取り組んでいるわけでありましてけれども、一向に成果が上がっていないと指摘せざるを得ません。

プランにおいては、平成32年度までに、ハローワークによる正職員就職・正社員転換数を5年間の累計で16万人以上とすることや、正社員と非正規雇用労働者の賃金格差の縮小を図ることなどが目標として掲げられているわけでありましてけれども、それぞれの現状を伺いますとともに、道におけるこれまでの取り組み、その実績についてお伺いをいたします。

○内田尊之副委員長 働き方改革推進室長大矢邦博君。

○大矢働き方改革推進室長 非正規雇用労働者の処遇改善についてでございますが、北海道労働局が策定した働き方改革・雇用環境改善プランでは、13の数値目標を掲げており、そのうち、ハローワークによる正社員就職・正社員転換数については、平成29年度までの2年間の累計で6万3028人となっております。

また、数値目標ではございませんが、正社員との賃金格差の縮小を図ることも目標とされており、道が実施した就業環境実態調査によりますと、「賃金に差がない」と回答した企業の割合が、平成29年度は、対前年度比で2.6ポイント増の27.5%となっております。

道では、これまで、非正規雇用労働者の割合が高い宿泊業や食料品製造業、卸売業、小売業について調査を行い、改善策を取りまとめ、セミナー等を通じた普及啓発に取り組んでいるところでございまして、今後とも、こうした取り組みを通じ、本道における非正規雇用労働者の正社員化や処遇の改善を図ってまいります。

○梶谷大志委員 非正規雇用労働者の割合が高い業種について調査を行って、改善策をまとめ、

普及啓発に取り組んでいるということでもあります。雇用の質の改善に向けて、これまで以上にしっかりと取り組まれるように求めます。

最後ですが、働き方改革推進方策では、業種特有の課題に適切に対応することとして、12に区分した業種ごとの現状、課題、取り組みの方向性が示されたわけであります。

業種別に明確な目標を掲げて、業種特有の課題に適切に対応することに加えて、札幌圏とその他の圏域では人手不足の状況が全く異なることを踏まえると、地域ごとに、人口構成、主要産業の違いに応じたきめ細やかな人手不足対策を講ずる必要があると考えるわけでありますけれども、道としての所見をお伺いいたします。

○倉本経済部長 人材確保対策についてであります。道では、働き方改革推進方策に掲げている、人手不足が顕著な業種ごとの課題や対応方向を踏まえ、人材確保対策推進本部のもと、業種を所管する部局を初め、庁内の関係部局や関係団体が連携し、職業理解の促進、マッチング機会の提供、就業環境の改善などに取り組んでいるところでございます。

こうした取り組みに加えまして、地域の実情に応じたきめ細やかな取り組みを進めるため、各振興局に設置した、行政、経済団体、労働団体、教育機関で構成する地域雇用ネットワーク会議を通じ、雇用情勢や産業動向の情報共有を図るとともに、地域における雇用創出、働き方改革の推進、若年者の就業支援に取り組むなど、引き続き、地域の産業を支える人材の確保が図られるよう、各般の施策を展開してまいりたいと考えております。

以上であります。

○梶谷大志委員 今、答弁にあったように、業種ごとに課題とか対応が異なることを認識しているのであれば、指摘させていただいたとおり、実効性を上げるためにも、それぞれに目標を設けること、具体の施策をつくること、あるいは地域別にいろいろな取り組みを進めること、こういったものをもっと示すべきだというふうに考えます。

これらについて、改めて知事に伺ってまいりたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○内田尊之副委員長 梶谷委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田尊之副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

10月4日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時46分散会